

季刊

人口問題研究

第六卷 第二號

昭和二十五年九月刊行

調査研究

日本人口問題の史的解析

—「農村人口問題研究」のための一序説……………本多龍雄

農業人口適正化の一指標

—佐賀県佐賀郡本庄村における中核農家の動向分析……………林茂

(農村人口収容力調査中間報告)……………林茂

米國社会保障制度の財政經濟的研究(一)

—改正提案H・R・二八九三を中心として……………黒田俊夫

わが国における産児制限実行効果の測定

—バールの測定法による東京都下既往調査結果の再集計……………青木尙雄

資料

アメリカ人口問題資料(二)

その三、人口生物学的諸問題……………篠崎信男

雑報

機関誌の再刊——研究所官制の変更——研究報告会の開催——研究資料の作成——

英文資料の作成——昭和二五年度調査研究項目の決定——人口問題審議会の設置と

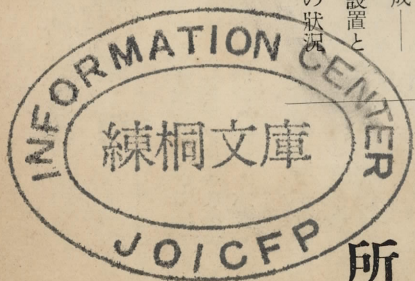
その建議——優生保護法の制定並びにその施行状況——農地制度の改革とその状況

——日本人口学会の成立

文献

外国雑誌人口問題関係文献(12)

社会保障に関する内外文献



厚生省

人口問題研究會
編輯集

調査研究

日本人口問題の史的解析

——農村人口問題研究のための一序説——

本 多 龍 雄

は し が き

この小論は人口問題研究所が終戦以来ひきつづいて実施している「農村人口収容力調査」の調査目的を再吟味し、その調査指針を明確にするために試みられた若干の一般理論的考察を備忘に便する程度にとりまとめたものである。

一、問題の所在と解析の方法

解析の足がかりを史的唯物論の構図法にとる。人口問題が史的唯物論における一種の盲点としてわれわれに強要する重大な方法論的自省についてはいまは触れない。

生存資料を生産し再生産するために必要な社会の経済的構造、とりわけその階級的構成は、同時に人間自身の再生産過程を規制し、人口動態の史的推移を決定する基本条件でもなければならぬ。すでに古くケネーによつて論断されたとおり、人口の増加は社会的富の増大の結果でなければならぬ。しかしケネーがとくに附言すること

を忘れなかつたように、この人口の増加はすぐと富の増進を追いこしてしまい、そのために常に到るところで貧困が支配する。物と人との再生産過程の間に発生するそのような不均衡と、それに起因するさまざまな社会的支障や破綻こそ人口問題とよばれる当の問題ではあるが、しかしこのような支障や破綻は、ケネーや更につづいてはマルサスなど近代社会の理論的弁明者たちによつて解釈されたように、その責めを専ら人口生來の過大な増殖傾向に帰してしまつてよいものではない。たしかに人口の再生産過程は、移りかわりのはげしい社会の必要にすぐさま順応しにくい性質のものであるばかりでなく、社会的な拘束に抵抗し反抗しようとする自然生物的な生命力を宿しているともいつてよいものである。しかし本能的な衝動がそのような抵抗力として形成されるのもやはり社会的限定的結果といつてよいもので、社会的な力の場をこえたものではない。人口の動きが社会の必要から逸脱し、社会の請めるところに背反するよう

に考えられるのは、いうところの社会的要請が実は社会的富の増進物質的生産力の発達を第一義的な目的としたものであるところからおこる。富の生産はもともと人間自身のためのものではあるが、富を生産するための社会的協会は社会成員の階級的分化を必至とし、

人間の人間による支配と搾取を必須の要件とした。社会的富のいちじるしい増進は同時に一般の貧困を深くする。富の増大に結果する人口の増加は同時に貧困の増大の結果でもあり、そしてそのようなものとしてこそ富の増大を追いこそうとするのである。とくに経済構造の進化が婚姻や出産行爲の中に習俗化された社会的伝承の解体と再編成を促進するとき、この拡大された生活空間の中に深化される一般の貧困はしばしば動物的といつてもよいような、すさまじい人口増殖力をさえつくりだす。それは社会経済体制の階級的矛盾と決して別のもではない。ケネーの人口思想も、マルサスの人口原理も、近代資本主義社会が身をもつて覚知せざるをえなくなつたその体制的矛盾のブルジョワ的な表現であつたことはいままでもない。それは古典経済学の樂觀的世界像の水平線上に覚知されたブルジョワ的合理主義そのものの懷疑と自省のはじめであつた。

そういうわけで、人口問題とは、特定の社会経済体制の史的展開が物と人との再生産過程の間になお安定的な均衡関係を編成することのできないとき、ないしは強制された均衡関係がながく維持しがたい状態に立ち到つたとき、つまるところ当該社会経済体制の構造的矛盾がつよく顕在化するところに、あたかも人類社会の不治の固疾でもあつたかのように繰り返かえし立ちあらわれる。そしてその草創期につよく人口問題として触知された資本主義社会の体制的矛盾は、今日、資本主義の成熟期にも一度そして一そう本格的な私たちで立ちあらわれている。もちろん今日の成熟資本主義国における人口問題は嘗てそれらの国々がその草創期に経験したそれとは似もつかない様相を呈してはいる。過剰人口の問題はもちろん解消したわけではなくむしろ一そう内攻的な問題として存続しているといつてよいが、総人口の推移はこれらの諸国にあつてはすでに停滞期に入り、近い将来に相当の減少過程に入ることを予期させるに充分である。過剰人口の脅威は老衰人口の配慮にかわつた。しかしそれ

が今日の成熟資本主義の人口問題だと考えてはやはり問題の本末を見あやまるものである。というのは、資本主義に宿命的な、発展の国際的不均衡は、かつての露骨な過剰人口問題をさらに国際的な規模において登場させるに到つたからで、資本主義社会体制の階級的矛盾は、今日、その帝国主義的發展段階にあつては、国際的支配と收奪の中の後進諸地域の過剰人口問題として自乗化されて登場しているのである。減衰人口の配慮は過剰人口の脅威と決して別のもではない。

人口問題のそのような国際的葛藤はわが国今日の人口問題において特にいちじるしい。問題の解決がきびしく国際的制約の中に立つているばかりでなく、問題の本質そのものが国際的葛藤の集中的な縮図でもあるといえよう。敗戦後に一そう深刻さを加えた過剰人口問題を国民生活の民主主義的再編成によつて解決しようという国民的願望にはもとより異論のあろうはずはないが、国際化した独占資本の強く全国民生活を支配する現段階に、單なる政治家的修辭として以上に「民主主義」を口にするには、当の民主化をはぐむ病根がどこにあるかをその抜きがたい因果の全系列にわたつて明確に知つていねばならぬ。というのも、国民生活の民主主義的再建途上に立ちあはだかるわが国現下の人口問題こそ、国民大衆の民主主義的進歩を發育不全のまゝに停止させてしまつてきた日本資本主義の体制的特性にその最大の病根を負うているものだからである。それは、闘争的な後進資本主義国として、国民生活水準の向上よりもむしろその極端な抑制の中に国際的競争力を糊塗してきた日本資本主義に固有の体制的矛盾に根をもつたもので、成熟せる資本主義が後進地域に露骨に再生産する過剰人口問題はこゝではむしろ高度化する資本主義自体の体制的特質として完成されたともいえよう。戦争政策への冒險的逃避に失敗して以來それはなまなましい赤裸の事実となつてわれわれの眼前によこたわつてさえる。当面急務の收束策は、

破産に類した独占資本の一そう資本主義的な支配体制の再建過程の中に強力に推進されているが、しかし先進諸國が経験したような過剰人口問題からの解放をそこに期待するには、問題を肩がわりしてくれる後進地域が、こゝでは、実は自國の内部にしかないという事實を考慮せねばならぬ。問題の根源は日本資本主義の体制的特質そのものの中にあるのである。だからといって解決は不可能事だともいえまい。しかしこの仕事は資本主義社会の社会生活理想として育成されてきた民主主義というものの最大の試金石ともなるであろう。容易ならぬ仕事であることは篤と銘記する必要があるとおもう。

わが国現下の人口問題の状況がおよそそのようなものであるとすると、その実態を多少とも明らかにしようとする仕事は、当然に、この容易ならぬ課題に自分の解答を提供するものでなければならぬ。瑣末な人口現象の統計学的操作も、それがわれわれをして日本資本主義の構造的特質にまで反省させるかぎりにおいて、はじめて人口問題研究の一環となる。日本人口問題の出发点であり、またその不断の帰点でもある農村人口問題の実態調査に當つて、日本人口問題の史的、構造的性質に関する一般理論的省察を試みようとする趣意もまたこれ以外のものではない。

人口現象の推移の跡をその歴史的社会的な諸条件に解析し、とりわけ日本資本主義の体制的特性にまで反省する理論的省察は、問題の実体的重量をその不可抗的な必然性の中に展示せねばならぬ。しかし、われわれが日本資本主義社会の体制的特性を人口問題の立場からとりあげるのは、物質的生産力の發展を第一義的な推進力とする社会経済体制を同時に人間自身の立場から再吟味し再評価しようとする主体的、行動的な欲求を背景としている。そもそも人口問題と、うものが客体的社会の中で客体的に表現された社会自身の自己意識といつてもよいものである。現下の日本人口問題を遠く日本資本主義の史的生成過程の中に解析し、近代日本の人口の推移をつ

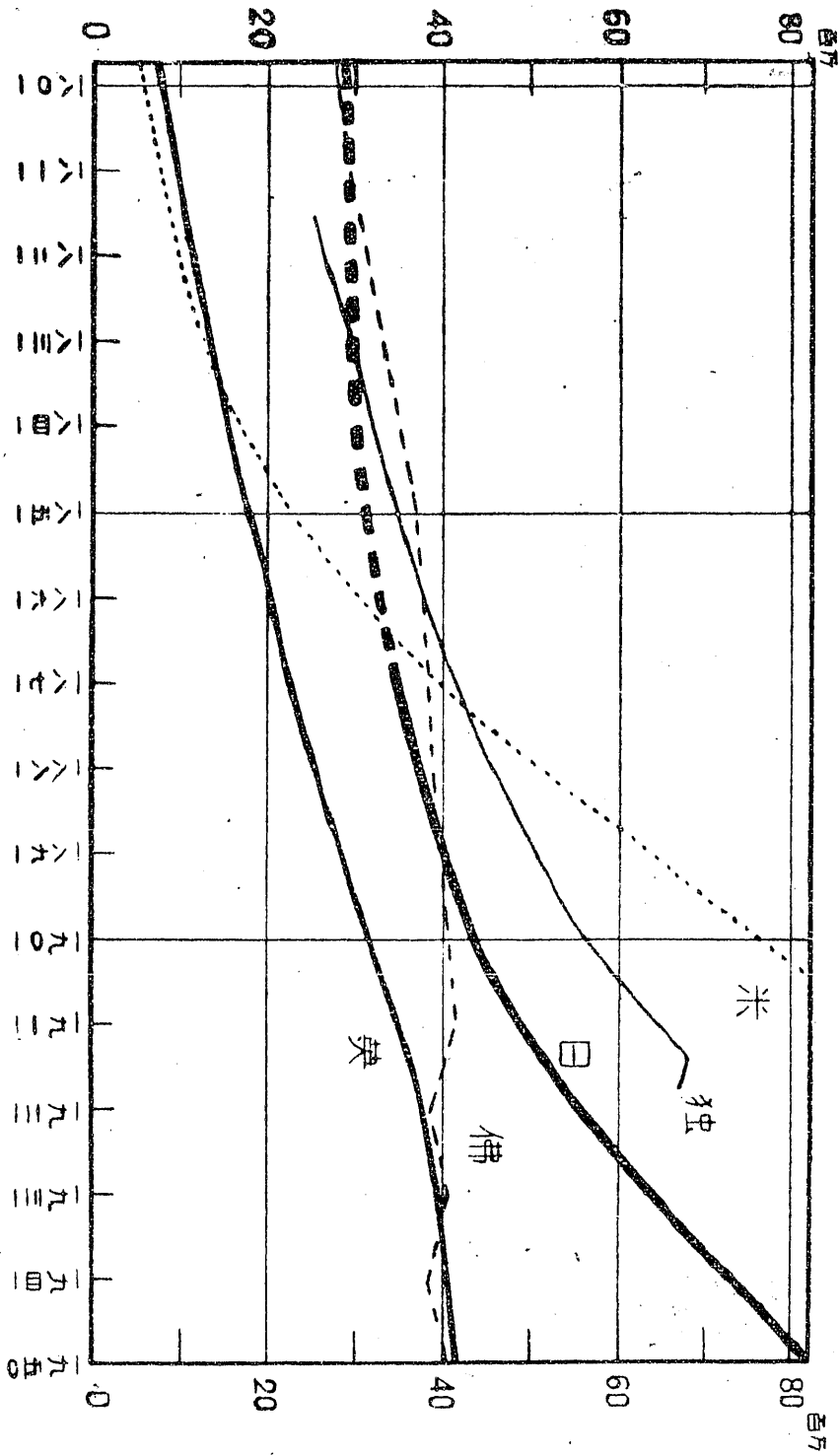
とめてその物質的諸条件の推移の中に再認するのも、表現しがたいわれわれの内心の願望を巨大な歴史の場の中で検証し覚知しようがためであることはいうまでもない。史的唯物論的方法論的趣意もまたそこにあるといつてよいのではないかとおもう。

二、人口統計の上から見た問題の輪廓

徳川封建期中期以降、十八世紀に入つてから、およそ三千万を上下する線で、停滞状態をつづけたと推定される日本人口は、明治変革（一八六八年）を前後する頃から目ざましい増加をつづけ、昭和三年（一九四八年）八月一日の常住人口調査は、沖繩を除いて優に八千万を超えた。明治初年の内地人口を仮りに三千四、五百万と推定すると、八〇年間に大約二・三倍の増加をみたわけであり明治二二―三十四年（一八九〇―一九一一年）ごろは四千万の人口は、爾後六〇年をみたくして倍加したことになる。封建時代の停滞人口と対照されるこの未聞の人口増加こそ近代資本主義社会の生長を物語るもので、それはマニフェストの著者の諷刺したとおりに、あだかも魔法をもつて地下から呼び出されたかのような人口の増加であつた。もつとも十九世紀のイギリス（イングリランドおよびウェールズ）は世紀初頭九百万余の人口を百年間に三倍半に増加しており、一八五一年以後にも五百万をこえる人口を海外に送出しながらなお六〇年にみたくしてその人口を倍加しているが、しかしわが國の近代的人口増加は優に三千万をこえる封建治下の停滞的過剰人口から出たものであつたことも考慮せねばならぬ。増加速度は同じであつたとしてもその近代化過程の中に收容した増加人口量はそれだけ遙かに大きいのである。

そのような増加が可能でもあり、また当然でもあつた理由の一つは、近代日本が引きついだ封建制下の農村過剰人口を爾後ながくそ

第1図 19—20世紀における日本および諸国の人口増加の概勢



(備考) わが国明治以前の人口は徳川幕府の人口調査より推計、天保5年(1834年)を以て約3千万とする。また今次大戦末期および直後の人口減少とその後の増減については詳示せず、およそその大勢を示す。イギリスはイソラランド及びウェールズをしめし、スコットランドおよびアイルランドを含まず。またドイツは前大戦前のドイツ領域、フランスは前大戦後のフランス領域の人口の推移をしめす。したがって1871年以前のドイツおよび1871—1919年のフランスの人口はとくに当時の実際の国民数よりも数百万過大である。

のまゝ保全しつゞけたという点にある。明治一九年ごろおよそ三千四百万をかぞえ、総人口の九割近くを占めていた人口一千万未満の町村人口は、その後もその実数を減少するよりはむしろ漸増させ、大正九年には三千八百万に近く、昭和五年には三千八百万をやゝこえてさえている。それは、いゝかえれば、近代日本の人口増加が、農村社会を近代的に再編成することなく、その封建的停滞人口の上にとゞ機械的にその増加人口を新生都市人口として積み重ねていつたものであることをいみする。イギリスがすでに一八五一年ごろ九百万余の都市人口を容して総人口の過半を占め、一九二一年には都市人口およそ三千万、総人口の七九・三%を占めるのにくらべ、わが国の市部人口は大正九年（一九二〇年）に到つて一千万あまりに達するが、総人口の一八%にすぎず、爾後重工業の発達につれて戦前昭和一〇年（一九三五年）ごろには二千三百万ちかくに達するがなお総人口の三二・七%を占めるにすぎぬ。農村の停滞的過剰人口を包蔵しむしろ強化しながら、その上に累加されてゆく近代的都市人口の発展、そこに近代日本の人口増加の構造的性質がある。後進資本主義国としてその先達に劣らぬ魔法の力を振りえた秘密もまたそこにあるといえよう。

わが国の人口増加曲線が、第一図にみるように、前大戦前のドイツのそれと近似しているのも、産業人口の構成に似たところがあるからであるが、近代的人口増加力の一半を封建的体制の未清算にかりている点はわが国において一そう顯著かつ典型的である。

このような構造的性質こそ、呼びおこされた近代的人口増加をその魔法の力から解放し支配することをいちじるしく困難にする。イギリスはじめ先進資本主義諸国の人口は、とくに今世紀に入つてからその増勢を一変して、すでに静止人口に近い状態をしめしている。資本主義の成熟を象徴するこの事実が、その体制的矛盾の拡大とくに労働需要の相対的縮小を物語るものであることはいうまでも

ないが、しかしまたそれは労働の生産性を異常に上昇させ、一般生活水準を階段に向上させることによつて、資本の合理主義的精神を個人の生活体制の中にもまでもいや応なく浸透させたことを物語る。伝承的習俗の攝理に委ねられていた性生活の中にも貫徹されるこの合理主義的精神は近代的な産児制限の思想を普及し、家族生活への計画的な配慮を増大した。地下の亡霊をよびおこした新しい生産方法は、また自らそれを鎮靜する史的攝理を用意していたといつてよいが、しかし先進資本主義諸国に実現されたこの攝理は同時に人口運動の國際的不均衡を一そう顯著にし、人口問題を一そう國際的な規模において再生産せざるをえない。しかし後進資本主義諸国の人口問題がとくに処置しがたい困難に当面しているのは、單にそのよるな史的攝理を享受する時の余裕を許さねばかりでなく、実はその資本主義的發展そのものの後進性の中に、いゝかえればその構造的な欠陥と未熟さの中にその真因を宿しているといつてよいのである。そしてその發展期においては近代的人口増加の要請を一部分は代位し、時には一そう助長しさえする構造的欠陥と未熟さとは、強く人口の安定を要請せられるときに処置しがたい困難として立ち現われざるをえない。わが国現下の人口問題においてわれわれは特にその感を深くせざるをえないのである。

そういうわけで、わが国現下の人口問題の史的解析は、近代日本の人口増加を單にその額面どおりにとりあげることを許さない。われわれはこの典型的に近代的な人口發展の中でかえつて一そう困難化するその構造的性質に目を止めねばならぬ。人口統計の上でそのような内的疾患を最も敏感に打診させるものは出生死亡の状況であろう。そして人口動態の上からみると、近代日本の發展はまさしくいくつかの特徴的な史的断層をしめして、しかもそれらは日本人口問題の重層的な諸構成を反省するのに却つて最も格好のものと考えられるのである。

もつとも明治初年期についての現存人口統計資料がそのまゝ信頼しがたいことはつとに上田貞次郎博士の指摘されたとおりであるが、その動態統計数はその後森田優三氏によつて統計的に考証せられ、また補正せられた(森田優三著「人口増加の法則」三五三—四三六頁所收「明治間における我国人口増加の一分析」参照)。同氏の考証するとおり、明治初年期の毎年の本籍人口の増加を出生死亡の差増と比較してみると、明治二一年までにおいて毎年いちじるしい相違があり、本籍人口の増加が大きい。即ち新就籍と出生届洩れの事実の多かつたことを示す。また明治一七年以降の靜態人口から遡つて年令階級別の死亡率を逆算してみると、とくに低年令階級にあつては負値をさえうる。即ち就籍率が死亡率を超えていたことを示し、戸籍制度がなお極めて不完全であつたことを実証している。

なおまた、明治初年期の本籍人口の年令構成は初期に遡るほど低年令層が過小で、年令構成の形態の上で明白な飛躍があるなど既存計数の欠陥は極めて歴然としている。おゝそのような事情を考慮しながら、氏は明治二四年の本籍人口(五才階級別)を基とし、第一回生命表(明治一四—二二年)の生存率より遡及推算して、右年次に先立つ年次の五ヶ年平均出生数を求めるとともに、また明治一九年本籍人口を基準とし第一回生命表の生存率より逆算せる明治五年首人口の年令構成によつてその過小な低年令人口を補正し、かつ右年令別の修正係数を第一回生命表の生存率に乗じて修正生存率を求める。そのようにして得られた明治初年期の推定五ヶ年平均出生率および死亡率(男子のみ)を既存計数による未修正率(簡單に五ヶ年の年率の算術平均をとる)と対照して示せば第一表のとおりで、計数に大きな相違をみるばかりでなく、その増減傾向もまた全く逆である。すなわち出生率、死亡率ともに明治初年以降むしろ低下傾向を示していたことが推定せられる。しかもこの低下速度は、推計の仮定により、むしろありらべき実際の最低限を示したもので、実

第1表 明治初年期の修正出生及び死亡率(‰)

年次	出生率		死亡率	
	未修正	修正	未修正	修正
明治 5—9	23.4	31.1	17.8	23.6
〃 10—14	24.9	32.1	18.0	23.7
〃 15—19	26.3	30.5	20.5	23.3
〃 20—24	28.4	29.2	20.0	22.8
〃 25—29	29.2	29.7	21.2	22.7

際には出生率、死亡率ともに初年期には更に高かつたものと考えても失当ではない。

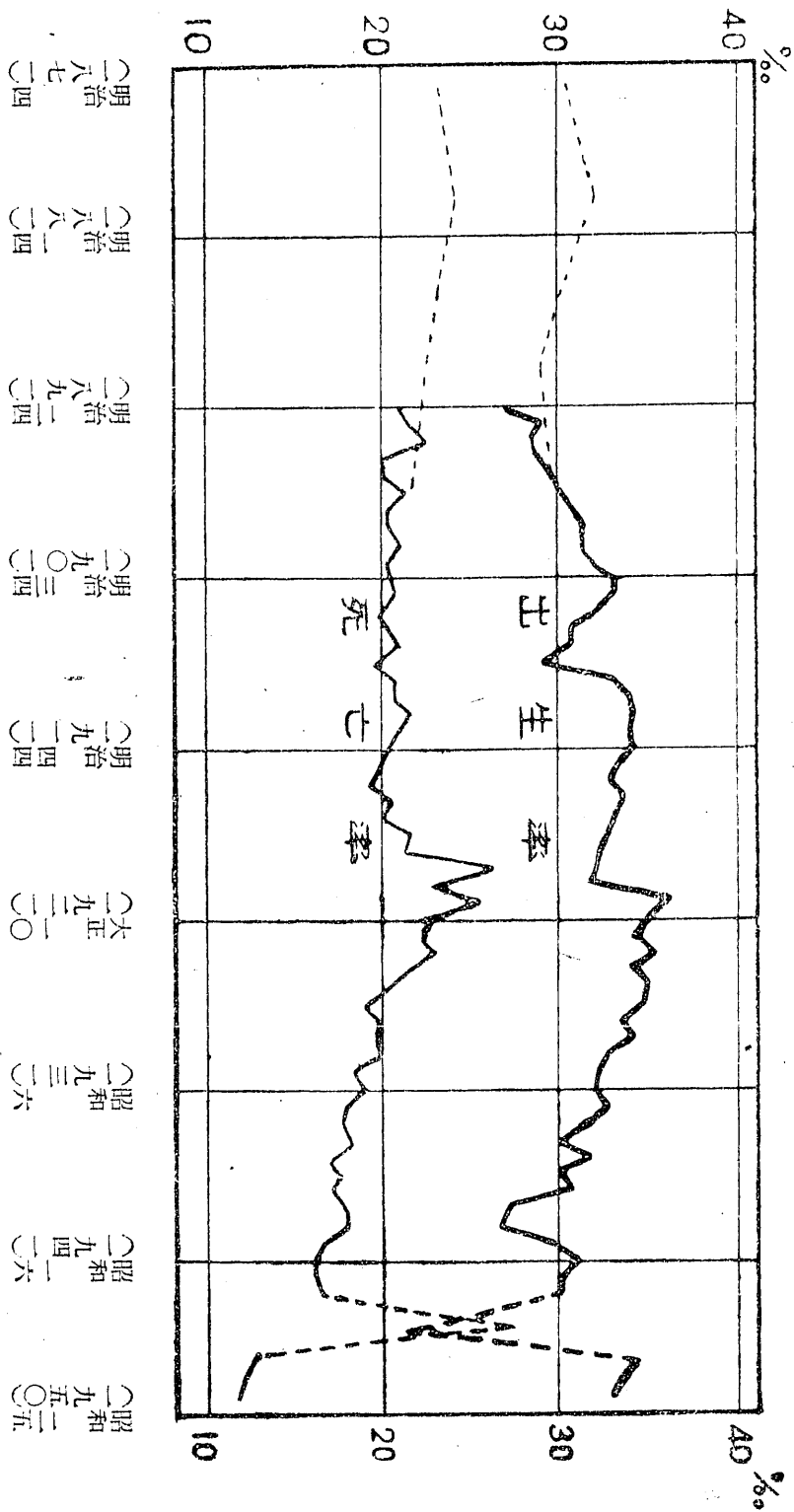
明治二〇年代に入つてからは、本籍人口の増加と出生死亡の差増との隔差の著しい減少が示すとおり、既存計数を以つてその大体の傾向を示すものとしてよい。前掲明治初年期の推定動態率とあわせて近代日本の人口動態推移の概況を図示すれば第二図にみるとおりである。

第二図に察知されるとおり、近代日本の人口動態は数個の顯著な史的断層を示している。明治初年から明治二〇年代に入るころまでの草創期には出生率も死亡率ともに低下の傾向を示しているが、二〇年代より大正九年に到る中葉期においては、死亡率は概ね横ばいの状態をつゞけるに對し、出生率の大勢は明らかな上昇の姿を示している。たゞ一そう瑣細に觀察すると出生率上昇傾向はその前期において特に顯著であり、後期において稍々低下傾向が認められるとともに、死亡率も亦この後期の

大正年代に明瞭な上昇の跡を示している。大正九年以降は出生率、死亡率ともに一貫せる低下傾向を確立して今次大戦期に及んでおり、戦末戦後の異常な人口動態に接続してゐる。

右のような史的断層が日本資本主義の發展段階とその構造的特異性を象徴するものであることはいうまでもないことで、われわれの

第 2 図 近代日本の出生率および死亡率の推移



(備考) 明治初年期は森田俊三氏の推計による。昭和19—21年の動態資料空白期は部分資料を基とし、昭和20年出生率24%、死亡率27%と推定、大勢を图示するに便する。出生率は翌21年には更に22%程度にまで低下したものと推定される。なお戦時の死亡には戦死を含まず。

仕事はむしろこのような人口動態の推移をその社会的、経済的な本質にまで反省することによつてわが国人口問題の特性を歴史的構造的に理解するところになければならぬ。史的展開過程がそのまゝまたその構造的重層関係をしめしているということ、そこにとりわけ日本人口問題の構造的な特性があるといつてよいのである。

三、基本構造の編成と確立

——明治初年期およそ二〇年間——

明治初年期の人口動態が、出生率においても死亡率においても低下の傾向を示していたことは右に森田氏の考証にみたとおりであるが、この低下が果して氏の解釈せられるように（上掲論文参照）人口動態の近代化的傾向として全幅的に承認しうるかどうかについてはわたくしは多少の疑義を抱かざるをえない。死亡率の低下は確かに近代西欧文明の輸入と政府の積極的な政策的努力に負うところの近代文明の恩沢と考えても失当ではないが、出生率の低下をそれと同じ意味で近代化傾向の実現とみるには充分に納得しうる条件に乏しい。

明治変革につづく約二十年の草創期は政治改革に伴う社会不安が諸処にしばしば表面化した時期であつたばかりでなく、新日本の殖産工業政策が本格的な農民革命の犠牲において速進強行されねばならぬ時期であつた。それは、第三階級の成熟をまたず、主として国際資本主義の圧力に押され、それに対抗するために早産したといつてよい明治変革の当然の行き方でもあつた。ブルジョワ革命としての明治変革が本格的な階級闘争の形をとることなく、單に封建的旧勢力のブルジョワ的再編成という形をとつたのもそのような歴史的事情の然らしめるところで、それは当然に封建的農民の行き過ぎようとする革命運動を抑制し、農民に対する封建的收奪を明治政府の最大の財源として統一継承した。明治四年の廢藩置縣に際し県治

条令は旧年貢、賦役、冥加金徴收などの制度を踏襲しており、明治六年地租改正は旧封建貢租を貨幣形態に轉化した。五公五民の実体を継承したこの金納地租負担はそのまゝ、高率な物納小作料として零細小作農民に轉化されたばかりでなく、自作農化した零細土地所有者の土地喪失の最大の推進力ともなつたものであつた。封建的土地制度はたしかに打ち壊され、農民は土地から解放されたが、それはつまるところ封建治下の土地兼併地主を旧來の封建的二重領有關係から解放し、かれ自身の封建的土地所有を合法的に拡大再生産することを可能にしたことにその史的本質をもつていたといつてよい。しかもそのような農民收奪が新生日本の資本主義的機装にとつて不可避の要件であつたことは、当時の国家財政が如何に多くを地租收入に負うていたかをみればよい。当時の国家財政はその財源を租税と内外公債によつていたが、内外公債はその元利拂いのために更に租税の強化を導く。そして明治六年地租改正当時、租税の九二・三％は地租によつていたもので、その比率は明治一八年においても優に八〇％を超えており、明治三〇年に到つても四〇％を占めていた。

新國家の政治力を背景として定着された寄生的地主と零細小作農民とのそのような階級關係は、零細土地所有者としての自作農民の地位をもまた決定した。それは一方に彼等の土地を金納地租負担によつて高利貸の手に歸せしめたばかりでなく、他方には刻苦精勵する自作農民を合理主義的大經營農に轉化するかわりに、高率小作料に依食する寄生的地主に轉化する。嘗て山田盛太郎氏が地租改正檢査令準則第二則によつて考証されたとおり、当時の地租、地主および小作者取前を推算すると左のとおりで、

地租及び村入費	〇・五四四石	一・六三二円
地主取前	〇・五四四石	一・六三二円
小作者取前	〇・二七二石	〇・八一六円

種籾肥代

〇・二四〇石

〇・七二〇円

計

一・六〇〇石

「一町歩……耕作の小作者十人分の取前合計はたゞ五町歩の土地所有に依食する地主一人分の取前に等しい。かくの如き五町歩の土地有、それは国際的規模においては自耕して「小農」範疇を実現するに足るほどに過ぎないに拘らず、日本においては、右の小作者十人分のに等しい取前を確保するところの、盤石の重さの地主範疇を実現するほどの関係」にあつたのである。(山田盛太郎著「日本資本主義分析」一八九—一九一頁参照。)のみならず、明治一〇年の減租は地主の取前を更に増大したし、米価の騰貴はまた一そう地主の立場を有利にした。

農業経営の合理的進歩と拡大を阻止したこのような基本体制は、家族労働を根幹とする零細経営を日本農業の宿命的形態として決定した。徳川封建制下農村の停滞的過剰人口を近代日本がそのまゝ継承し、かつは以後ながくその発展期を通じて持続した根本の理由はこゝにある。逆に、零細経営に伴う停滞的生産方法と家族経営に伴う封建的家族主義はそのような基本的生産構造をいよいよ安固にする保証となり、そのようにして再生産される農村過剰人口は翻つてはまたその生みの母胎そのものを更に強化することとなつた。わが国農村社会の停滞性と封建性とを専ら過剰人口から説明し、乃至は高率小作料の存在を單に土地に対する人口の過剰から説明するのは、そのような反作用的運動を指摘するかぎりにおいて正当だが、問題の本末をあやまるものであることはいふまでもない。農業の資本主義的發展を阻止し、農家人口の合理的收縮過程を許容しなかつた基本的生産関係そのものの中にこそ近代的形態における封建的收奪の最大の理由は存在したといつてよく、需給関係は單にこの基本構造を肉付けする近代的姿態の外見的合理性にすぎぬ。過剰人口の事実にはなく、その不断の再生産過程の中にこそわれわれの注目

すべき根本問題はあるのである。要之、明治変革が封建的旧勢力のブルジョワ的再編成運動として要請した日本資本主義の基本体制は、高率物納小作料と表裏するところの寄生地主的土地所有關係にその足場を構築し、家族経営的零細農家の分層過程の中に封建的停滞過剰人口を再生産することによつて最初のかつ最も基本的な仕事を完了し、その基礎を確立したといつてよいのである。

したがつて、このような基本構造的な要請は、とくに明治変革直後にあつては、行き過ぎた農民解放の訂正運動を必至としたばかりでなく、自作農の減少、中農層の解体を当然の帰趨とした。中農層解体の実情は嘗て平野義太郎氏が地租納入実績から逆算推計されたとおりで、地租五乃至一〇円、即ち耕地〇・七九乃至一・五八町の中農層は、明治一〇年を一〇〇として、一五年には九四、一八年には九〇、二〇年には八二と著減の跡を示している(「明治維新の変革における新しい階級分化と社会的政治的運動」参照)。このように、基本体制の制約する農業経営の零細性とその一そうの零細化は、家族労働による労働集約的な生産方法を固定化しその集約度を一そう強化したばかりでなく、またその封建的な家族主義的制度和精神を社会的定型としていよいよ固定しかつ強化した。とくに家族制度の帰趨とその諸作用については、人口問題の見地から、深く留意するところがなければならぬ。

近代社会はあらゆるいみで個人を解放する。人口再生産の母胎である家族の生態もまた当然に個人の立場から再編成されねばならぬ。しかし封建的な家族主義的小農制の温存を必要とした明治変革の基本体制は、家族制度をその封建的な背景から解放はしたが、同時にその封建的内容をそのまゝに温存し、むしろ家というものを自主独立の主格として一そう強化した。それは市民生活における最高の倫理的規範として、婚姻から出産にいたる人口動態の最も強力な規制者となつたともいえる。それは見えざる権威によつて人口の

推移を社会的に調整する力であつたと同時に、またその子女をさしたる心的葛藤もなしに前借の年期奉公に動員させる暗黙の社会的権力として国民的多産の根源ともなつた。しかしいま、明治変革の草創期に、封建的農民收奪が新しく再編成されようとするとき、そして新産業の發達が旧來の農家副業を破滅させはじめたとき、しかも當時の新興産業が夥しい量の囚人労働を利用しなければならなかつたほど農家余剰人口の離村が忌避し嫌悪せられていたとき、この家族制度がその古い封建的な抑圧力の面を再度つよく表に出していたのであることは想像にかたくない。明治初年期に推定される出生率の低下を理解する途もまたそこにあるとおもわれる。それは人口動態の近代化のあらわれというよりも、むしろ反対にその不徹底を象徴し、承継再生産された停滞的農村過剰人口の近代的苦悶を物語るものではないかとおもう。

イギリスの農業革命は夥しい貧民群をつくり出したが、同時に農村人口の近代的再編成を貫徹し、その合理的收縮過程への基礎をすえた。フランス革命は封建的隷農を富裕な分割地農民に、即ち最初の近代的小市民に轉化することによつて、出生率の近代的低下を成就する国民的主体を創造した。近代日本のブルジョワ革命は封建治下の過小農制度と過飽和の農村停滞人口を新しく再生産し体制的に固定化することによつて長く国民的多産の基盤となつた温床を措定した。その草創期における出生率の低下はそのような基本構造自体の最初の、かつ一そう露骨な自己告白であつたといつてよいのである。

四、構造的特質の國民的展開

明治二〇年から大正九年まで

明治二〇年代に入つてから大正年代にかけて人口動態は新しい姿をとり、とくに出生率は明白な上昇傾向を辿つた。そこに近代日本

のめざましく生長はじめた時代の象徴をみることは一応は至當のことといつて差つかえないが、われわれはその内容を基本構造の特質から理解するところがなければならぬ。

農民労働の封建的收奪を国家的規模において再編成することによつて始めて可能であつた資本の原始的蓄積過程は、明治政府の産業資本創成政策として、明治二〇年代に入るとともにとくにその進度を加速した。三池、高島等の全筑豊炭鉱が、国家の軍事的要請を背景として、貝島、三菱、三井、住友、古河等の大財閥の独占下に結集統合されたのもこの時代であつたし、例を輕工業部門に回顧すれば、大阪紡績会社が汽織機三百三十余台を据えて操業を開始したのも明治二二年で、ながく日本資本主義發展の中核となつた紡織業における近代的大工業經營のはじめといつてよい。農家の自家用手工業としての手紡、手織は、かた廢絶されて、生計補充的な農家副業としての間屋制家内工業へ轉化せられるとともに、この余剰人口はまた近代的工場生産の安価な労働力として動員された。産業資本はすでにその必要とする労働力の創出にもこと欠かない状態に進んだわけで、その労働力がいかに安価なものであつたかは明治一九年六月の甲府における製糸工ストライキの記録に「午前四時半から午後七時半まで」働いてその賃金一〇錢内外とあるにみてもその一端を察するに足らう。わが国の低賃金は、日当米二升といわれるが、當時の米価をかりに石八円とみてもこの奴隸的労働の日賃金は米一升二、三合に過ぎないものとなる。そのようにして強力に育成し推進された産業資本の發展は、綿糸生産についてみても、二〇年代の終りには輸出高がすでに輸入高を超えた。それは當時の資本主義發展の速度を示すものであるとともに、また基本構造的に制約された国内市場の狹隘性を実証するものである。日清戦役以前に紡績業の国内市場がすでに飽和点に達していたことはわれわれのとくに回想に値いする事実で、日清、日露の兩戦役が日本資本主義の發展と不可

分の事件であつたことはことあたらしく述べるにもおよびまい。
 およそそのような時代の推移の中で、産業人口の近代的分化は、
 近代的都市人口の生長過程と表裏して進行した。明治五年の産業別
 有業人口を大正九年第一回センサスの結果と一部対照してみれば左
 のとおりで、

総有業者数		内、農林業		その割合	
明治五年	一七、〇七三(千)	一四、一〇〇(千)	八一・四%		
大正九年	二七、二六一	一四、二八六	五二・四%		

かつて優に八割を占めた農林業人口はその実数を持続しながらもその割合は五割余に低下した。一千万をこえる増加有業人口の殆んどすべては新産業とこれに附帯する新しい職場の收容した有業人口であつたわけになる。

しかし、このような産業分化の中にあつて農業人口がその実数を殆んど不変のまゝに持続しつづけたことにわれわれはむしろ一その注意を拂わねばなるまい。とくに農家戸数の変遷のあとをみると第二表のとおりで、明治初年期このかたほぼ五百五十万戸の線を横ばいして今次大戦期にまで及んでいる。

第2表 農家戸数の変遷
 (明治5年—昭和24年)

	実数 (単位千戸)	指数 (5,500千戸=100)
明治6年	5,640	102.5
〃 20〃	5,518	100.4
〃 24〃	5,490	99.8
〃 36〃	5,359	97.4
〃 43〃	5,498	99.9
大正4年	5,535	100.6
〃 9〃	5,573	101.3
〃 14〃	5,549	100.9
昭和5年	5,600	101.8
〃 10〃	5,611	102.0
〃 15〃	5,480	99.6
〃 19〃	5,536	100.7
〃 21〃	5,698	103.6
〃 24〃	6,246	113.6

昭和19年以降は沖繩を含まず

もつとも、やゝ瑣細に観察するならば、明治初年期いさゝ日露戦役時にかけて相当の減少傾向を示し、爾後は大正年代にかけて逆に漸増の傾向を示す。しかし前期の漸減傾向は農家経営規模の合理的拡大を語るよりもむしろより多く窮乏零細農家の没落の事実を語るものであり、逆に後期の漸増傾向は日露戦後の多少の労働生産性の増大や農産物価格の割り高にもなる農業生産余力の若干の増大が、生産構造そのものの改善に志向することなく、單に機械的に農家戸数と農業人口を増大させたものとみてよい。零細小農制下に停滞の過剰人口を再生産させる基本構造の構造的制約は、この前後の波瀾を通じて却つて一そう印象的ださえる。

もちろん、この間にあつても、基本構造的制約内にあつての農業経営の合理化への努力は続けられたし、それだけにそれはまた一その切実執拗なものであつたともいえる。経営規模一―二町の自作農層において一応の安定的経営形態をえようとする努力は経営規模別農家数の推移の跡に窺われるとおりで、明治末期から大正年代前期にかけてその一端をみれば第三表のとおりである。日本農業に固有のものとなつた精農的農民精神はそのイデオロギー的成果であつたといつてよいものである。そして、基本構造の構造的欠陥がなお著しく顕在化することなく、むしろ日本資本主義の急テンポな発展の強力な推進力として展開されたといつてもよいこの時期にあつては、この農業形態と農民精神とは、日本的家族主義の制度と精神をいよいよ保全し強化するところの原動力でもあつたことを付け加えておかねばならぬ。体制的に宿命づけられた停滞的で低位の生活水準の中で執拗に堅持せられる強固な家族主義的伝統こそ、農民的多産の母胎でもあり、また農家子女を立身出世の壮志に駆り乃至は貧家救済の大義に駆つて滔々として離村させた推進力でもあつた。この時代の出生率が上昇の姿をみせる理由の大半はこゝに求めることができよう。

第3表 経営規模別農家数割合の変遷
(明治42年—大正6年)

	0.5町未満	0.5—1町	1—2町	2—3町	3—5町	5町以上
明治42年	37.4%	32.9%	19.4%	6.0%	2.8%	1.4%
〃 43〃	37.5	33.0	19.3	6.0	2.9	1.3
〃 44〃	37.1	33.1	19.6	6.0	2.9	1.2
大正1年	37.1	33.3	19.6	6.0	2.8	1.2
〃 2〃	36.8	33.4	19.8	6.0	2.8	1.2
〃 3〃	36.6	33.4	20.0	6.0	2.7	1.2
〃 4〃	36.5	33.4	20.3	6.1	2.7	1.3
〃 5〃	36.4	33.3	20.2	6.1	2.7	1.3
〃 6〃	36.1	33.3	20.4	6.1	2.7	1.3
昭和5年	34.6	34.2	21.9	5.7	2.3	1.3
〃 10〃	34.0	34.2	22.4	5.7	2.3	1.4
〃 16〃	33.3	30.0	26.7	6.1	2.2	1.3
〃 21〃	39.2	31.3	23.5	3.7	1.4	0.8
〃 22〃	41.4	31.0	21.9	3.6	1.3	0.8

(備考) 明治42—大正6年は農省務省農務局大正7年編「農事統計」による。
昭和21年以降は沖繩を含まず。

とくにこの間にあつて農民離村の現象が果した役割りについては深く注意せねばならぬ。農業人口は、さきにみたとおり、その実数をさして減少させもしなかつたが、また増加もしなかつた。農家人口の自然増加分は余剰人口としてほとんど完全に離農させられたわけ、その大部分は離村した。明治一九年の人口一万未満の町村人口は約三、四〇〇万で、大正九年までのその増加はほぼ三九〇万であるが、それはこの間における人口一万未満町村の毎年推定自然増加数の累計ほど一、四〇〇万の三割弱にあたる。いゝかえれば農家

人口はその單純再生産を超加する余剰人口の三割ちかくを村内に離農させながらその七割あまりは完全に離村させてきたとみておさして大過あるまいとおもう。およそそのような人口の移動が新産業のめざましい生長に伴う労働力の需要と表裏補足の關係にあつたものであることはいうまでもないが、この人口移動も農業生産における合理主義の貫徹が要請したものでなく、單にその家族主義的零細経営の一線を固持するために放出された余剰人口の機械的な排出運動であつたし、また新産業の労働力需要もその生産性の隔差によつて農業人口の合理的收縮運動を強制し助成するほどの力をもつたものでもなかつた。むしろ国際競争に駆り立てられた後進資本主義にとつては低賃金労働の利用を恒久化することが必須の要請でさえあつた。賃金統計にあらわれる農工賃金の隔差は相当に大きい、都鄙における物価水準の相違も考慮しなければならぬし、とくに離村人口を直接收容する第一次的職場の賃金は農作雇の賃金とさして径程のないものであつた。試みに昭和一〇年の計数についてみると、近代工業における農家労働力の最大の需要者であつた紡織工業の女工の賃金は一日六四錢(内閣統計局調査)で、農作雇の女子賃金、季節雇で七八錢、日雇で六五錢(農林省調査)をむしろ下廻つている。離村男子の最大の需要者であつた都市商家における年俸奉公が貨幣賃金にも換算しがたい種類のものであつたことはいうまでもない。経営の合理化や労働生産性の向上を原因としないばかりか、またその結果として導來することもない機械的な人口移動、いゝかえれば低賃金労働と農家余剰人口の單に「口へらし」のための離村運動との相互補足的再生産過程、それが基本構造的に制約されたわが國人口移動の構造的性質であつた。

そういうわけで、資本主義の急速な國民的生長を物語るこの時代の商工業の發達、都市の生長、商工業人口の増大も、また当然に、おなじ基本構造的制約を免かれえないものであつた。大工業は少数

の官營的軍需産業と民間紡織工業において著しい躍進の跡を辿つたが、商工業による人口収容力の実体はむしろ家族経営的精神と原理に貫かれた中小企業にあつた。それはとくに小規模経営においていちじるしく、とくに家族経営的商業において典型的である。工業人口の実態は第四表にその一端を窺いうるとおりで、全工場のほぼ半数は職工数一〇人未満の家庭的工場であり、統計面にあらわれない職工数五人未満の工場をさらにこれに追加せねばならぬ。職工数三〇人未満の小工場は全体の八割ないし八割五分を占め、職工数一〇

第4表 経営規模別工場数および職工数割合

職工数(人)	工場数				職工数割合	
	5—6	10—29	30—99	小計	100—999	1,000—
明治42年	52.1	33.6	10.8	96.5	3.3	0.2
大正3年	46.2	36.4	13.1	95.7	4.0	0.3
〃 8 〃	45.8	35.6	13.5	94.9	4.7	0.4
〃 14 〃	48.7	33.9	12.3	94.9	4.6	0.5
昭和5 〃	57.4	27.6	10.7	95.7	4.0	0.3
〃 10 〃	55.0	30.1	11.0	96.1	3.6	0.3
昭和10年	11.0	17.3	19.7	48.0	32.4	19.6

(備考) 内閣統計局, 労働統計要覽による。

〇人未満の中小工場は一貫して九割五分を一、二分上下するまゝ、圧倒的な比重を示している。職工数の割合にみてもそのほぼ半数はこの中小工場の収容するところである。

工業における人口収容力の実態が右のとおりであるとすると、近代的産業分化が可能にした人口収容力の実態についてもほどその大要を想像することができよう。センサスのなかつた時代の産業別人口構成の推移については正確な数字をえがたいが、大正九年センサスによつてその全発展の総括的成果をみるとする。いまコーリン・クラークにしたがつて産業を第一次(農林水産業)、第二次(鉱工業)第三次(商業、交通業、公務自由業等サービスの産業)の三群に分け、各産業群はその生産性の隔差にしたがつて国民経済の発展につれその有業人口の比重を第一次産業から第二次産業へ、更に進んでは第三次産業へと移動させるのを通則とすると考えてみる。大正九年におけるわが国産業三分別有業者割合(%)を先進諸国の既往における若干の事例と対比してみた結果は左のとおり、

	第一次	第二次	第三次
日 本(一九二〇)	五四%	二二%	二五%
フランス(二八八一)	四四	三七	一九
ドイツ(二八八二)	三九	三六	二五
アメリカ(二八九〇)	四三	二七	三〇

産業発展のなお低位なものにもかゝらず、第三次産業人口の比重のいちじるしく高いことがわかる。その主因は、いうまでもなく、商業人口の相対的過大にあり、家事業の比較的多いこともまたこれに加重している。それが決して産業の発展とそれに伴う一般生活水準の上昇を物語るものではなく、多分に封建的なこれらの家族主義的生業形態の過大な人口収容力を示唆するものであることは、産業別人口割合を総国民所得における産業別所得割合と対比することによつて一そう明瞭となる。三国一義技官の研究をかりて大正九年の産

業別有業人口割合および同所得割合をみると第五表のとおりで、商

第5表 産業別有業人口および所得割合
(大正9年)

		有業人口割合	所得割合
業	業	52.4	35
林	業	2.0	2
水	業	1.6	2
産	業	18.9	22
工	業	13.4	13
商	業	3.5	6
交	業	5.6	16
通	業	2.4	
公	自由業	0.2	1
務	業		
家	の他		
事	計	100.0	100
所			

(備考) 三国一義稿「産業構造からみたわが国人口収容力の分析」(厚生省人口問題研究所編、現下の人口問題、上巻) 204頁より、一部を再掲。

業所得水準の低くさは農林業について特徴的であり、わが国の商業人口がいかに採算を無視した、單に生きるだけのため、家族経営的小経営を多量に含んでいるかを物語る。そのような事情は中小工業についてもまたいえることで、それは工業の所得割合の比較的に低いことから推察されよう。とくに工業を交通業ないし公務自由業と比較してみるとその有業人口あたり所得の低くさは明瞭である。それは、工業労働賃金の低位と、この労働力の直接的收奪に立脚した技術水準の低くさを示すだけでなく、また家族主義的経営形態の普及をあわせ物語る。

農村過剰人口を呑み込んでいった近代産業による人口収容力の実態はおよそ右のとおりで、家族経営的な中小工場や大小商家の榮枯盛衰過程の中に実現された老大人人口収容力は、農村における停滞的過剰人口の都市的対蹠物として生成し、また健全に生長した。近代日本の人口の發展はその中枢基地をこゝに編成し確立していったといつてよい。そしてまた、この順調な近代日本の展開期に、農村

に日本的な中堅農家と農民精神の生長をみたのとおなじように、都市では新しい中産小市民階級層を生長させた。いずれも基本構造的制約をこえたものではないが、それだけまた家族主義的伝統を國民的に再編強化し、人口發展の精神的紐帯を構成したといつてよい。

およそ以上のように考えることができると、明治二〇年代に入つてから大正九年におよぶ近代日本の生成期に、出生率、草創期の低下傾向を一変して、着実な上向線を辿つたということも充分に納得することができようとおもう。それは近代日本が國民的に低位な一般生活水準の胎内で、それだけにまた一そう野性的な活力を孕んで生長したことの象徴といつてよいものである。人口収容力が急速に拡大されていつたこと、そしてその基本構造的制約がなおさしたる構造的破綻をみせることなしに、むしろ國民生活の一応の近代的編成替を急速に推進する動力として働いたこと、そこにこの時代の出生率上昇の基本条件を求めることができよう。一―二町自作を收斂点とする家族労働中心の零細農体制と、同じく家族主義的精神を指導原理とする中小企業形態とは、日本資本主義が國民的規模において展開する二つの相互補完的な基盤であつた。そしてその上に、寄生地主的土地所有と大資本とは、新帝國日本としてゆ合し、急速に生長したのである。

しかし、そのようにして成就された封建的停滞人口の近代的解放は、二つの巨大な停滞的過剰人口層の保全とその相互補完的な再生産過程を不可欠の前提とし、國民生活水準の一般的停滞をその当然の結果とする。それが新帝國日本のめざましい生長のための構造的制約であつた。國民的耐乏の上に立つ資本の蓄積と、そのような構造的欠陥を代位し轉化するところの帝國日本の一そう帝國主義的な展開の中で、近代日本の基本構造は國民的性格として定着されたのである。そういうわけで、封建的な家族主義の伝統が國民的多産となり、帝國主義的發展が出生率の上昇傾向として実現されたことは

もとより異とするに足りないが、しかしそれは国民的生活空間の近代的解放を物語るとともに、また国民的生活水準の近代的上昇を妨げる構造的圧力の強さをも物語る。明治二〇年代に入つて以來なかく死亡率が、明治初年期の低下傾向を停止して、横這いの状態をつづけたことも、そのような国民的規模における重圧を思わせるに不足しないのである。

そのような構造的圧力の影響は出生率の推移の中にも亦みとめられる。明治二〇年代からおよそ大正九年におよぶこの近代日本生成期の出生率は、大局的に明白な上向線を辿つてはいるが、しかし明治三七、八年の日露戦役を境としてその前後期に相当の顯著な相違をしめす。前期の着実な上昇傾向は後期に入ると明瞭にぶつてくるばかりでなく、大正年代に入るとやゝ低下の傾向をさえしめしている。それはわれわれをして時代の推移を通じて露見される近代日本の構造的欠陥を再認識しめるに充分なものである。日本資本主義の發展が、一段とそのテンポを早めた日露戦後に、同時にその構造的欠陥をも漸く表面化せざるをえなかつたことは周知のとおりで、農村に近代的恐慌現象のはじめて濃化したのも日露戦後のことであつた。しかもそれは農産物価格の相対的な高騰、農業機械の導入による生産力の向上と並んでほじまる。それは「豊作もまた不運となる」(マルクス)と云ふところの小農制的農業そのものの構造的欠陥の表現であつた。わが国農業の恐慌現象は、爾來いつも、危機的性格を帯同して現われているといつてよいのである。日本資本主義の生長に一応の完成をあたえ、新しい出発への轉機となつた第一次世界大戦時(大正三―七年)の異常な好況下にみられる出生率の鈍勢もまた日本資本主義の構造的特質がその後進的速成体制の限界に近づくにつれあつたことを確証するものといえよう。そしてこれと時を同じくして、死亡率が明瞭な上昇の形をとるに到つてゐることは一そうこの推定を確信させるものでなければならぬ。大正七年、九年の

高死亡率が当時スペインかぜとよばれた流感死亡の結果であることはいふまでもないが、死亡率の一般的上昇傾向は蔽いがたい。第一次世界大戦を経て日本資本主義は國際的にも無視しがたい一勢力となつたが、第一次大戦後の世界資本主義の一般的危機はそれだけにまた強く日本資本主義にとつても、それ固有の構造的特質の中であらわれはじめた。大正七年の米騒動はその最も印象的な挿話であり、戦後に累年頻発する小作争議と工場ストライキの波はその社会的本質の告白であつた。

五、構造的進化と構造的危機

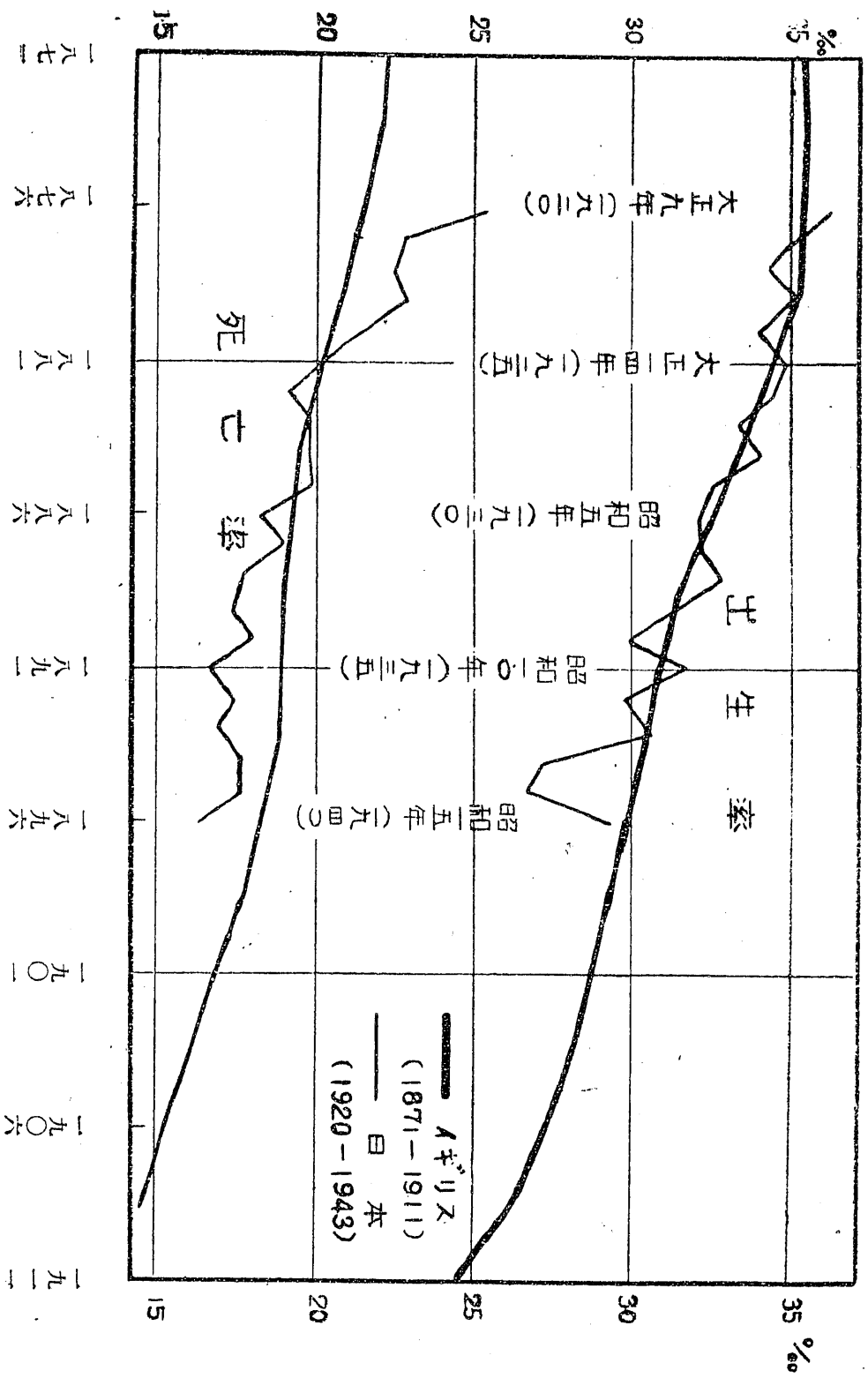
——大正九年以降、第二次大戦期まで——

人口の動きは大正九年を時として劃期的な変貌をしめす。都市人口、とりわけ大都市人口の増加はいちじるしい。人口一〇万以上の大都市人口の増加のあとと左のとおり、

明治一九年に約	一八六万、	総人口の	五・〇%
〃 三一年に約	三五〇万	〃	七・七%
大正 九年に約	六七五万	〃	二二・〇%
大正一〇年に約	一、七五二万	〃	二五・三%

明治一九年から大正九年にいたる三十四年間の増加は約四九〇万、年平均一四万余に對し、大正九年から昭和一〇年にいたる増加は優に一千万をこえ、年平均七三万に近い。大正九年以前には大都市人口は総人口の増加の三割近くを收容したに過ぎなかつたが、以後一五年間の増加は総人口の増加の優に七割五分に及んでいる。それとともに、人口動態における変貌もまた、これに劣らぬといふ。出生率も死亡率も爾來一貫し、確實な低下の傾向をみせて今度の日華事変期に及んでいる。その出生率の低下傾向は、第三圖にもみりとおり、かつて一八七六年以降のイギリス出生率が経験した低下傾向と不思議なほどその速度を符合しており、またその死亡率は、

第 3 図 イギリス (1876年以降) および日本 (大正9年以降) の出生率および死亡率低下傾向の比較



(備考) イギリスは5カ年平均値によりその大勢を図示する。

同じく一八七六年以降のイギリス死亡率の低下傾向と較べてみると、その出発点が高かつただけ一そう鋭い低下傾向をしめしている。いゝかえれば、わが国の人口動態はほぼ半世紀を遅れて嘗つてイギリスが経験したと同じ程度の近代化傾向を実現することとなつたわけになる。周知のように、一八七六年を起点とするイギリスの出生率低下傾向の発展は一九世紀の七〇年代に始まるイギリス資本主義の高度化と、それに関連するところの一連の経済的、社会的諸条件を背景とする。それは、一言にしていえば、資本主義の自由な発展の行きつまりと、それを打開するための資本主義自身の一そうの構造的進化和発展であつた。それは生産力の更に劇的な増大を結果し、一般生活水準の更にいじりしい上昇を実現したものであつたと同時に、また資本主義に固有な構造的矛盾と対立を国民的ならびに国際的な規模においてあたらしく展開し深化するものであつた。第一次世界大戦と戦後恐慌、その後の一時的安定期を経て発生した未曾有の世界恐慌はこの矛盾の現実のあらわれであつた。そして大正年代の日本は、前段にみたように、変則応急の構造の中に後進資本主義国として一応の生長をとげて間もなく、そのまゝ高度資本主義的発展とその社会的、経済的な苦悶とを同時に経験しはじめるのである。われわれは、大正九年以降のわが国人口動態の上にあるられる明瞭な近代化傾向の中に、單にこの重層化された時代のはげしい推移を読みとるだけでなく、そこに近代日本の人口問題の史的本質を解析する用意がなければならぬ。

もちろん、このような人口動態の劇期的推移を、この時代の日本資本主義の劇期的な構造的進化和結びつけ、国民生活の更に輝かしい近代的再編成過程の成果として理解することは、決して無理がないばかりでなく、一応は必要なことでもあろう。第一次世界大戦後の恐慌期を日本資本主義はむしろ好便に切りぬけ生長した。大正元年を基準として大正年代の末までに、わが国はその商船トン数を二

第 6 表 産業三分類別有業人口割合の推移
(大正9年、昭和5年及び昭和15年)

年 次	第一次産業 (農林水産業)	第二次産業 (鉱工業)	第三次産業 (交通業商業その他)	計	実 数
大正9年(1920)	54.4	20.5	25.1	100.0	27,261,000
昭和5年(1930)	49.6	20.9	29.5	100.0	29,620,000
昭和15年(1940)	44.3	27.0	28.7	100.0	32,483,000
昭和19年(1944)	43.7	32.7	23.8	100.0	31,534,000

倍半に増大し、その鉄道網を九割近く延長した。木綿工業はその生産を三倍近くに増大し、電力生産は六倍に増加した。とくに第一次大戦このかたの産業構造の進化のあとは、大正九年にはじまる近代的人口調査の爾後一〇年毎の数字の実証しているところで、前記コーリン・クラークにしたがい、とくに産業三分類別有業人口数の推移としてその構造的進化の跡をみれば第六表のしめすとおりである。わが国商工業人口の構造的性質については前段にふれたとおりであるが、一般的構造進化のあとは昭和五年恐慌期についても観取せられ、太平洋戦争直前の昭和一五年においては一そう顯著である。もしまた国民生活水準の指標を、通例にしたがつて、人口一人当り所得額においてみるとすれば、第七表のしめすとくで、大正一〇年いこうの一般生活水準向上のあとはきわめて顯著である。(第七表は人口問題研究所研究資料第四五号、三國一義技官執筆「わが国有業人口の構造的推移について」所収、同技官算出の数字より一部を再掲)。

しかし、頭わりの国民所得額が国民所得の配分關係を抽象したものであるのと同じように、総人口を分母とした

第 7 表 人口一人当り實質國民所得の推移

(單位、円)

明治	34 年	39	大正	8 年	37
〃	35 〃	40	〃	9 〃	43
〃	36 〃	39	〃	10 〃	72
〃	37 〃	38	〃	11 〃	89
〃	38 〃	37	〃	12 〃	87
〃	39 〃	38	〃	13 〃	80
〃	40 〃	37	〃	14 〃	84
〃	41 〃	43	昭和	1 年	86
〃	42 〃	47	〃	2 〃	84
〃	43 〃	47	〃	3 〃	80
〃	44 〃	45	〃	4 〃	82
大正	1 年	44	〃	5 〃	92
〃	2 〃	48	〃	6 〃	90
〃	3 〃	48	〃	7 〃	102
〃	4 〃	45	〃	8 〃	103
〃	5 〃	37	〃	9 〃	108
〃	6 〃	34	〃	10 〃	114
〃	7 〃	33			

(備考) 本表は所得額は統計局「昭和10年における我国及國民所得額」による、日銀調東京卸売物価新指数により修正、實質國民所得を算出したものである。

動態諸率に現われる近代的傾向は必ずしもその内的、構造的な特殊性を考慮の外においてよいものではない。それに、このような人口動態近代化の事実そのものが、総じて高度資本主義の発展にとまらう一般的傾向として、一方に生産力の異常な増進、一般生活水準の不斷の上昇傾向を前提とするものであるとともに、また他方においては近代的階級分化の一その普及と徹底を、また富の配分関係における階級的偏差の一その拡大を不可分の条件としている。國民的規模における停滞的過剰人口を土台として発展した日本資本主義の構造的進化過程において、この明暗表裏する諸事情の葛藤はとくに考慮されるところがなければならぬ。國民的体制の構造的欠陥を

告知する危機の意識としてこそ人口問題は國民的關心の対象として立ちあらわれるのである。そしてまた、わが国で人口問題というものが時代の問題として登場するのにもまさしくこの時代にはじまる。大正七年の米騒動は世人の注意をはじめて人口と食糧の問題にひきつけた。それは人口問題としてなお極めて皮相的でもあり、そしてそのような問題自体はその後の外米輸入によつて簡単に解決されたが、時代の苦悶がはじめて人口問題として意識されたところにおききな意味があるといえよう。それは、根本においては、その資本主義構造の高度化を必至とし、したがつてまたその構造的危機の濃化を予感した近代日本の最初の國民的自省であつたといつてもよいものである。

そのとき以来、人口問題は、資本主義的進歩の地平線上に、資本の合理性の処理しがたい亡霊でもあるかのように、姿をかえて立ちあらわれている。恐慌の波を産業合理化運動によつて乗りこえながら独占資本がその支配をいよいよ強化してゆくとき、それは繰り返かえし國民的識域にのぼる。とくに昭和年代に入つてから、一九二九年(昭和四年)世界恐慌の波を幸じてこえたころ、即ち独占資本の支配がすでに決定的な形をとり、五大財閥がすでに全工業生産のなかばを支配し、全國民所得の過半を操作するに到つたころ、そのような資本主義的合理化は他方の極に決定的な社会不安をよびおこした。経済的合理性は社会的合理性と決定的な決裂状態に入る。そして人口問題は深刻な失業問題と結びついて再び國民的關心の焦点にうかびでた。

昭和恐慌当時の失業状況は、上段にも再三ふれたとおり、わが国特有の潜在化傾向のため、その実体をつかみにくい。昭和五年のモンスラの捉えた失業者数は僅かに三十二万に過ぎないが、大正九年にくらべ商業人口の増加が三四%、一四万、家事業の増加二一%一四万という数字にも、その特殊な停滞過剰人口化の一端を窺いえ

よう。この間の総人口の増加は九%に足りなかつたのである。都部の若い女性を吸引した接客サービス業の増加もそのような停滞的過剰人口の一象徴として特記すべきもので、大小都市のカップフェー文化の繁栄は当時の日本の近代化過程の二つの縮図でもあつた。かつて小田橋貞樹氏は、大正九年の男女および年齢階級別就業率を基準として昭和五年の要職業人口を推定し、その実際就業者数との差二、三七二、〇〇〇人をもつて未就職失業者等をふくむ昭和五年当時の失業実数と推定された。美濃口時次郎氏は同じく大正九年を基準として労働生産性の向上による余剰人口の推計から昭和五年の失業の実相を二、五六〇、〇〇〇人という数字に解析された(ともに美濃口時次郎著「人的資源論」参照)。未就職失業者、早期退職者、不完全就業者等をあわせた当時の失業の実体は、およそ二〇〇万から三〇〇万の間にあつたとみて大過ないとおもわれる。しかも基準とされる大正九年の有業人口が、われわれのすでにみてきたとおり、基本構造的な停滞過剰人口を含んでいゝものであることをわれわれはあわせ想起せねばならぬ。農村の窮迫はとくに記憶に新しいところ、その後の日本資本主義が昭和六年の満洲事変を轉機として歩み込んだ途が、戦争景気や分村移民計画に表面を糊塗しながら、その構造的破局を一そう急速に準備したものであつたことはいうまでもない。失業問題は労働配置と徴用の問題にかわり、国の人口政策は人口増強方策へと一変したが、しかしそれは構造的欠陥を一そう拡大再生産するための過程となつた。

およそそのような情況下に進行した近代日本の構造的進化であつたが、人口動態の上にあられる近代的傾向もまたそれと同じ内的矛盾を孕んでいたといえる。たしかに出生率は都部を通じて一様に低下した。市部人口の出生率の低下が強くその生活環境の近代化に負つたものであつたことは異論のないところで、婚姻年令の遅延、婚姻率の低下に加えて、有意的な出産抑制がよりよい機会と生活を求

第8表 安定人口を基準として標準化された出生率、死亡率および自然増加率

		出生率	死亡率	自然増加率
全	国	31.69	16.85	14.84
人口10万未満の	市町村	35.24	17.48	17.76
人口10万以上の	大都市	22.79	19.23	3.56
六	大 都 市			
	大 東 京	14.07	22.56	- 8.49
	阪 神	14.49	25.70	- 11.21
	名 古 屋	10.60	28.86	- 18.26
	横 浜	29.45	20.03	9.42
	神 戸	14.54	24.54	- 10.00
	神 戸	9.71	29.93	- 20.22

(備考) 全国、人口10万未満市町村および10万以上大都市は昭和12年の、また六大都市は昭和13年の出生統計による。
人口問題研究、第1巻第6号51頁より再掲。

めようとする近代小市民的志向の中に成熟していつたことは一応確認してよい。特に六大都市の人口の出産力の低下がその人口の單純再生産力をも喪失するに到つた事実については水島治夫氏が試みられた六大都市の安定人口に対する標準化動態率の計算に示されていゝとおりで、昭和一三年における六大都市の眞の自然増加率は名古屋市を除いてすべて負値となつてゐる(第八表参照)。名古屋市の例外は同市の市域拡大が農村的地域をも包含したことに起因するものと考えられる。六大都市の出産力は、その低い死亡率にもかかわらず、かりに地方からの流入人口がないとすると、数世代にわたつて現在の人口を單に維持するだけの力をももつていないことになつてゐる。都市人口の出産力の低下は疑う余地がない。しかし郡部人口における出生率の低下は、主として農村の青少年人口の農村離脱によ

る妊孕年令人口層の激減に起因するものであつた。そのような年令構成上の特殊性を消去し標準化してみると、第九表にみるとおり、

第9表 市郡別の普通および標準化出生率
(大正9年, 同14年, 昭和5年, 同10年)

	市		郡	
	普通	標準化	普通	標準化
大正9年	28.35‰	27.05‰	37.25‰	37.36‰
〃 14年	28.28	26.62	36.17	36.82
昭和5年	26.58	25.74	34.41	36.26
〃 10年	25.53	25.83	32.91	38.64
	指		数	
大正9年	100.3	101.6	103.0	101.5
〃 14年	100.0	100.0	100.0	100.0
昭和5年	94.0	96.7	95.1	98.5
〃 10年	90.3	97.0	91.0	104.9
	制		合	
大正9年	100.0	100.0	131.4	138.1
〃 14年	100.0	100.0	127.9	138.3
昭和5年	100.0	100.0	129.5	140.9
〃 10年	100.0	100.0	128.9	149.6

(備考) 普通率は該当年次を中心とする前後三ヶ年の平均値。標準化は大正14年センサス全国人口を基準とし、Newsholme-Stevensonの方法による、館稔著、人口問題説話216頁より一部を再掲。

市郡別出生率の隔差は一そう大きくなるばかりでなく、その低下速度の上でも緩急の差があり、昭和一〇年の出生率は、郡部人口においては、粗率についてみる場合とは反対に、かえつて増大しさえしている。いゝかえれば、郡部人口における出生率の低下は、その主因を有配偶女子の特殊出生率の低下によりも、むしろ有配偶人口そのものの相対的減少、人口年令構成の畸型化に負うてるといつて

よいのである。それは、農家子女の労働力を休みなく收奪し、農村の人口年令構成を畸型化したところの資本主義の発展が、農村の人口動態の上にも現象させた単に見かけだけの近代的状態にすぎぬ。いわゆる農民の多産を持続させる構造的制約は依然として近代化の照明を受けることがなかつたといつてよいのである。もつばら行政的区劃による市郡別人口をもつと正確に産業別に再編成するならば右の事実は一そう顯著に確証されるであらう。

昭和一五年人口問題研究所が施行した出産力調査は妊孕年令を経過した農業者夫婦の出生見数を耕作規模別に集計しているが、その結果によると、農業者においては耕作規模の増大にしたがつて産見数もまた多いことを示している(人口問題研究、第一卷第七号岡崎文規稿「出産力調査結果の概要」参照)。この集計は農家経営規模の地域差を無視した機械的な全国一本の集計である点に若干の疑義がないではないが、その後に表示された野尻重雄氏の「農民離村の実証的研究」も、小数観察ではあるが、そのかわり同一地域集団について、右と同一の結果を再示している。ともに妊孕年令経過後の夫婦についてみたもので、ほど一世代むかしの実情をつたえるものとせねばならないが、そのような差別出生率はわが国農村の封建的家族主義の伝統を代表するかたちとして今なお強く農民の多産の基礎に残存していると考えられる。そしてこゝでは出生率の低下は直接にその生活の構造的破綻につらなる。

昭和一七年おなじく人口問題研究所が千葉縣下で出生率の高低両極端をしめす数カ村について調査した結果についてみても、出生率が平均して四五%をこえる高出生率村は耕地面積二町歩以上を占める農家が五割近くを占める富裕村であり、之に反し出生率が二〇%をこえる程度の低出生率村は逆に五割以上が一町歩未満の農家である貧農村であつた。両群の初婚年令一五才ないし二五才のものについてみた同棲期間別平均出生見数は第一〇表の示すとおりで、

第 10 表 高出生率村および低出生率村の同棲期間別平均出生児数および妊娠障害頻度等の比較

同棲期間 (年)	初始年齢15—19才		同, 20—24才	
	高率群	低率群	高率群	低率群
0—4	0.62	0.92	0.66	0.64
5—9	2.35	2.12	2.36	2.12
10—14	3.84	3.91	4.41	3.23
15—19	5.69	4.65	5.95	4.46
20—24	6.88	5.41	6.00	5.00
25—29	7.43	5.17	—	—

	高率群 %	低率群 %
妊娠障害頻度	3.47 ± 0.282	18.52 ± 0.746
分娩異常頻度	0.65 ± 0.138	3.92 ± 0.373
死産頻度	3.50 ± 0.315	5.55 ± 0.440

(備考) 人口問題研究所の昭和17年の千葉県における調査、高出生率群は海上群の一カ村および香取郡の二カ村、低出生率群は安房郡の四カ村。なお妊娠障害とはつわり及び悪阻、浮腫、腎臓炎及び妊娠炎などをい、分娩異常とは胎位異常、早期破水、鉗子分娩などをいう。

初婚年齢一五—一九才のものについては同棲期間一〇年までの間には出産力に全く高下がないことが示されている。他方、臨地検診及び面接調査された医学的事項については、低出生率群は、妊娠障害頻度、分娩異常頻度、死産頻度などにおいて、高出生率村に比し、著しく高いことが認められた。(人口問題研究、第四卷第四号、横田年稿「出生率の地域的差異の原因に関する人口生物学的研究—千葉県下における調査—」参照。)この調査の主任担当者であつた横田年氏は右の

結果から両村群の出生率の差異を、社会経済的条件に加えて、遺伝体質的条件に帰せうとしているようであるが(上掲論文参照)、わたくしはむしろこれらの生理的障害を社会経済的悪条件の結果として説明するのを妥当と考える。それはさらに一般的にはわが国農村にのしかる日本資本主義の基本体制的重圧の姿であり、とくにその高度資本主義的發展下に出生率の低下という見かけだけの近代的傾向を露現させる好箇の標本的縮図でもあるといつてよいとおもう。

もちろんわたたくしは今日のわが国農村にこれとは逆の傾向の差別出生率が現われはじめていることを無視するわけではない。上掲野尻氏の調査も別途の集計によつてそれを実証しており、われわれ人口問題研究所の農村人口収容力調査の結果もまた最近の事実としてそのことを確証している。出生率はむしろ貧農層において高く、中核的安定農家層において低い。しかし、有意的な出産調節の事実を物語るこのような近代的傾向も、独占資本の重圧下にあえぐ農家経営の窮迫が経営合理化の努力の強い中農層において一そう強く感応されることを証明するもので、日本的零細農体制の構造的危機を物語る点においては少しもかわりはなない。出生率の低減は、こゝでは近代ブルジョワ人口学説の定説がとくような「福祉の増進」を掛け値なしに代表するものでは毛頭ないのである。

そういうわけで、大正九年以降わが国出生率の低下を、かつてのイギリスのそれと対照して、單純に人口動態近代化傾向の発現として語ることは、過当でもあり、危険でさえもある。それは見かけの上だけの出生粗率低下の事実によつて、その内的、構造的な実体を無視し、そして結局はそれを黙認することにもなりかねないからである。それは或るいみみにおいては近代日本の人口動態一般の取り扱いは方について銘記すべき事柄でもあるといえよう。農村人口問題は日本人口問題における基本構造的矛盾の集中化された縮図なのであ

る。
出生率について問題となることは、また死亡率について問題とならう。こゝにはたゞ死亡率改善の成功が結核死亡の改善において難澁していること、そして結核死亡の改善難が結局は公衆衛生的方策の限界、いかえれば国民生活水準の改善と隔離された死亡率改善方策の限界を物語るものであることを注意するに止めておく。こゝにもたゞ後進国の後進性として軍に時代のずれをいうだけで済ますことのできない基本構造的矛盾を思わざるをえない。

六、基本構造の戦後における再編成

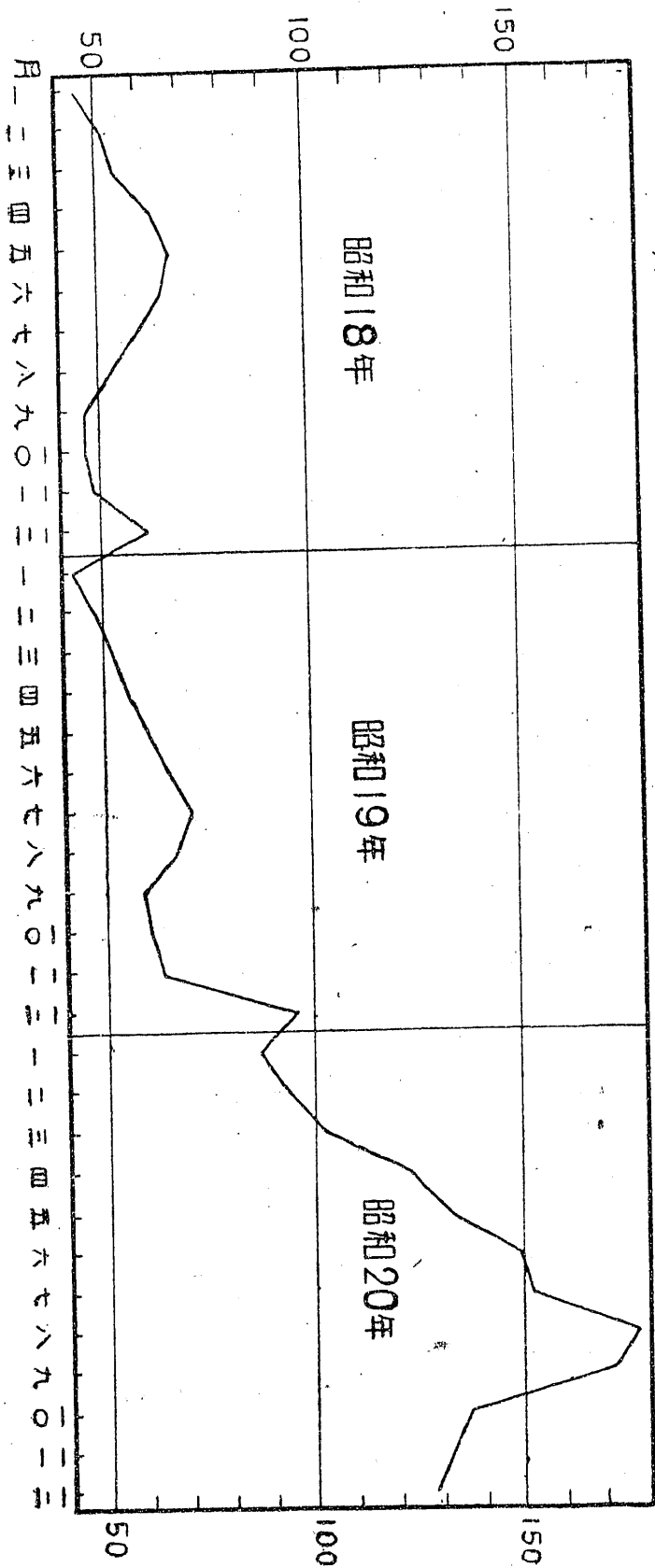
日本資本主義の構造的危機の深化は、昭和六年満洲事変から同一二年日華事変へ、同一六年さらに太平洋戦争へと、その解決を軍部主導の戦争政策にもとめた。軍国主義は日本資本主義にとつて、国内的にはその酷しい階級的支配関係を補強し、国際的にはその未熟な技術の後進性を代位するために必要な基本構造的制約であつた。危機の解決が戦争政策にもとめられたことは当然の帰趨であつたといえよう。そしてたしかにさし迫つた危機はその解決を敗戦後まで遷延された。

昭和六年満洲事変いこう準戦時体制に入つてからの日本資本主義の遂行した構造的進化のあととはたしかにすばらしい。これを産業構造の推移のあとにも上掲諸表にその一般をみたとおり、鉱工業人口を著増させたばかりでなく、その構成をいちじるしく重工業化した。工場労働者中一般労働者を除いた職工の男女割合において男子が女子をこえるのも漸く昭和七―八年の時代であることをおもふと、日本資本主義の重工業的生長がいかに、戦時体制下の保護と刺戟を必要とするものであつたかを髣髴することもできようとおもふ。鉱工業人口の増大に対照して、多分に潜在失業的な商業人口や

家事業人口は、遅減しはじめたばかりでなく、太平洋戦争の進行とともに労働不足のゆえを以つて強権的に著減させられた。そして停滞的過剰人口の太宗であつた農村においても、農家数の漸減傾向は顯著になり、とくに零細兼業農家は遊離されて農家の專業化傾向は一段と強化され、日華事変前に到つては專業農家割合は七〇%をこえる。しかし、農家経営のこのような健全化傾向も基本構造的制約の埒をこえるものでなかつたことは勿論で、とくに戦争の急速な進行につれて深刻化した労働力の不足は、生産方法の合理化を導き入れるかわりに、たゞ昔どおりの労働強化を一そう苛烈にしたにすぎない。危機は戦争という物と人との巨大な不生産的浪費によつて、單に一時的に回避されたにすぎぬ。たゞ独占資本の支配体制はその間にあつていよいよ強化された。戦争はただ軍人の片意地だけで継続されたわけではない。

戦後人口の人口動態は不思議とながくさしたる異変を呈さなかつたが、明治以來上向線を辿つてきた学童体位がその進歩を停止し、後退しはじめたのは戦争政策に対する無言の抗議であつたといつてよく、食糧不足が胃腸病疾患による死亡率を著減させたというような悲喜劇は生活水準を生存最低限にまで押し下げながら強行された超完全雇傭下の国民生活がすでにその忍びうる限度をこえかけていたことをしめす。人口動態の推移におけるその影響は昭和一九年の後半期に入つて現われるに到つたと推定する充分の理由があるが、この年にはじまる空襲の激化はこの悪化を一そう破産的にしてしまつたと同時に、その正確な記録そのものをも不可能にしてしまつた。報告不能地域を除く残存資料は総理庁統計局より「昭和一九年及び昭和二〇年人口動態統計」として発表されているが、これによりこの期間の毎月出生一〇〇に対する死亡の割合を图示してみると第四図の如くで、ほどその大勢をうかがうことができよう。昭和二〇年に入つて間もなく死亡は出生をこえ、累増する死亡超過は終戦

第4図 昭和18年、昭和19年、昭和20年、毎月出生100に対する死亡数



後にまでながく尾を引いている。それは人口の生物学的破産を宣告するに充分なものであつた。

人口動態上の破綻、とりわけ死亡の増加がながく戦後にもちこされたということは、たゞに戦後の混乱を表徴するだけではなく、人口動態の安泰を自讃された戦時国民生活が、実は生存最低限の一線を彷徨していたものであつたことをしめす何よりの証拠でもあり、さらに根本的にはわが国民生活の一般的水準がどのように低いものであつたかをしめす一つの事例でもあろう。戦末戦後に死亡率を著増させたほどの栄養失調さえも戦争を停止させようとする国民的世論となることなく、戦後インフレ政策による再度の収奪に抗議しようとする大衆的運動となることもなかつた。それほどわれわれ日本人は生きることに譲るべからざる最小限の目的と欲求とを考える習慣を身につけていないのだといつてもよいとおもう。

昭和二二年このかた死亡率は第一一表にみるとおり、著しく低下した。戦前を更に下廻る。文字どおりわが国未曾有の改善ぶりである。それは国家権力の再編成とともに強化された公共保健施設の効に帰すべきものであるが、国民生活水準がそれだけ向上したわけではない。伝染病の死亡率はいちじるしく低減したけれども、結核死亡にさしたる改善のあとをみないのもそのためといえよう。そしてまた戦後における国家的支配体制の再編強化は頻死の日本資本主義を蘇生させる伝家の妙薬として、当然にその最後の拠りどころを耐乏的国民生活水準の再編強化にもとめた。老大な補給金と深刻なインフレーションとは国民的規模において動員された救急装置の互にかみあう二つの歯ぐるまであつた。そのようにして、なかば慢性化された戦時的耐乏生活水準の上に再編成された一応の落ちつきは、戦末戦後の出生減耗を回復したばかりでなく、第九表にみるとおりその出生率を遠く大正九年当時の水準にまで逆行させた。もちろんその理由は都鄙を通じて必ずしも同じくない。戦後の農村インフレ

第11表 最近の出生、死亡および自然増加率(‰)

	出生率	死亡率	自然増加率
大正 9 年	36.3	25.4	10.9
昭和 11 年	30.0	17.5	18.7
昭和 22 年	34.5	14.9	19.7
" 23 年	33.8	12.0	21.8
" 24 年	33.1	11.6	21.6

が収奪されつずけてきた農村に一時の生活余力を与え、これが婚姻率や出生率の上昇をよびおこしたであろうことは疑いない。と同様に都会にあつてはこれとは逆に、インフレ進行下の生活苦が都市民の中産階級的生活態度の放棄を余儀なくさせ、婚姻や出産についての伝承的な生活慣習をいちじるしく清算し、簡易にした。婚姻と出産が都鄙を通じて戦後に急増した社会的、経済的条件はそこにあつたといえる。それは都鄙の間で正反対のかたちで作用しているが、しかし大正九年このかた近代日本の発展が都鄙の間に押し進めてきた出生率低下のための基本構造的制約をいすれも逆の方向に緩和するものであつた点においては同じである。そこに都鄙を通じての戦後出生率著増の真因はあるといつてよい。戦時の婚姻延期の累積や大量青壯年男子の復員などはそのような構造的変貌に応召された副次的素材因にすぎぬ。

そういうわけで、戦後出生率は、大正九年以降、四半世紀余の低下傾向を一挙に逆轉させた。年自然増加は昭和二三、四年ともに一七〇万をこえるといつた状況である。産児の制限が朝野を通じて強く要望されるのもそのためであるが、そのような思想的啓蒙が社会経済的な構造的欠陥を充分に代位しうるものでないことはいうまでもない。それに今後における産児制限普及の如何にかゝりなく、わが国の生産年令人口(一五—五九才)の増加は今後(一九五〇—五四年)に年平均一〇〇万をこえることが期待されている。人口問題が失業問題とからんで痛心された昭和五年当時においてさえ、当時

の生産年令人口の年増加は（昭和五―一五年平均）四〇万であつたことを思うと、わが国の現在当面する人口問題の難治さの一端をうかがうに足らう。しかし難治なのは單に右のような数字の大きさにあるのではない。大正年代このかた進つてきた人口動態近代化過程の構造的欠陥がいまその全貌を露呈しているといふこと、そしてこの欠陥の修復が欠陥そのものを更に強力に再編成しようとする方向において進められていくことに最大の問題点は存在するのである。

昨昭和二四年、ドッジ・ラインの強行はインフレ政策にほど終止符をうち、補給金政策を租税収入の枠内にとしこめたが、この経済安定、産業合理化政策の犠牲が過重な国税体制を通じてつよく勤勞階級の肩にふりかゝるものであることはすでに周知のとおりで、日本資本主義の戦後における再編成過程はいよいよ本格的な軌道にのつたともいえよう。昭和二四年度予算においても価格調整費は巨大な歳出総額の三割ちかくを占めており、その他直接に大資本の擁護のために支弁せられる費目を合算すると優に五割をこえている。かつて封建治下の農民收奪をそのまゝ再編成した国家的資本蓄積機構は、國際的独占資本の要請を背景として、再度の近代的再編成過程に入つたとみてよい。

それは当然に階級分化の再編成を必至としよう。すでに戦後の土地改革は、その一環たる小作料金納制の確立とあわせて、寄生地主的勢力に致命的な作用をした。なお残存する山林地主勢力や、地主の富農化、かくし田畑、やみ小作などにみる封建的伝承の余じんはかくれもない事実だが、高率物納小作料に象徴された旧体制的農民收奪は直接に独占資本の支配体制へ肩替りされた。農業労働における価値法則の蹂りんは、單に隷農的小作農に対する人道問題たる域をこえて、中核農家自身の経営経済の死活問題としてあらわれる。零細小農制的経営そのものの構造的危機の濃化するゆえんで、農村

における停滞的過剰人口が本格的な人口問題として戦後人口問題の焦点に浮かび出てくる理由はこゝにあるといえよう。

戦後における停滞的過剰人口の累積は、單に計数の上からみても、極めていちじるしい。昭和二二年の臨時センサスによる農林業有業者数は一、七一〇万あまりで、戦前戦時の水準をこえること三〇〇万であり、その後の毎月労働力調査の結果による昭和二四年秋の農林業従業者数は毎月一、八〇〇万を前後し農繁月には二、〇〇〇万をこえてさえる。戦前（昭和九―一二年平均）五六〇万余戸であつた農家戸数は昭和二二年に五九〇万余、二四年には六二五万余に激増し、それにつれて農家経営規模の零細化傾向はとくに顯著である。それは單に五反未満の零細農家を著増させただけでなく、中農の中核農家層の分解層現象をひきおこすに到つた。それが日本農業の生産構造をいよいよ後退させ、農家経済をいよいよ窮迫化するものであることはいうまでもなく、それは零細小農制体制そのものの歴史的存理由に深甚な疑問符をなげかけるに充分なものである。現下農村人口問題の実体はまさしくこのような構造的危機の発現の中にあるといつてよいのである。

試みに農林省統計調査局の調査結果により昭和二三年の反当り米生産費の内訳を費目別割合によつてみると左のとおりで、過大な家族賃部分は過少な農機具費と対照して零細農制下の苦悶を語つて

勞賃	四八・五%
内、家族労働費	四二・二%
労働手段および労働対象	三八・一%
内、肥料費	一五・〇%
農具費	五・三%
役畜費	七・六%
租税公課および小作料	一三・四%

また農家の租税公課等の諸負担が農家所得中に占める割合を年次推移のあとについて辿つてみると、

昭和十一年の 六% に対し

〃 二〇年は 一三%

〃 二一年は 一八%

〃 二二年は 二五%

〃 二三年は 二七%

と加重のあととは歴然たるものがあり、とくに租税等諸負担中とくに国税の占める割合をみても、

昭和十一年の 一〇・二%は

〃 二三年に 七六・一%

と強化のあととは極めていちじるしい。(以上、農林省の農家経済調査による、但し二三年は農林省調別途資料による。)間接税の負担はもちろん右の計数の外にある。最近とみに累増する農民の耕作放棄がその理由として大部分強制供出制度と重税の苦しみをあげている点にも国家権力を媒体とする日本資本主義の基本構造の戦後における再編成過程の進行は論議の余地がない。中小商工業経営における事情もまた大差ないといえよう。

七、若干の要約的補論

明治変革このかた強大な国家権力を媒体としておしすゝめられてきた資本の蓄積集中過程は、かつては封建制下の農民收奪をそのまゝ近代ブルジョワの様式下に再編成し、零細小農制下の停滞的過剰人口を造成した。構造的弱体性の故にいよいよ強化された日本資本主義の帝国主義的發展はこの停滞的農村過剰人口を不断に再生産したばかりでなく、生長しゆく都市人口の中にもまたおなじ家族主義的経営を生命とする中小企業下の 老大な停滞的過剰人口を造成し

た。国民生活水準の一般的停滞性と表裏たがいにより制約するところの資本の急速な集積、そこに日本資本主義の基本構造的特質があり、したがつてまたその構造的矛盾の急速な拡大、対外戦争によるその打開の不可抗力な必然性もあつた。そのような構造的性質は兩三度の戦争と幾度かの経済恐慌を通じていよいよ強化されながら、最後の冒險的逃避を今度の戦争にもとめて破綻した。しかし、その基本構造とその矛盾は、いままた敗戦後に、新しい国際情勢を背景として、再度再編成の途上にある。たゞこの新しい再編成過程の進行は当然にまた新しい様相を生む。それは停滞的過剰人口の戦後の累積がその收容基地そのものの分解過程を速進し、その歴史的存在理由に大きな疑問符を投げかけているところにある。それはきびしい苦難とさまざまな曲折の中にも兎もかく着実執拗に近代日本の中核的人口層を生長させてきた国民的生活体制そのものの構造的危機を告げるもので、現下人口問題の特別に強迫的な相貌もまたそこから生まれるのだといえよう。われわれはそれを人口收容力の破綻としてとりあげる。過剰人口現象の本質もつまるところはそのような人口收容力の構造的破綻にあるわけで、敗戦による国民経済の収縮はそれを一そう露骨にした。しかも戦後の破綻からの脱離の途はこの近代日本の人口收容力の構造的性質を戦後の新情勢下に再度再編成し一そう強化しようとする方向におしすゝめられている。そのような経済安定方策が同時に人口の安定をも期待させるに足るものであるかどうかは、いうところの人口の安定がいかなる社会的強制と、またいかなる人間的適応の中に貫徹されることになるかの一点にかゝわる。人間的厚生を伴うことのない人口の安定は物と人との一そう大きな不均衡を造りだすだけで問題の眞の解決の途ではない。したがつてさし当つて人口收容力を何ほどか増大することが必ずしも過剰人口問題を解決するゆえんの保証ではないことも心得ておかねばならぬ。問題の本質はその量にではなくて、むしろその質にあ

る。わたくしはそれを国民的生活体制そのものの構造的危機の問題として解いてみた。われわれの「農村人口収容力調査」がその実態分析を通じて解明しなければならぬ第一義的な課題もまたまさしくそこにあるといつてよいとおもう。

そういうわけで、人口収容力の分析は、人口の推移を生産構造の推移から追跡すると同時に、またこれを人間自身の生活構造の推移として再認識し吟味するところの用意がなければならぬ。人口の構造的推移は、一そう本質的には、人口自体の再生産構造の中で最も集中的かつ決定的に表現される。戦後における農村人口の未曾有の累積も單に復員や戦後帰村人口によつてひき起されたものではない。余剰人口流出運動の停滞は一そう決定的な理由であるが、さらにその根底には旧態依然たる農民の多産の事実があることを忘れてはならぬ。それは農民の社会階級的位置を示すデモグラフィ的指標として、その今後の帰趨が問題の焦点となる。われわれはわが国人口動態、とくに出生率の推移が日本資本主義の基本構造的性質によつて規制されている事情をみてきたが、概観してわれわれはそこに相互に重層し錯綜している二つの性格的傾向を分離することができるところの国民的多産の傾向であり、したがつてまたそれは当然に生活の破綻、窮乏の圧力によつてのみその多産的傾向を抑制される。他の一つは、之に反して、近代的生活環境の生長が強化する非有意的ならびに有意的な出生抑制傾向で、それは当然に生活様式の近代化、国民生活水準の上昇につれていよいよ抑制的となるのを常則とする。しかしこれら二つの傾向は都会と農村といつたように截然と分離してしまつてよいわけのものではない。むしろ互に重層し干渉して特殊の姿をとつているところに問題がある。例えば生活環境の近代化は、低い国民生活水準の下にあつては、却つて家族主義的伝統からその抑制的機能を喪失させ、その因習的無思慮を極端に

無制限な多産にまでも駆り立てる。そこには生存最低限の一線をこえる生活そのものの破産のほかに制限というものがないような状態をさえ生むといつたような事情である。これはもちろん一つの理論的推理にすぎないが、しかしこのような推理を納得させる現象が少くないことも否定しがたい。そのような事情に立ち到つては、出生抑制の途はむしろ生活の一そうの窮乏化、その破産的な抑圧のほかにないことにならう。それをしも人口動態の合理化というならば人口問題というものは最初から問題とするにも及ばないのである。資本の合理主義がその事物的必然性を貫徹しようとするところ、現存社会経済体制に対する人間的プロテストとしてこそ人口問題とよばれるものは登場してくるのである。人口収容力の実態分析が人口再生産力の実態分析に对照照合されねばならぬ理由もまたそこにある。それは農村人口収容力の分析においてとくに銘記すべき点ではないかとおもう。

第12表 農家階層別特殊出生率

(有配偶妊孕年令女子1,000につき年平均出生児数)

— 岩手県紫波郡飯岡村 —

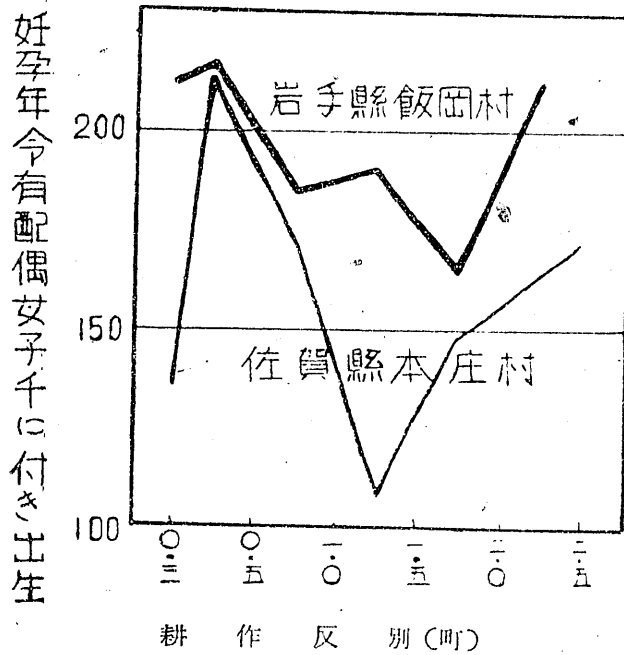
耕地面積(町)	特殊出生率	
0.3 未満	210.5	} 215.7
0.3—0.5	216.3	
0.5—1.0	184.5	} 189.8
1.0—1.5	190.7	
1.5—2.0	166.4	} 176.7
2.0—3.0	210.4	
3.0 以上	—*	
非農家	153.2	

* 夫婦数16, 年平均出生児数8

(備考) 農村人口収容力調査(昭和23年12月施行)による。

一例をわれわれの「農村人口収容力調査」の集計結果にみる。岩手県紫波郡飯岡村の農家非農家別、ならびに農家階層別にみた特殊

第5図 農家階層別特殊出生率



を察知するに足らう。また非農家の出生率は農家に比していちじる

出生率の相違は第二表のごとくで、一般的傾向として近代的差別出生率のかたちを明瞭に観取させはするが、さらにしさいに観察すると、五反未満に高い出生率は三反未満においては却つてにぶつており、一―二町層、すなわちこの村の中農層において最も強く観取される出生抑制傾向は富農層においては却つて緩和される傾向がみられる。これは単にこの一ヶ村の少数観察の結果というよりも、むしろその他の農村についても多少の程度においてしばしば観取される傾向で、家族主義的多産傾向と近代的合理化傾向の重層し干渉する実情をしめすものといえよう。そのような傾向の一そうつよく観取される前進的農村の一例を佐賀縣佐賀郡本庄村にとり、飯岡村とあわせ図示すれば第五図のとおりで、両者対照して史的推移の方向

しく低い、しかし農村非農家の生活程度は決して農家の上にあるとはいえない。いずれにせよ貧しい農村非農家に、経営に苦闘する中核農家層に、ないしは極貧零細農家層に観取される出生率の相対的低下傾向は、そのすべてを人口動態の近代的合理化傾向として受けとつてよいものではない。中核農家層にみる出生率の低下を小農制下の農家経済にのしかる独占資本の重圧の面をつよく物語るものであることは前段にもふれたとおりで、人口政策的指導はそれらの将来の帰趨について格別の留意をせねばなるまい。人口再生産力の実態分析は人口収容力の実態分析とあわせ、相互にその意味を照合しながら進められねばならぬ。

もちろん人口収容力の構造的な特性が人口再生産力構造を規定する途は常に一義的ではない。窮乏と表裏する無制限な多産は高じではかえつて極端な出産忌避にも轉化しよう。その相関々係は虚実つねに表裏している。そしてそのような現象的変異に最も大きな環境的条件となるものは人口移動の事実であつた。それは農村人口現象においてとくに決定的である。農民離村は農村人口収容力の構造的欠陥を糊塗し、農民の高出生力の合理化の必要をながく代位した。しかし戦後の一般労働市場の収縮はこれまでのような機械的代位作用を困難にし、農村人口収容力の問題を直接に人口再生産力の問題に対決させたと同時に、移動形態そのものについても新しい問題を提供している。われわれの調査結果は、戦前戦時の実情とは反対に、戦後農村の離村現象が零細下層農家において却つて弱く、上層農家においてむしろ強いことをしめすものようである。それは労働市場における競争強化の結果として当然のことではあるが、そのようなかたがむしろ正常的形態として今後にながく持続せられるかどうかは別として、差し当つて人口移動問題の重点は、村外離村人口よりもむしろ村内滞留人口の移動を、その職業活動の実態に即してきびしく追跡するところになければなるまい。そういうかたちで

それは農村人口収容力の問題と一そう内面的、構造的な關係に當面するに到つていといえようとおもう。

もちろん、人口移動問題の本領は人口問題をつよく全国民経済的観点から反省させる点にある。たゞわれわれはそれが国民経済構造の中に宿命づけられた不平等の事後の修正運動であり、その非合理的な欠陥が生みだす反射的な合理化運動にすぎないことを承知しておかねばならぬ。問題が軽いといういみではない。むしろそうだからこそ、人口移動現象の澁滞は直截に人口収容力の構造的欠陥を暴露し、その危機をつよく速進するばかりでなく、人口再生産力の構造にもまた決定的な影響をおよぼすのである。

人口収容力も、人口再生産力も、ないしは人口移動の問題も、もちろん、一つの人口問題の三つの象面にすぎぬ。そこに一貫する人口問題の本体は、そのような客体的必然性の中で規制される人口の動きをわれわれ自身の主体的行動として再認し、その客体的諸条件を再編成しようとする強く人間の志向の中になければならぬ。とくに未開社会や典型的な後進地域にみられるような死亡による自然必然的な人口の調整運動が全幅的に行われたい場合、それは何らかのかたちで同じようにいや応のない人口破壊運動として現われざるをえぬ。しかもこの場合は、そのような物理的必然性が人間自身の意志的行動の形をとつて成就されるものとなることを承知しておかねばなるまい。そこに人間自身を精神的にも破産させてしまう危険がある。失望と虚脱、焦燥と自棄、詐偽とぬすみ、とばくと売淫およそそのような社会悪の増加が本當に過剰人口の結果として人口の推移に逆作用してくるとなると、そのような人口調整は、たとえ人口を減少させるほどに効果をあげても、効果をあげるほど却つて過剰人口の悩みを濃化するに相違ない。紙の上で計算された人口一人あたりの国民所得は増加しても、それだけで国民生活水準は向上するわけではない。累加する過剰人口の苦悩の中にまんえんして

る減衰人口の危険こそ人口危機の最も破局的な形相となる。過大な増殖力が過剰人口をさらに内から重症化しているあいだは、事態は重大だが、なお救済の途があるともいえよう。かつてモンテスキューのいつたように、戦争や飢饉による人口の破滅はそれほど救いたいものではないが、人口の減少が悪政の結果としてじりじりとやってくる場合はそれは全く済度しがたいものとなる。

過剰人口は速かに解決されねばならぬ。しかし解決をいそぐことはそれをそのような済度しがたい状態にまで押しすゝめることではない。人口問題の解決は、それが本當に人口問題とよばれるに値いするものであるかぎり、最少一世代の年月を必要とする。急がれるのは実効の速かに現われることではなくて、病症の根源の速かに根治されることではなくてはならぬ。

農業人口適正化の一指標

——佐賀縣佐賀郡本庄村における中核農家の動向分析——

(農村人口収容力調査中間報告)

林

茂

目次

- 一、戦後における農民層の分解
- 二、農業経営零細化と進歩的農村
- 三、本庄村における中核農家の所在
 - (イ) 経営規模別農家数の変遷
 - (ロ) 農家家族員、農業従事者、非従事者
 - (ハ) 他 出 者
 - (ニ) 農業従事者一人当り耕地面積
 - (ホ) 階層別耕地分属状況
 - (ヘ) 耕地の貸付借入
 - (ト) 自小作別分布
- 四、差別出生率からみた本庄村の近代的性格
- 五、農業適正化と農業人口の展望

一、戦後における農民層の分解

戦前においても適正人口をはるかにこえる過大人口を擁した日本農村は、敗戦によつて更におびたゞしい過剰人口を吸収した。これらの過剰人口はいうまでもなく農業経営の零細化と、農業労働の生産性の低下、及び生活水準の引下げを代償として、家族経営の中に

吸収されている。

このような事態は一層日本農業の基礎を劣弱なものとし、その進歩を阻害する重要な要因の一つとなつてゐる。

周知の如く戦前におけるわが国農村の経営規模別農家数の変遷はいはゆる中農標準化傾向を示し、上下の両層が減じて、一―二町の中層への凝集傾向がみられた。この傾向は勿論、農業の資本主義化とともに小農が農業ブルジョアジーとプロレタリアートに分化するという典型的な場合と異り、特殊な性格を有する日本資本主義の進化の状態に照応するものである。太平洋戦争前期に至る戦時経済体制の本格的進展は、一方工業における重化学工業化の拡充となり、他方農業における農業生産の低下となり、農業経営の零細化と集中化をひきおこし農民層の分解を一段上向せしめて、二―三町層への集中傾向を展望せしめたのであるが、敗戦による日本資本主義機構の急激なる縮小過程は、国民経済の崩壊的危機を内包しつつ、インフレ高進政策を支柱として資本の再蓄積がおしすすめられ、農村に對しては供出制度の強化と、農地制度の改革とが与えられた。かゝる事態は農村における農民層の分解にも直接影響を及して、戦前戦時にみられた上記の諸傾向は拂拭され、一町以上の農家層の減少、一町未満農家層の激増という全面的零細化傾向をとるにいたつてゐる。

かゝる零細化傾向は勿論、個別的には各層農家の経営維持力の差異によつてそれぞれ異なるであらう。しかし、根本的には、戦争による日本資本主義の構造的変化が、農業及び資本構成諸要素間の相互規定関係を通し、農民構成的表現として表出されたものに他ならぬ。

在來、経営規模の大なることを以て特色とした農村においても、安定農家の落層現象として零細化は明白に看取されるところである。現象的には村の性格により、その特性に従つて種々異なる零細化型態を示しているが、農家余剰人口の排出難農家数の著増といつた型態において発現する過剰人口の圧力が直接階層分解の動因となつたことは否定しえない。それは戦時戦後を通じてそれぞれ異なる発現型態をとつた階層分解の諸要因とともに、経済構造の歴史的発展の過渡的型態の一表徴であり、われ／＼はその基柢を貫くわが国資本主義の歴史的形関係、特に農業近代化の貫徹法則の真相を認識し、その諸条件に照して農民層零細化の真相を把握しなければならぬ。

又これなくしては現下日本の、特に農村の過剰人口産出の諸要因を把握しえないし、又よく、これを克服しうる政策への展望も不可能であらう。

二、農業経営零細化と進歩的農村

戦後における農業経営零細化の傾向は特に上層農家の落層現象と下層過小農層の激増によつて特徴づけられる。

この傾向は、経営規模の大なることをその特色とした農村においても免れえなかつたことは上述の如くであり、少くとも昭和十三四年頃日本農業の生産力の最高水準をゆくものとして、世の関心の的となつた佐賀県平坦部の農村にもかゝる一般的零細化傾向が明白に

看取される。

いはゆる「佐賀段階」なる範疇論的把握の是非は別として、当時久しく最高を誇つた奈良、大阪を追い越し、生産力の最高水準をおしすゝめた、佐賀平坦部農村のその後の動向如何は、農業の近代化と生産力の増進、農民層の分解との相互関係把握の問題としてのみならず農民層の分解とともに把握するべき農業人口近代化の問題にとつても興味ある問題たるを失わぬ。

われ／＼は佐賀型農業を代表するものとして佐賀縣佐賀郡本庄村を調査村として選定し、昭和二十四年八月現在において農村人口収容力調査を施行した。(註)

(註)この調査はさきに岡山県児島郡興除村に対して実施したものの主旨を継承するものである。即ち、日本農業における適度人口試算のための基礎資料の一部を構成する。興除村調査については拙稿「日本農業における適度人口に関する一考察」(厚生省人口問題研究所編「現下の人口問題」上巻所収)参照。

本庄村は周知の如く農家の経営規模大にして、生産構造も高く、全体としての農業構造が著しく進歩的である点において、本邦農村におけるA級優秀村に属する。その生いたちにおいて、比較的新しい開拓村たる前記興除村の農民の徹底せる自主的な、個人主義的合理主義に立脚せる近代性格とは又別に、佐賀藩以來の爲政者の施策に基く伝統に生きつゝ上からの諸々の指導のもとに、よく農民が奮起して、本邦特有の零細経営を打破し、経営規模大にして且つ生産力高き(土地生産力において又労働生産性においても)進歩的農村の進化の一類型を形成したものと見える。

かゝる農村の史的形過程の分析は、もとより重要な意義を有する。佐賀藩以來の農業政策特にその資本の蓄積による成果を無視して、本庄村今日の農業生産はありえない。現存するクリークも多くその残存であるといわれる。しかし当面の問題にとつて特に重要な

のはわが国資本主義の発展過程による影響、就中戦前戦後を通じての国民経済の構造変化に照応する本村の変貌である。

かゝる村において農業構造が前進し又後退するということは如何なる意味を有するか。その前進構造の阻止、停滞或いは後退の認識は上記の如き史的形過程の問題を一応捨象するとしても、なおこの村の農業過程の全的把握なくしては充分には遂行され難い。のみならずそれは農業内外の諸事実との関連においてのみはじめてよく解明されうることも疑ない。しかしわれ／＼の爲しうるところは調査能力によつて甚しく制約をうける。

本稿によつて企図しうるところは、主として近來本村におけるいわゆる自小作前進、中上層農化の展望が、農地解放による自作化の傾向を辿りつゝむしろ阻止後退を示し、或る一定層における凝集傾向として現われる事実をとらえ、一般的零細化傾向との異同を弁じ、かゝる現象を基礎づける経済的合理主義と農民生活における非合理主義とのかつとう相克が現実にとどのような帰着点を見出さんとしつゝあるかを、若干の基本的指標を通じて把握せんと試みるに止まるであらう。

もし、本分析によつてわが国農業が戦前戦時を通じて辿りきたつた一般的中農化の戦後における崩壊現象の一般的形式、その内部関連について何程かの類推が与えられるならばそれは予期せざる收穫である。

たゞ安定層或いは中核層の動向を克明に追求することによつて、はじめて産業人口としての適性を有する農業人口の構造的収容力の基礎条件に対する解明が与えられるものであることは動かし難いところであらう。

日本農業において、おびたゞしい数を占める不安定零細層における兼業、出稼の型態における人口移動は、むしろこれら人口層が半身農業人口的性格を有し他の半面は工業人口的性格を多分に帯びつ

ゝあることを物語るものといわねばならぬ。

かゝる不透明なる農民層の分解沈澱は、勿論、その発足の当初において、広汎なるマニユファクチュアを有せず、何らの植民地を有せず、資本蓄積度の低い後進資本主義国の、生存機能の必要のための小農維持政策によつて急遽に育成されんとした工業と固有産業として放置され、むしろ奉仕せしめられた農業との機構的不調和、経済的従属関係の結果的表現であり、又工業労働者賃銀と農業労働報酬との相互規定的関係の問題でもある。

この相互規定関係によつてたえず、低賃銀水準が維持されきたつたことは今更指摘するまでもあるまい。

農民各階層は、このような環境の中にあつて、それぞれ異なる抵抗力を発揮しつゝいわば社会の底流として、固定することなく、緩慢ながらの分解現象をつずけてきたのである。

われ／＼のいう安定層も勿論、絶体的意味におけるものでなく、このような渦中におけるそれにすぎず、むしろ典型的な農業人口近代化の立場よりは、最も激しく分解の局面に直面しているものである。

三、本庄村における中核農家の所在

戦時中軍事軍需による動員が進行し、一時農村労働力の不足が叫ばれ、これを契機とする農業生産構造高度化の展望がとなえられた。(例えば、東畑博士「一農政学徒の記録」参照)これに先だつ少し前昭和十四年において実施された、佐賀縣農会調査にかゝる「農山漁村実態調査」及び、田中教授「佐賀平坦地帯一農村の分析」はすでにかゝる情勢への原緒の状態をとらえ、われ／＼の以下の検討に対する比較の基準をあたえる。適宜これらを参照しつゝ分析をす

第1表(a) 農家階層別, 農家数, 家族員数, 農業従事者数および非従事者数

階層別	農家戸数	家族員	家族員	農業従事者	農業従事者	農業非	農業非
			一戸平均	一戸平均	従事者	従事者	
昭和 14 年							
総数	327戸	1,888人	5.8人	843人	2.6人	1,045人	3.2人
0.5町未満	67	293	4.4	102	1.5	191	2.9
0.5—1.0	29	117	4.0	61	2.1	56	1.9
1.0—2.0	130	751	5.8	335	2.6	416	3.2
2.0—3.0	87	611	7.0	294	3.4	317	3.6
3.0—5.0	13	108	8.3	47	3.6	61	4.7
5.0以上	1	8	8.0	4	4.0	4	4.0
昭和 22 年							
総数	409戸	2,706人	6.6人	1,133人	2.8人	1,572人	3.8人
0.3町未満	64	113 } 375	5.9	120	1.9	255	4.0
0.3—0.5	49		285	5.8	98	2.0	187
0.5—1.0	65	357	5.5	150	2.3	207	3.2
1.0—1.5	82	178 } 523	6.4	230	2.8	293	3.6
1.5—2.0	96		719	7.5	330	3.4	389
2.0—2.5	42	52 } 360	8.6	160	3.8	200	4.8
2.5—3.0	10		81	8.1	41	4.1	40
3.0—5.0	1	6	6.0	4	4.0	2	2.0
昭和 24 年							
総数	419戸	2,716人	6.5人	1,142人	2.7人	1,574人	3.8人
0.3町未満	66	118 } 373	5.7	96	1.5	277	4.2
0.3—0.5	52		276	5.3	91	1.8	185
0.5—1.0	73	414	5.7	163	2.2	251	3.4
1.0—1.5	87	179 } 549	6.3	260	3.0	289	3.3
1.5—2.0	92		685	7.4	326	3.5	359
2.0—2.5	42	48 } 359	8.5	176	4.2	183	4.4
2.5—3.0	6		48	8.0	24	4.0	24
3.0—5.0	1	12	12.0	6	6.0	6	6.0

(備考) 昭和14年は農山漁村実態調査(昭和14年, 佐賀県農会), 昭和22年は臨時農業センサス(昭和22年8月1日) 昭和24年は農村人口収容力調査(昭和24年8月人口問題研究所施行)による。

第1表(b) 階層別農家戸数割合

階層別	昭和14年	昭和22年	昭和24年
総数	100.0%	100.0%	100.0%
0.3町未満	20.5	15.7	15.8
0.3—0.5		12.0	12.4
0.5—1.0	8.8	15.9	17.4
1.0—1.5	39.8	20.0	20.8
1.5—2.0		23.5	22.0
2.0—2.5	26.6	10.3	10.0
2.5—3.0		2.4	1.4
3.0—5.0	4.0	0.2	0.2
5.0以上	0.3	0	0

第1表(c) 農家戸数、家族員数、農業従事者数および農業非従事者数の増減

	農家戸数	家族員	農業従事者	農業非従事者
	昭	和	14年	
総 数	327戸	1,888人	843人	1,045人
0.5町未満	67	293	102	191
0.5—1.0	29	117	61	56
1.0—2.0	130	751	335	416
2.0—3.0	87	611	294	317
3.0—5.0	13	108	47	61
5.0以上	1	8	4	4
	昭	和	24年	
総 数	419戸	2,716人	1,142人	1,574人
0.5町未満	118	649	187	462
0.5—1.0	73	414	163	251
1.0—2.0	179	1,234	586	648
2.0—3.0	48	407	200	207
3.0—5.0	1	12	6	6
5.0以上	0	0	0	0
	増		減	
総 数	+ 92戸	+ 828人	+ 299人	+ 529人
0.5町未満	+ 51	+ 356	+ 85	+ 271
0.5—1.0	+ 44	+ 297	+ 102	+ 195
1.0—2.0	+ 49	+ 483	+ 251	+ 232
2.0—3.0	+ 39	+ 204	+ 94	+ 110
3.0—5.0	+ 12	+ 96	+ 41	+ 55
5.0以上	+ 1	+ 8	+ 4	+ 4

よめるであろう。
 (1) 経営規模別農家数の変遷
 他の条件を無視し、こゝでは單純に経営規模別によつて農家の序列を把握する指標とする。(註)

(註) かかる仕方は、農家の業態別、集約度の如何土地資本の廻転率その他重要な質的指標を逸することとなり緻密には問題を残すが資本構成の比較的低い日本農業にあつては一応の基準として許容されるであろう。さて、本庄村における経営規模別農家数の変遷を示すものとして

第一表をかゝける。

先ずこゝに基準とした昭和十四年をみよう(佐賀縣農會、農山漁村実態調査参照)。一—五町という中層農家の占める比率が圧倒的に高い(七〇・七%)。一町未満は甚しく萎縮している。就中日本において支配的な農家群たる〇・五—一町層は微弱な存在たるにすぎない。最高の密度を示すのは一—二町層である。ついで高いのが二—三町層という積極的な階層にある点に本村経営規模の前進的傾向を明白に把握しうる。この点全国の場合〇・五—一町層に第二位の集中があつたのと対照的である。更に労働不足と機械力に対する依存の強化とは三町層以上への伸展を展望せしめた。概言して一—三町層という中位農家が本村農業生産力の中核的担当者であることがわかる。(註)

(註) このような中層的構成が在来より存在したのか、或いは發展的に成長したものかという興味ある問題については、田中教授は大正元年より昭和十二年に至る変動を検討されて、一町未満層の規則的な減少と、一町以上各層の規則的な又各層特有の増加傾向を示して發展的に構成されたものであることを指摘していられる(上記「平田地帯一農村の分析」参照)。われわれにとつては、かかる規則的發展を可能とせしめた、客観条件、就中その間における戸数人口の変動特に各層農家の人口排出作業の形式、その内部関連の如何が特に興味ある問題であるが、今それらを検討しうる資料を有しない。他日につづ。

さて、これを昭和二十四年と対比してみなければならぬ。

先ず概観して明白な事實は、二町以上各層はいずれも減少し、三町以上層は殆んど消滅してしまつたことである。一—三町層は約半数に減じている。

反之増加したのは二町未満各層であるが、その増加傾向につき注意すべきは、在来萎縮していた〇・五—一町層と〇・五町未満層とが、かなりな増加を示し、二—三町層にあつた第二位の農家群が、一轉して〇・五町未満層に移つたことである。これは在来の積極的

な前進構造が停退、後退したことを示すものと一応理解しうる。たと第一位の一―二町層の比率は依然確保されていることに重要な意義を認めなければならぬ。即ち、上述の如く大経営が減少し小経営が増大するという一般的零細化傾向は貫徹されていることは争われないが農家凝集のモードは依然として保持されている。上表のみによつてはその内容を詳にするをえないが、より上層よりの広義における落層が主たるものであるが、農民の生活力の旺盛な本村のことであるから下層よりの上昇もないとはいへぬであろう。いずれにしても一―二町層の堅固な抵抗現象、安定層の下限における必死の保全現象をみうるのである。

○・五町未満特に○・三町未満の増加は主として食糧事情の窮迫による飯米農家の増加とみてよく全国的現象と軌を一つにするものである。この部分の増加はもとより農村危機促進の重要素因であるが、農業の生産力を担当する農家層の動向如何が先ず検討されるを要する。

(ロ) 農家々族員、農業従事者、非従事者

農家の家族構成を一応、農業生産に従事する者と、従事せざる者とに分つて考察する。後者は更に他業従事者と無業者に分つことができる。

第一表にみられる如く、昭和十四年(農山漁村実態調査)に比較して、農業従事者、非従事者共に増加しているが、一戸平均に於て従事者の増加○・一人より非従事者の増加○・六人の方が大である。即ち、これは、増加した者は主として農家における非農業労働力として増加していることを示すものである。このことは一しばらく、出生による自然増加部分を無視すれば一今の生産様式を前提とするとき、少くとも米麦作中心地帯においては、農業労働力としては、殆んど、伸縮性の余地のないことを示すものといつてよい。換言すれば、農業労働の生産性を低下せしむることなしには、農業労働

働力の附加は期待しえないことを示唆するといえよう。

今このことを、もう少しふえんしよう、即ち、食糧庁経済調査課の資料(特殊地帯を除く、主要米生産地帯について)によれば、昭和九年、同十五年、同十九年、同二十三年とそれぞれ戦前、準戦時、戦時(最も労働力不足のとき)戦後(最も労働力過剰のとき)における、米生産反当年間労働力(能力換算、雇傭労働をも含む)は次の如くである。

昭和	九年	二〇・九五八	畜力一・三一頭
同	十五年	一九・〇九八	一・二三頭
同	十九年	一九・〇七人	一・三七頭
同	廿三年	二一・九五八	二・〇六頭

即ち、全体として、稲作生産様式にさしたる変化なく、農業労働力吸収に限度あることを示している。いはゞ、増加者は手助的に労働化された程度であり、潜在的失業の一指標となるともいえる。

次に、生産年令人口部分をとりあげて階層別に、検討してみよう。

生産年令人口にして、農業に従事する者は、階層上位に至る程、規則的に上昇している。(第二表参照)これは当然のことであろう。耕地が大となるにつれて農業労働に対する、需要が増している。この傾向は、十年間をへだて、異なるところはない。一―二町層に至つて、青壯年男女が二―三人近く、農業労働に従事していることが判る、下層において青壯年少なく労働力構成の不安定がみられる。生産年令人口にして、農業に従事せざる者についてみる。

昭和十四年において、一―二町層を最小(〇・四七人)とし、上下両層に向つて増加している。(上記、佐賀平坦部一農村の分析参照)然るに昭和二十四年においても、殆んど同一な傾向が維持され、一―二町層の〇・九七人を最小とし上下両層に向つて上昇している。注目すべき事実と思ふ。一―二町層にみられるこの現象は、

第2表 階層別生産年令人口農業従事者数および非従事者数

階層別	総数	0.5町未満	0.5—1.0町	1.0—2.0町	2.0—3.0町	3.0—5.0町
		実数				
総数	1,515人	348人	221人	709人	232人	5人
一戸平均	3.61	2.95	3.02	3.96	4.84	5.0
農業従事者	1,023	155	150	536	177	5
一戸平均	2.44	1.31	2.05	2.99	3.69	5.0
農業非従事者	492	193	71	173	55	0
一戸平均	1.17	1.64	0.97	0.97	1.15	0
		百分				
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
農業従事者	67.6	44.4	67.9	75.5	76.2	100.0
農業非従事者	32.4	55.6	32.1	24.5	23.8	0

(備考) 農村人口収容力調査, 昭和24年8月, 人口問題研究所による。

次に、同上生産年令人口における、他業従事者を、非農有業者と無業者に分つて考察しよう。第三表参照、この部分については前年と比較すべき資料を有しない。

* 中核農家としての動向に特色を与えるものに相違ない。

第3表 階層別生産年令人口農業非従事者内訳(他業者数および無業者数)

階層別	戸数	総数	非農有業者	非農有業者一戸平均	無業者	無業者一戸平均	病気	不詳
総数	419戸	492人	225人	0.54人	194人	0.47人	3人	67人
0.3町未満	66	118	77	1.17	32	0.48	1	7
0.3—0.5	52		193		34			
0.5—1.0	73	71	36	0.49	29	0.4	0	6
1.0—1.5	87	179	40	0.46	26	0.3	2	14
1.5—2.0	92		173		63			
2.0—2.5	42	48	14	0.33	30	0.71	0	7
2.5—3.0	6		55		15			
3.0—5.0	1	0	0	0	0	0	0	0

(備考) 農村人口収容力調査, 昭和24年8月人口問題研究所による。

即ち、生産年令人口にある非農有業者は下層ほど大であり、上層に至るに従つて規則的に減少している。〇・五町未満層においては、毎戸約一人が他業に従事している。中層に至つては、約三戸に一人の割で他業従事者があるにすぎない。この層に至つて生産年令人口が、農業に専従していることが判る。

次に、無業者をみよう。

われわれの調査票において、末詳がかなりあるが一応不問にふす。一戸平均無業者は、階層別にそれほど大きな差はみられないが、一―二町層は比較的低く(〇・四一人)上下両層が高い、一―五町層をとれば〇・三人と最小である。このような中層農家は無為徒食者をいれることを極力排しているだろう。二―二・五町層に(〇・七一人)と最高の数字がみられる。かくて一―二町層における家族労働燃焼への努力をみることをえないであろうか、上層例えば(二―二・五町層)に無業者が比較的多いということは、かゝる時代における安定層の安樂ぶりを示すということではなく、むしろ随性的に在來の安固になれて、生活機能と意欲を喪失し、この層の落層現象に無為自失しているものゝ存在を示すといつては云い過ぎであろうか。

(ハ) 他出者

次に他出者についてみよう。第四表参照、これは農家における、余剰人口の排出作用を示すものである。(こゝにいう、他出者とは現在他出家族員であり、世帯主の子孫、兄弟姉妹に限る)

昭和十四年についてみれば他出者(但し、こゝでは農家に籍をおくも農家に在住せざるもの)は階層別に、〇・五町以下の階層では一・一五人、順次に〇・九〇人、〇・六七人、〇・五九人と減じ、三町以上層においては、一轉して、一・二〇人と最高に達している(同上一農村の分析参照)即ち、二―三町層を最小とし、一―二町

第 4 表 農家階層別他出者数

階層別	農家戸数	農家 他出者数	一戸平均	専業農家 戸数	専業農家 他出者数	一戸平均	兼業農家 戸数	兼業農家 他出者数	一戸平均
総 数	186戸	485人	2.6人	151戸	385人	2.5人	35戸	100人	2.9人
0.3町未満	22	65	2.9	7	16	2.3	15	49	3.3
0.3-0.5	18	41	2.3	10	19	1.9	8	22	2.8
0.5-1.0	25	50	2.0	16	32	2.0	9	18	2.0
1.0-1.5	40	82	2.1	38	77	2.0	2	5	2.5
1.5-2.0	50	152	3.0	50	152	3.0	0	0	0
2.0-2.5	25	64	2.6	24	58	2.4	1	6	6.0
2.5-3.0	5	24	2.8	5	24	4.8	0	0	0
3.0-5.0	1	7	7.0	1	7	7.0	0	0	0

(備考) 農村人口収容力調査，昭和24年8月，人口問題研究所による。

層がついで低いのである。中層低く、上下に向つて上昇している。

しかるに、昭和二十四年に至つては、昭和十四年にみられた中層に低く、両翼に向つて上昇する傾向は、一変して、むしろ、下層に低く、上層に向つて上昇する傾向が看取される。この傾向は、専業農家をとるとき、なお一層明瞭にみられる。若し、兼業者についてみれば、概して下層において人口排出作用は強く、兼業者の一面農家人口、他面出稼的工業人口化といった両面の性格の一端が窺われる。かく一―二、二―三町兩層において、特に顯著な人口排出作業をみうるのは、生産力を担当する中核層及び安定層において、極力家族構成の合理化、労働能率の効率化がはかられていることの証左であるといえよう。

かく、中上層において人口排出の強いのは、いわば人口圧力が一番強く、おしかゝつていることの反面の現われであるともいえる。つまり、その農家経営が適正であり、合理的であるほど、人口排出作用の頓挫は、農家の合理的計算にとつて苦痛であり、受入れも苦痛なのである。労働秩序と生活水準の混乱なくしては家族員を増加しえない。さればまともに、圧力を感じてこれを排出しようとするだけの抵抗力があるわけだ。下層において一般には人口圧力が甚しいとされている。勿論それをに相異なる、しかし事の真相は下層において、元々、生活水準、技術水準共に低く、たとえ、いくばくの人口加重があつても、一層それらを低下せしめることによつて、殆んどゼロに等しいそれらの労働力を吸収しているにすぎない―これにも勿論一定の限界がある―いわば人口圧力に対する正常な反作用を営むだけの力を欠如しているといわねばならぬ。

(二) 農業従事者一人当り耕地面積

右のような中核層における人口排出作用はその層の生産力維持を企図する合理的思惟の現われに他ならぬ。以下若干の指標によつてその内部構造を検討しよう。

農業従事者一人当り耕地面積をとつてみれば、第五表の如くである。

即ち、農業従事者一人当り、耕地面積は、昭和十四年の平均五・六反(上記一農村の一分分析参照)が昭和二十四年には、四・三反となり、一・三反の減少をみている。

一―二町層において、一・一反と相当な減少を示し、最高の減少は三町以上層における二・三反である。この事実はこの両層に対する人口圧力の強さを示すと共に、その反面その抵抗力の強度を推測せしめ、経営面積維持のための必死の努力をみうる。しかし又他層

第5表 階層別農業従事者一人当り耕地面積

	生産年齢(15-59歳) 男女農業従事者	耕地面積	一人平均
総 数	1,024人	443町3反5セ	4反3セ
0.3町未満	83	10. 7. 1	1. 3
0.3-0.5	72	17. 7. 5	2. 5
0.5-1.0	150	51. 1. 2	3. 4
1.0-1.5	240	105. 4. 8	4. 4
1.5-2.0	296	154. 4. 8	5. 2
2.0-2.5	156	89. 6. 6	5. 7
2.5-3.0	21	10. 8. 5	5. 2
3.0-5.0	5	3. 3. 0	6. 6

(備考) 農村人口収容力調査, 昭和24年8月, 人口問題研究所による。

に比して一人当り耕地面積の減少は大であり、当然に、なお人口排除が不充分であるといわねばなるまい。

又、一―二町層を限界として、一人当り耕地担当面積の隔差が著しいことが判る。しばらく、雇用労働を無視する(註1)下層農家の非能率的な農業労働に比して、中上層の能率の高い労働が想見される。これは勿論生産設備の差異にもよるが(註2)逆に又、この様な生産手段の整備を可能ならしめるために一定の耕地面積を前提しなければならぬことが判る。当然のことである。

(註1) 雇傭労働者については年間延日数にて第六表の如くである。即ち、すべて合理的理由に立脚するとはいえぬとしても各層ともに雇傭労働者を欠きえない心理的要求も競合して、農繁期に殺倒する、労働需要の強さが判る。二・五町層以上において一躍著増がみられるが一人当り耕地面積を問題とすると、これを一応無視して上述の傾向をみた。

第6表 階層別平均一戸当り雇入延日数

階層別	雇入戸数	雇入延日数	一戸平均
総数	219戸	12,195日	56日
0.3町未満	14	257	18
0.3—0.5	21	872	42
0.5—1.0	37	1,434	39
1.0—1.5	52	2,713	52
1.5—2.0	61	3,912	64
2.0—2.5	28	1,997	71
2.5—3.0	5	910	182
3.0—5.0	1	100	100

(備考) 農村人口収容力調査、昭和24年8月人口問題研究所による。

(註2) 生産手段の整備を示すものとして、第7表及び第8表をかかげる

第7表 階層別、牛馬、飼用農家数および一戸当り飼用頭数

農家戸数	牛				馬				
	農耕用	一戸平均	その他	一戸平均	農耕用	一戸平均	その他	一戸平均	
総数	419戸	37頭	0.09頭	10頭	0.02頭	206頭	0.49頭	3頭	0.01頭
0.3町未満	66	0	0	0	0	0	0	0	0
0.3—0.5	52	3	0.06	2	0.04	1	0.02	0	0
0.5—1.0	73	17	0.23	2	0.03	17	0.23	0	0
1.0—1.5	87	8	0.09	3	0.03	70	0.8	0	0
1.5—2.0	92	6	0.07	3	0.03	76	0.83	1	0.01
2.0—2.5	42	2	0.05	0	0	36	0.86	2	0.05
2.5—3.0	6	1	0.17	0	0	5	0.83	0	0
3.0—5.0	1	0	0	0	0	1	1	0	0

(備考) 農村人口収容力調査、昭和24年8月、人口問題研究所による。

第8表 階層別、機械所有状況

階層別	農家戸数	（自家所有台数）			（一 戸 平 均）		
		原動機	動力作業機	電力揚水機	原動機	動力作業機	電力揚水機
総 数	419戸	247台	198台	104台	0.59台	0.47台	0.25台
0.3町未満	66	0	0	0	0	0	0
0.3—0.5	52	2	3	1	0.04	0.06	0.02
0.5—1.0	73	20	16	7	0.27	0.22	0.1
1.0—1.5	87	71	56	24	0.82	0.64	0.28
1.5—2.0	92	91	74	45	0.99	0.8	0.49
2.0—2.5	42	52	41	22	1.24	0.98	0.52
2.5—3.0	6	9	7	5	1.5	1.17	0.83
3.0—5.0	1	2	1	0	2	1	0
		（団体所有台数）			（一 戸 平 均）		
総 数	419台	54.5台	42.8台	82台	0.13台	0.1台	0.2台
0.3町未満	66	3	0	3	0.05	0	0.05
0.3—0.5	52	1	1	2	0.02	0.02	0.04
0.5—1.0	73	7	9	4	0.1	0.12	0.05
1.0—1.5	87	9	12.3	18	0.1	0.14	0.21
1.5—2.0	92	24	14	32	0.26	0.15	0.35
2.0—2.5	42	5.5	5.5	19	0.13	0.13	0.45
2.5—3.0	6	0	0	1	0	0	0.17
3.0—5.0	1	5	1	3	5	1	3

（備考）農村人口收容力調査，昭和24年8月，人口問題研究所による。

即ち本村においては馬耕が重要視されるのであるが、一・一・五町層を境として格段の差異がみられる。これらの層に至つて大約一戸一頭近くの馬が用意されているわけだ。それ以下は著しく少ない。同じような傾向は原動機についても動力作業機についても電力揚水機についてもみられる。

第9表 階層別、米麥反当収量

階層別	農家戸数	（専 業 農 家）		農家戸数	（兼 業 農 家）	
		米	反当一戸平均		麥	反当一戸平均
総 数	309戸	959石3斗4升	3石1斗0升	307戸	355石5斗4升	1石1斗6升
0.3町未満	19	58.1.0	3.0.6	18	19.0.0	1.0.6
0.3—0.5	28	84.3.0	3.0.1	28	30.6.5	1.0.9
0.5—1.0	51	157.7.0	3.0.9	51	57.2.6	1.1.2
1.0—1.5	80	252.0.6	3.1.5	79	91.6.5	1.1.6
1.5—2.0	87	268.7.0	3.0.9	87	105.8.8	1.2.2
2.0—2.5	37	116.0.8	3.1.4	37	43.0.0	1.1.6
2.5—3.0	6	19.0.0	3.1.7	6	6.9.0	1.1.5
3.0—5.0	1	3.4.0	3.4.0	1	1.2.0	1.2.0
総 数	84戸	252石7斗6升	3石0斗1升	83戸	91石3斗0升	1石1斗0升
0.3町未満	39	115.6.0	2.9.6	38	40.2.9	1.0.6
0.3—0.5	22	64.9.0	2.9.5	22	22.3.1	1.0.1
0.5—1.0	16	50.5.8	3.1.6	16	19.8.0	1.2.4
1.0—1.5	4	12.2.0	3.0.5	4	5.2.0	1.3.0
1.5—2.0	1	3.0.0	3.0.0	1	1.2.0	1.2.0
2.0—2.5	2	6.4.8	3.2.4	2	2.5.0	1.2.5
2.5—3.0	0	0	0	0	0	0
3.0—5.0	0	0	0	0	0	0

（備考）農村人口收容力調査，昭和24年8月，人口問題研究所による。

従事者一人当り米生産額を算出してみる。次の如くである。第九表及び第十表参照。

即ち、階層別米反当収量に、農業従事者一人当り耕地擔当面積を乗じて一人当りの生産額と推定した。いうまでもなく階層上位程大

第10表 農業従事者一人当り米生産達

階層別	一人当り米生産額
0.5町未満	5石7斗5升7合
0.5—1.0	10. 5. 0. 6
1.0—2.0	14. 9. 7. 6
2.0—3.0	17. 2. 7. 0
3.0—5.0	22. 4. 4. 0

(備考) 農村人口収容力調査, 昭和24年8月人口問題研究所による。

である。能率のよい労働をしている。勿論生産費が問題となる。例えば上層は雇傭労働に依存し、高い労賃を支拂わねばならない。機械を使用するとして、ガソリンが高価につけばその使用も差控えねばならぬであろう。今それらを検討する資料を有しないから断定的な事は言うことができないが、これらの条件からして、当然上層は経営費の合理化を計らねばならない。その条件に制約されて、経営地の拡大も不可能となるし、又縮少を余儀なくされる場合も生ずる。且つ、供出制度と作付統制と税金とは、この層に、比較的強く影響を及す。安定が動搖せざるをえない。分家その他親縁関係をたどる経営地細分化が当然考えられるに至るであろう。又これら上層の家族労働構成に変化を生じた場合も当然このような分与細分が生ずるのである。一町以下は畜力又は機械整備を充実するというよりは労働集約化にばく進して、余剰労力を消化せんとするであろう。零細層は自らの農業労働能率の低劣さを自省して兼業と農業と両足で都合のよい方へ重点をおかざるをえない。

(ホ) 階層別耕地分属状況

経営耕地の分属状況をみる。ぼう頭のべた如く、本村の前進的構造は一町以上層が肥大し、一町未満層の萎縮として現われている。こゝではこれを耕地の分属状況によつてみれば第十一表の示す如くである。即ち一—二町層に五八・七%と過半数が属している、二—三町層になお、一・二・七%一町未満層には僅か一七・九%にすぎない。

第 11 表 階層別、耕地面積分属状況

階層別	専業農家戸数	専業農家耕地面積	兼業農家戸数	兼業農家耕地面積	農家耕地面積	%
総 数	329戸	408町6反3セ	90戸	34町7反2セ	443町3反5セ	100.0
0.3町未満	22	3. 8. 7	44	6. 8. 4	28. 4. 6	6.4
0.3—0.5	29	10. 1. 2	23	7. 6. 3		
0.5—1.0	57	41. 1. 7	16	9. 9. 5	51. 1. 2	11.5
1.0—1.5	83	101. 1. 8	4	4. 3. 0	259. 9. 6	58.7
1.5—2.0	91	152. 7. 8	1	1. 7. 0		
2.0—2.5	40	85. 3. 6	2	4. 3. 0	100. 5. 1	22.7
2.5—3.0	6	10. 8. 5	0	0		
3.0—5.0	1	3. 3. 0	0	0	3. 3. 0	0.7

(備考) 農村人口収容力調査, 昭和24年8月, 人口問題研究所による。

い。これを昭和十四年（農山漁村実態調査）に對比してみよう。同年は一町以上層を以て実に九〇・八%を占め、一町未満層は僅か九・二%に衰退していた。一―二町層は四二・五%、二―三町層に三七・七%属したのである。農家数の占める比重よりみれば〇・五町未満層に第二位の密度がみられるに至っているが、耕地の占める比重は、微小なるものにすぎない。反之、一―三町層の農家数の占める比重は第三位にてん落したが耕地の分属情況においては、勿論一五%の減少を示しているがなお且つ第二位を固守している。かくて、一町以下零細層の零細化は激しいが、一―三町の中層において依然として本村の耕地の大部分が経営されていることを示るのである。

(へ) 耕地の貸付借入

元來本村においては大地主なく、地主的土地所有の圧力は少なく主として、農民的土地所有によつて、農民相互間の売買、貸借を通して土地所有關係の移轉が行われ、いわゆる自作発展の根拠が果たえられていたのである。且つ土地生産力高く小作料率も低いといつた好条件に恵まれて、前記の如き前進構造は推進せられたのである。

農地解放後においても勿論農民相互間の貸借關係はみられる。一定の制限内における、経営地の拡大意欲を実現する一つの方法である。

貸付借入を示すものとして、第十二表をかゝげる。

貸付地についてみれば、下層において小なるは、いうまでもないが、一―二町層において、六・四反と最高を示しているのは、主として土地所有面積の制限による貸出といえるのであろうが、しかし又これは、この層における一種の停滞現象を反映するものでもある。下層において就中兼業において、かなりの貸付があるのは、業者としての意欲の欠如、半ば離農的性格を物語るといわねばならぬ。上層における貸付は、生産裝備、労働手段の不足か生産費の切

第 12 表 農家階層別、貸付地及び借入地

	専業農家			兼業農家			借入農家数		
	戸数	貸付地	一戸平均	戸数	貸付地	一戸平均	戸数	借入地(田)	一戸平均
総 数	64戸	36町4反5畝	5反7畝	31戸	15町4反4畝	5反	168戸	61町5反5畝	3反7畝
0.3町未満	7	2. 5. 7	3. 7	14	6. 5. 3	4. 7	11	1. 6. 7	1. 5
0.3—0.5	6	3. 5. 1	5. 9	9	4. 4. 5	4. 9	14	2. 9. 4	2. 1
0.5—1.0	10	6. 2. 7	6. 3	5	2. 9. 6	5. 9	32	11. 0. 4	3. 5
1.0—1.5	12	7. 6. 7	6. 4	2	1. 3. 0	6. 5	47	17. 5. 4	3. 7
1.5—2.0	16	10. 1. 5	6. 3	1	2. 0	2. 0	44	18. 4. 2	4. 2
2.0—2.5	11	5. 6. 0	5. 1	0	0	0	19	9. 5. 2	5. 0
2.5—3.0	2	6. 8	3. 4	0	0	0	1	4. 2	4. 2
3.0—5.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(備考) 農村人口収容力調査, 昭和24年8月, 人口問題研究所による。

下げを企図するものかいずれにせよ、そういった計算の結果をいみするだろう。

借入地についてみれば下層に少く上層に至るに従つて、ほど規則的に増大している。これは経営地の拡大が借入地によつてなされていく一つの証拠であり、農民相互の貸借関係にあるにせよ、地主地の借入にあるにせよ、前進のための借入（小作関係）の必要がみられる、自小作前進型の存続であらう。

更に注意すべきは、このような表面に現われた借入関係の外に、生産手段を装備した進取的農民が牛馬賃耕、動力機賃摺、等々という経済過程を通して、零細農の経営を代行することが、零細化と共に一層拡大され、実質的な集中過程が進行しているということである。又秋落地帯に属する零細農が農地委員会を通して、経営規模大なる層へ耕地を譲るといつた現象もみられ零細者の後退その反面の集中化を示している。

(下) 自小作別分布

農家の業態別組成は、経営地広狭別組成と並んで、農家組成の二つの基本的形式である。

いわゆる自小作前進構造、土地所有権ではなく、耕作権を獲得することによつて、経営地拡大を企図した本庄村の前進的農家群は、主として中層以上に多くの分布をみていたことは当然のことであつた。

これについては、農地解放後の今日、その様相を一変して、自作の比率が最大となつたのはいうまでもないことである。第十三表参照。

しかし、自小作という範疇は三二%残存していることは大いに注目すべきであらう。(昭和十四年においてそれは四五・三%であつた)しかも、一―二町という中層において自小作の比率は高いのである。積極的な意欲が、この層において、強いことを認識すべきで

第 13 表 農家階層別、自小作別農家数

	専 業 農 家				兼 業 農 家		農 家	
	自 作	自小作	小 作	小自作	自 作	自小作	小 作	小自作
総 数	195戸	101戸	10戸	23戸	72戸	8戸	8戸	2戸
0.3町未満	18	1	3	0	37	2	5	0
0.3—0.5	21	3	3	2	17	3	2	1
0.5—1.0	29	19	4	5	12	2	1	1
1.0—1.5	43	31	0	9	3	1	0	0
1.5—2.0	52	33	0	6	1	0	0	0
2.0—2.5	26	13	0	1	2	0	0	0
2.5—3.0	5	1	0	0	0	0	0	0
3.0—5.0	1	0	0	0	0	0	0	0
			同 上 百 分 比					
総 数		自作			自作		小 作	小 作
419		267			134			18
100.0		63.7			32.0			4.3

(備考) 農村人口収容力調査、昭和24年8月、人口問題研究所による。

あらう。

小作については殆んどいつてよい程消滅して僅かに、四・三%を止めるにすぎない。しかも〇・五町未満という零細層に集中している。一町以上には、一戸もない。かゝる零細な純小作といった業態ではこのような村では殆んど生存競争にたえないであらう。

戦後、農地解放の結果、一般的に小作地が減少したに不拘、零細小作農家の数的増加がみられる。基本的な自作化傾向の対立物として零細小作化現象が貫徹しているといえるのである。これは耕地所有の相対的制限と、供出制度のもとにおいて、農民層の分解は必ずしも耕地面積の点で明瞭な分解を示さず、むしろ変形されて自小作関係において階層関係が表出されていることをいみするのである。

四、差別出生率からみた本庄村の近代的性格

以上それぞれの観点にたつて分析をこゝろみ概略ながら本庄村における安定農家の動向を把握した。われ／＼の知りえたところを要約すれば、戦後農業経営を制約する悪条件下においても、一定の耕地面積を保持して、はじめて能率の高い農業生産を遂行しようということである。農民にとつてこの至上命令が農民行動の根本となること、特に人口排出作業の合理的動因となるものであることをみた。耕地面積の適正度を確保するということは、反面からいえば投下労働量の適正を維持せんとすることでもある。このような農家活動の集中点として、人口排出作業を前面にもちきたすとき、そこには当然農村における基本的人口現象としての出生現象が問題とされねばならない。

元來農村の出生率は都市のそれに比して著しく高い。過剰人口の源泉も基本的にはこの過大なる出生量によつて規定される。しかれば何故に農村において出生率が高いか、これについては、農業の生

産構造の非近代的性格に主たる要因をみなければならぬ。産業としての農業が未分化の状態に停滞し、過小農形態として存続せしめられ専ら家族労働に依存して、集約的な農耕が行われる限り子供は無償労働の唯一の源泉であり、子宝である。且つ生活水準低く、養育も容易であり、出生を低下せしむべき何らの社会的要請は存しない。

われ／＼の調査しえた若干の資料は、農家階層別特殊出生率（有配偶妊孕年令女子千につき平均一ケ年の出生児数）について興味ある事実を示す。第十四表参照。

第 14 表 農家非農家別および農家階層別特殊出生率
(有配偶妊孕年令女子1000につき平均1ケ年の出生児数)

階層別	佐賀県 本庄村	佐賀県 中川副村	岡山県 興除村	岩手県 飯置村	岩手県 御所村
総 数	147.6	177.0	163.5	185.8	200.6
0.3町未満	136.4	142.8	242.4	210.5	219.8
0.3—0.5	213.4	233.9	117.7	216.3	194.3
0.5—1.0	171.4	233.6	190.1	184.5	200.7
1.0—1.5	108.4	210.2	145.3	190.7	173.8
1.5—2.0	149.0	150.0	178.6	166.4	192.4
2.0—3.0	173.9	220.6	164.6	210.4	150.2
3.0 以上		0		150.2	240.3
非 農 家	147.8	159.5	100.0	153.2	228.4

(備考) 農村人口収容力調査(本庄村, 中川副村, 興除村は昭和24年8月, 飯置村, 御所村は昭和23年12月)人口問題研究所による。

即ち、非近代的性格を多分に残存する東北農村、例えば岩手県御所村、飯岡村において、それ／＼二〇〇・六人及び一八五・八人と高く、近代的性格を強く帯びたる西南地帯の農村例えば岡山県興除村において一六三・五人と低い数値を示しているのである。少数例を以て一般を推すことは勿論、慎まねばならない。たゞ傾向として、これら農村の農家の生活生産上の構造的な差異が、このような出生率の差異として表出されたと解することは差支えないであろう。

こゝに問題とした佐賀平野の代表村としての本庄村についても、勿論一四七・六人と低く、同じく中川副村においても一七七・〇人と東北の場合に比し低い数値が現われているのである。

又農家の階層的な出生率の差異を示す傾向としては、大抵下層に高く、上層が比較的低いことがみられる（階層の刻みを上中下の三層位にするとなおよくこの傾向を把握しうる。）

かゝる現象はいう迄もなく農家各階層における生活生産構造の相違の反映というべきであり、それらが近代化されるにつれて、近代的差別出生率の法則性が普及されんとしつゝあるものといわねばならぬ。

この如き近代的差別出生率の主因が出生に対する意識的抑制行爲にあることはいうまでもない。即ち、われ／＼が調査した若干の資料によれば、本庄村及び興除村（但し曾根部落に対してのみ調査を行つ）における農家階層別にみた避妊実行状況は第十五表の如くである。（別に人工流産についても同じ傾向を示す資料があるが、こゝには、かゝげぬことにした。）

即ち下層において産制意欲は低く、上層において、特に安定層の下限を上下するところにおいてそれが強いことがみられる。又非農家は農家よりも強い。

かくて農民の高出産力の実態は、わが国農業の非近代的生産構造と農民の階級構成に基礎づけられてきた過大増殖力に他ならぬもの

第15表(a)農家非農家別並びに農家階層別
避妊実行状況（本庄村）

階層別	戸数	避妊実行不実行夫婦割合(%)		
		実行	不実行	不詳
総数	471	12.3	70.5	17.2
農家総数	209	11	73.2	15.8
0.5町未満	25	4	88	8
0.5—1.0	31	16.1	64.5	19.4
1.0—2.0	112	7.1	75.9	17
2.0以上	32	18.8	65.6	15.6
農家階層未詳	9	33.3	55.6	11.1
兼業農家	16	12.5	75	12.5
非農家	174	17.4	69.7	12.9
無職	18	0	83.3	16.7
未詳	50	4	56	40

(備考) 産児制限簡易調査、昭和24年8月、人口問題研究所による。

第15表(b)農家非農家別並びに農家階層別
避妊実行状況（興除村）

耕地面積	避妊実行夫婦割合 (各階層百夫婦につき)
0.5町未満	2.5
0.5—1.0	8.6
1.0—2.0	14.8
2.0以上	5.0
非農家	44.8

(備考) 産児制限簡易調査、昭和24年8月、人口問題研究所による、但し、本調査は同村曾根部落に対し、実施せるものである。

であるといわねばならぬ。
農村の過剰人口対策は当然この事実の認識に出發しなければならぬ。

ない。

五、農業適正化と農業人口の展望

戦後日本農業の零細化を促進した過剰人口の圧力が、資本構成諸要因との相互滲透的な発展関係において本庄村の前進的構造に如何なる変形をあたえ、農家各層がどのような適応現象を示したかを、その生産構造との内面的関連において検討することが概略ながら以上によつて果されたところである。

即ち、本庄村は在來から、農民的土地負担の圧力軽く、生産力又高いといつた経済的条件に恵まれ、前進的構造を有したが故に、階層變動の動向においても、よく全国的零細化傾向より、上廻る階層において、諸矛盾対立の一応の帰着点を見出しつゝあることをみた。しかしながら、元より一般的農家の零細化傾向とともに本庄村の生産構造の劣弱化と、階級分化の促進とを阻止しえなかつたことも如上において指摘した通りである。大正以降鋭意きずきあげられてきた積極的な経営規模別農家組成もその一角より崩解せんとしている。二三町安定層の慘落現象に端的にこれを認めらる。もとよりこれは供出制度と課税の側圧の強さに対し、農民的商品生産の主たる担当者たる比較的上層が悪条件にさらされている事によるであろう。しかし、これらの階層が鋭意人口排出作業を遂行して、なお且つ維持し難い困難な状態にさらされたことを併せ考えねばならぬ。比較的堅固な抵抗作用を示したものととして一一二町中核層をとらえた。これは、かゝる悪条件下における、この層の総合的適応力の強靱性を示すものたること上述の如くであるが、この層と雖も亦確固不動のものでないことすでに指摘せる通りである。

今や、国際貿易再開を控え、食糧輸入は、日本農業にとつて更に一層強力な重圧要因たらんとしている。

日本農業をこれらの危局から救うものは端的にいってその生産性の向上以外にはありえない。土地改良、災害防止、畜力機械化、電化、耕地集団化、経営多角化等生産性の向上の方策は考えられる。しかし、現下の農業を包む環境はいずれもこれらの対策の実現を困難なものとしている。

農業の復興は工業の復興なくして考えられないが、工業の復興による輸出能力の回復は又食糧輸入能力の増大となつて農業を圧迫する。農村の犠牲においてする経済安定化政策は農工の対立を解決する所以ではない。

低米価、低賃銀によらずんば工業の発展が期し難いという機構的循環の中に根本的な問題がある。

後進資本主義国の生存機能の必要のためにとられてきた、小農維持策に裏づけられたる工業育成策が再びそのまゝ、登場するならば、それは恐らく国民経済内における農工両部門の対立を、さなきだに困難なる環境のもとに再生産せんとするにすぎぬであろう。

低賃銀を可能ならしめる相対的過剰人口の相互の競争、その基盤としての農家の低い生活水準と過大な農民的出産力は、農業自体にとつては、生産性の著しい低下を意味する以外の何ものでもない。闇市場の消滅、農家収入の著減、シェーレの拡大、生産資材の入手難資金難等わが農業をして掠奪農法に追いやつた諸条件は更に因果重復して悪化し恐慌現象として現われんとしているとき、これに眞実によく堪えうる途はくどいようであるが、農業生産力の向上以外には存しない。

而もこの生産力の発展を可能ならしむる途は、生産構造の高度化において他に求め難いことは明白である。

一一二町層といつたわが国では中位に属する農民層の生活力の旺盛さは、かゝる経営規模の農家における、農業人口にしてはじめて

その托されたる土地の生産力を十分發揮し、專業者として安定度の
ある農業労働に従事することをいみする。

かゝる階層の農民の維持育成策をとることによつてわれわれの意
味する適正農家人口への接近が可能であろう。而してそれを基礎づ
ける生活生産構造の基盤を与えることが基本問題となる。

しかし上述の如く現実の諸条件は適正農家の下限を強く圧迫して
いる。個々の農家としてはかゝる圧迫に堪えかねて、没落せんとす
る傾向が強い。この傾向は一層加重されるであろう。しかし、村全
体としては、例えば一村電化によつて、揚水、脱穀、調整、泥土あ
げ等殆んどを電力によつて遂行せんとし近代化の方向を強く志向し
ている場合を上記本庄村においてみるのである。

かゝる傾向に農民意識が向つたことは注目すべき事実である。自
作化して個々独立の自営農民となつたけれど土地所有に附随する諸
々の経済的負担を痛感し自省的になつている農民に協同化への意識
を真実にもたしめる基本的な体験として重視すべきであろう。

今後の農業生産近代化の方向は、かゝる協同意識の正しい指導の
線に沿つて發展するものでなければならぬ。

戦後農民分解の一般的構造として、全面的轉落、自作化、半失業
貧農化、轉落自給貧農化等諸傾向がみられるが、その根本を貫くも
のは、過小農体制への一層の後退にすぎない。

農業人口にとつては、農業生産における、生産力向上の問題と同
様に、その生活生産構造の近代化以外にその過剩を解消する方策
はないのである。

重ねていえば、農業の生産性を高めることが至上命令である
とき、それは最早、工業に対する低賃銀の地盤を内包する如き農業政
策をとりえない。生産性の高揚のための保護政策は、国家資本の直
接の授下によつてこの農業の生産構造の高度化でなければならぬ
。

この基礎の上に工業も亦はじめて近代的産業としての真実の充実
を期しうるのである。農業生産の近代化は勿論国民経済の全機構の
中で、はじめて有効に考えられ実現への方向も国民経済的な再編成
の一環としてのみ可能なるこというまでもあるまい。

適度農業人口の新しき展望もかくしてはじめて可能となるであ
らう。

現下農業におけるおびたゞしき非生産労働力の存在を認識し、こ
れに対しては別途に吸収の方途を講じ、新しき生産性高揚のための
近代化政策を遂行すべきである。これなくしては国民経済の機構的
調和の確立は期しえないであろう。

附記 颯風による水渦のただ中に行われた本調査に対し種々便宜をあたえ
られた佐賀県関係当局に深く感謝する。又農林部長久間健一博士、県立農
業経営研究所長江口正芳氏および県指導農業協会組合連合会橋本与一の諸
氏より調査上有益なる参考資料をあたえられたことを併せ記して感謝申上
げる。

米國社會保障制度の財政經濟的研究 (一)

—改正提案H・R・二八九三を中心として—

黒田俊夫

目次

- はしがき
序 節
第一章 社会保障法改正提案とその基本問題
第二章 現行制度と改正提案
第一節 養老遺族保険と廢疾保険
第二節 改正提案におけるコストの問題
第三節 失業補償
はしがき

本稿は筆者のアメリカ社会保障制度研究の一部をなすものであつて、八十一議會に政府案として提出されたH・R・二八九三を中心とし、下院を通過した妥協案としてのH・R・六〇〇〇を省みつつ、現行制度を検討したものである。尙資料としては左の如きものに拠つたが、特にメリアム、シテロッターマン、マロニー共著の『The Cost and Financing of Social Security』, by Lewis Meriam and Karl Schlotterbeck with a chapter on Veterans' Benefits by Mildred Maroney, 1950, Washington. に當り所が多い。

- Relief and Security, by Lewis Meriam, 1946.
Taxation for Prosperity, by Randolph E. Paul, 1947.
Post-War Economic Problems, edited by S.F. Harris, 1948.
ch. XV. Postwar Social Security by Edwin E. Witte.

Economic Reconstruction, edited by S.F. Harris, 1945.
ch. XXII. Social Security, by Evelyn M. Burns.
Social Work Year Book, edited by Margaret B. Hodges, 1949.

序 節

窮乏の原因が自然的、生物学的な要因によるものであらうと或は政治経済的な要因によるものであらうと、それからの解放が社会保障の目的であるとすれば、それは経済学の本質的内容であると共に人類の歴史と等しくする人類共同社会の平和と共存する理想目標ではなかつたであらうか。社会保障なる言葉は一九三五年のアメリカ社会保障法として誠に新しいものであるが、今日世界各国に於てその政治形態のいかんを問はずその理想的体系の実現が要請せられてゐることは、その内容の普遍的妥当性の存在は勿論のこととしても、そこに我々は現段階における政治経済的構造の变化と動向の中にその新しい意義と内容を見出さねばならないであらう。

特に本世紀における大恐慌以來の資本主義の構造的変化と他方における資本主義の社会経済における浸透と機構の複雑化は自己の意思によらざる窮乏を大量化し慢性化せしめるに至つたのである。自己の勤勉と能力を以てしても生存を確保しえない機会は増大した。そしてまた一方においては政治的経済的民主主義は人民の各層に浸

透し生存権、労働権は基本的人権として確認せられるに至ると共に社会連帯、相互扶助の一つの政治的表現としての国家は改めてこの問題をとりあげざるをえなくなつた。自然に対する人間の排戦と同様に社会経済現象に対する人間の闘争征服過程が始つたのである。人間の窮乏に対するこのような征服闘争こそまさに我々のゆう社会保障であるとゆうべきであろう。

ローズヴェルト大統領が大恐慌期の一時は一千三百万人に達した失業者を包蔵するアメリカ経済の復興救済に乗り出した例のニュー・ディールの一環として社会保障法がとりあげられた意義も上述の如き環境に於て理解せられると共に今次大戦後における世界政治経済の不安動搖の中にトルーマン大統領がフェアディールの一環として強力に社会保障制度を拡充せんとしている厚生福祉国家政策も充分にその現段階的意義を把握しうるのである。

アメリカにおける社会保障制度の現状ならびにその改革についてはトルーマン大統領自身が本年の年頭教書と年頭経済報告書において次の如く極めて具体的に説明している。

まず年頭教書においては次の如く強調している。

「我が社会保障制度を發展せしめて老令、失業、疾病の経済的危険の基本的保護についての国民の支柱たらしめねばならない。私は議会が本会期において養老遺族保険の給付を増額し、その適用範囲を拡大すべき立法を完成することを熱望する。民間産業における年金支給に対する広汎な動向は公共保険制度の改善に対する必要を表現している。更に私は議会が失業補償法を強化して今日の要求に更に適切に応じうることを主張する。昨年における経済的下降は我々の失業保険制度が直面せねばならなかつた最初の現実的テストであつた。そのテストはこの制度の賢明を立証した、しかしそれはまたその機能の改善と適用範囲と給付増大の必要を顯著に明らかにしたのである。保健の分野においては、更に多くの人々に医学

の驚くべき進歩の恩恵を与える老大な機会が存している。病院の増設については順調に進んではいるのであるが我々は更に医師、看護婦、公衆衛生サーヴィスの不足克服の努力を続け、そしてすべてのアメリカ人にすぐれた医療を与えうるような医療保険制度を樹立せねばならない。」(New York Times, Jan. 5, 1950)

更にトルーマンは年頭経済報告書の「社会保障」の項において経済保障の必要性と力づくの制度を賄うべきアメリカの経済能力の充分なることを自信を以て述べながら次の如き内容の趣旨を展開している。

我々の成長経済においては、経済的非保障に対して我が市民を保護すべき適切な制度を發展せしめない理由は全然存しない。我々が生産を一層増加せしめるとき我々は老令者、失業者ならびに我々の社会の困窮者に対して更に適切な保護を与えうる余裕を有すると共にその義務を有するのである。私が社会保障の拡大と改善について行つた勧告に基いて議会が即急に行動すべきことを強説する。我々は殆んどすべての勤労者―農業に雇用されている人々を含めて―とその家族を、老令、失業、痼疾、家族内の稼ぎ手の死亡並びに死亡の危険から守るべき包括的な社会保険制度に向つて前進せねばならない。このような制度を賄うべきコストについては、それを我々の経済生産力の増大を以て測定すれば、充分その支拂能力の限度内にあると言ひうるであらう。現在の社会保障プログラムは極めて不十分である。現行法における適用範囲の制限と多くの労働者による給付の蕩尽とのために失業者の三分の一は現在保険給付を受けていない、またある地方ではその比率は三分の二に達している。失業者とその家族の救済に対して公共資金を支出していない市町村も多い。また公共保険給付に対する資格をもたない何百万の痼疾者―その多くは扶養家族をもつていない―がいる。ある地方では彼等は公共扶助さえ受けていないのである。極めて僅かな所得しかない数百万

の遺族のうち僅か六五万人が遺族保険給付を受けているにすぎない。

老令人口の僅か三〇%が社会保険給付に対する資格をもつていないにすぎない、しかもこの給付は極めて少額であるため、自発的に退職しうる人々は少いのである。何百万の市民は、必要な医療を受けるに足るコストを支拂うべき組織的な適切な制度に依頼すべき機会をもたないが故に、これらの人々は医療を拒否されている。

現在の社会保険プログラムの不十分な点は、現在公共扶助プログラムが負担している均衡を失した重荷に反映している。増大する老令者、廢疾者、失業者は止むをえず公共扶助に頼らざるをえなくなつてゐる。このことは、国民が権利として保障の資格を与えられてゐる社会保障法の本来の意図をゆがめるものである。

公共扶助の負担は州、地方政府の財政能力を枯渇せしめつゝある。新しく提案された社会保障プログラムの制定は將來この問題を緩和せしめるものであつて、この問題を処理すべき規定が作成せられねばならない。そこで私は州の公共扶助に関する連邦補助金プログラムの拡大と改善について昨春議会上に提出せる提案の制定を主張すると、説いてゐる。(New York Times, Jan. 7, 1950)

第一章 社会保障法改正提案とその基本問題

現在アメリカ政府当局によつて社会保障制度改革案が議会上に提出されて検討されているが、これは一九三五年の社会保障法に比較して極めてラディカルである点において注目すべきものであるばかりでなく、その給付及び機構の精密、規模の大なる点に於て從來各国の採用している制度に比しても決して劣るものではないといふよう。

この改正案において示された最も基本的な改革の第一は從來から問題にされていながら医師会の強力な反対によつて実現されないで

いる強制健康保険制度の実施に対するものと第二は現行の養老、遺族保険制度の根本的改革に対するものである。第二の改正は廢疾給付の設置、課税所得額の引上げ、給付とコストを著しく増加せしめるような給付形式の改正、保険範囲の拡大を狙つたものである。

前述の第一の強制健康保険制度の新設といひ、第二の現行養老、遺族保険制度の改正といひ、いずれの場合に於ても政府活動の顯著な拡大をもたらすものであり、その意味に於てこれに伴う支出は予算上極めて大なる比率と重要性を占めるに至ることは明確である。この場合国民にとつて財政的には当然税負担の問題を提起し、国民生活に重大な影響を及ぼすものであるから、單に社会政策的乃至は厚生国家的見地のみより第一義的にその可否は判定し難いといわねばならない。

殊に社会保障制度の如き長期の將來にわたつてコストが拡大されてゆく国家活動支出は予算上一会計年度或は精々数年間の会計年度にわたる支出項目と異なり、その国家活動に与える国民的利害とコストの比較考量は一般国民大衆にとつてその理解は極めて困難である。かゝる制度の將來において支出の激増する条件並びに国家予算の上に占める位置或は国家活動と民間活動との調整等の問題はかゝる問題に対し不断の研究を行つてゐる専門家以外の者には理解不可能な問題に属するのである。そればかりでなく、例えば失業補償制度の如きに至つては専門家といへどもその予測は不可能である。それはこの制度の本来の性質上、これに要するコストは主として経済状態に依存するためであつて、コスト自体の測定は無意味である。この場合我々はコストを決定すべき経済的要素を研究せねばならないのである。

社会保障制度がなんらかの程度においてその体系に相応しい形態をとるに至る場合、その国家的支出即ちコストが国民経済に重大な影響を及ぼすような額に達することは、既に一九四八年七月以來最

も典型的な社会保障制度として実施されている英国の例によつて充分その一端を窺い知ることができよう。即ち一九五〇—五一年計年度（本年四月から來年三月まで）予算案における社会保障計画費は七億五千六百万磅で総歳出額三四億五千五百万磅に対して二二%を占め前年度始めの予算に比し約三千万磅増加している。これに対し本年度の国防費は七億八千万磅で社会保障計画費と殆んど差異がないのである。次に米國予算における社会保障関係費の推移を示すと次の如くである。

米國予算における社会保障関係費（單位億弗）

保障関係費	一九四五	一九四九	一九五〇	一九五一
	一〇	一九	一三三	一七
			(見積り)	(見積り)
歳出総額	九八七	四〇一	四三三	四二四
比 率	一%	四・七%	五・三%	六・四%

戦後における社会保障関係費は、絶対額に於ても比率においても増加を辿りつゝあるが、英國とは異なり、社会保障の体系そのものが未だ局部的であり制限的であるため、少額であるとゆべきで、將來に於ける厚生福祉的機能の増大と共に保障関係費の増加は不可避的であると思われる。このコストが改正提案に於てどのような額に達するかについては後章に於て触れるであらう。

このような財政上、経済上国民経済に対して重大な影響を持つものであるにかゝらず、このような観点からする社会保障制度の研究なり検討なりは極めて不十分であつたことは次の二つの理由に基くものと思われる。その第一はこの制度における支出が実施当初の間は可成り少額であつて終局に於てどのような龐大な額に達するかについての理解が極めて困難であること、第二は従來社会保障体系に包含される諸制度が個々別々に無関係に実施されてきたため、政府も民間もそれぞれ独立的に別個なものとして考え、総合的に社会

保障体系のコストとして考察し難かつたことによるものと思われる。国民経済との関連においてこの制度の重要性を知るためには、この制度に包含されるすべてのプログラムを考慮に入れねばならぬのである。

もつとも一部の学者、政治家達は、このような將來に於けるコストがいかに増大しても何等不安はない、アメリカの生産力は過去において極めて堅実な増加歩調を示したのであつて、將來についても同様な増加が期待されるから、將來におけるコストの増加に対してなら懸念すべき筋合のものではないと主張する。消費性向の増大、消費需要の維持増大を主張するケインズ派の人々も凡らくこのような見解をとるものと思われる。例えばA・H・ハンセンは社会保障による支出は全国的であり、普遍的であらゆる社会階層に撒布される、それは恰も購買力を広く全国にわたつて分配する大きな灌漑組織のような役割をする」のであること、従つてこのような機能を有する社会保障は不況に対して底入れすべき機能を發揮しうるものであるとして、経済安定と完全雇用維持のための重要措置としての社会保障の包括的体制の必要なる所以を主張してゐる。(A.H. Hansen, *Economic Policy and Full Employment*, N. Y. 1947, 邦訳p. 26.)

(註)これに対してモールトン一派の人々は我々の住む現在の世界はそのような安定したものでなく、国内的にも國際的にも変化は予想されるのであつて、戦後の経験の示している如く、國民の支配しえない國際政治姿勢の動向は国防費或は海外援助費の激増を不可避ならしめており、そのため社会保障費の激増は手放しに樂觀できないと主張する。そのような結果として人的資源をも含めた國家資源の國防活動部門に轉換配置せしめねばならない部分はいきおい増加せざるをえないであらう。こゝに公共資金—財政資金—配分の問題が生ずる。即ち政府の直面する重要問題の一つは公共資金配分における優先性の問題である。その配分において今日アメリカにおける

支配的見解は何といつても国防費が明白に優先性をもつて、いとゆるうことである。これを例えれば一九五〇年と五一年の両年度予算における国防費の総予算に対する地位をみると、一九五〇年度においては一三一・五億弗、歳出総額四三三億弗に対して二八・八%、一九五一年度においては一三五・五億弗、歳出総額四二四億弗に対して三一・一%で前年に比して絶対額、比率のいずれにおいても増加している。

このような世界政治経済の変轉する動向によつて公共資金の配分使途計画は変化せざるをえないのであるから、社会保障の如く、遠い将来にわたつて給付を規定する国家資金の配分は重大な影響を受けると共に国民経済全体に対して著しい制約を与えることになるのである。

次に考慮せねばならない点は、終戦後において見られる如く、物価の昂騰のために、将来の給付に対して固定した貨幣額支拂を約束する社会保障制度はその本来の期待されるべき實質的な保障を与えないこととなる虞れがある。例えば社会保障法制定の一九三五年と一九四八年における価格変動をみると、卸売物価指数においては八〇から一六五に即ち二倍以上に騰貴している。従つて社会保障の経済的基底命題として次のことが言えるであろう。即ち眞の社会保障は、約束された貨幣給付額がその支拂の時期において購入しうる財貨とサーヴィスの量、換言すれば貨幣の購買力に依存すること、そして国民は現在生産される財貨とサーヴィスの量の範囲内に於てのみしか消費しえないとゆうことである。政府活動その他色々な原因に基いて物価のスパイラルの上昇即ちインフレーションの行われる時、社会保障制度の實質的効用は阻害されるばかりでなく場合によつてはこの体系自体が破壊される虞が生ずるのである。特に失業補償制度或は失業保険に於ては失業が大規模且つ長期化した場合この制度は事実上崩壊せざるをえないであろう。例えば第一次大戦後

における英国の社会保険における失業保険の如きその適例であつて、そのため英国の社会保険制度の生みの親であるW・H・ビヴァリツ氏は社会保険特に失業保険制度の円滑なる運用を期するために、かかる制度の運用の基本的前提として完全雇川政策を促進して経済の維持安定と進歩を計ることの絶対不可欠であることを説いている。

註 上の点に関しては William H. Beveridge: Full Employment in a Free Society, London, 1944 の Introduction and Summary 参照。ビヴァリツ氏は第二次大戦のチャール内閣において設置された Interdepartmental Committee on Social Insurance and Allied Services の Chairman として従来の英国の社会保険並びに社会扶助に關する諸制度を徹底的に検討してその改正案の基本思想とそれについて極めて具体的に詳細な方策を明示せる有名なビヴァリツ氏報告書を一九四二年十一月廿日発表したものであつてこれに盛られた彼の基本的構想は一九四五年六月の家族手当法を先駆として具体化されたのである。ところが彼の報告書において提案された具体的な社会保障制度改革案実施の基本的大前提は社会経済のノーマルな状態である。特にこのような社会における失業現象は摩擦的季節的なものであつて精々就業人口の三%程度のものであるがこれに対する社会保険的保障は制度的に充分可能であるが、第一次大戦以降特に世界恐慌以降三十年代の失業率は就業人口の一割乃至二割或はそれ以上にも達し、これが保障は極めて困難となつてくるのである。これに対してビヴァリツ氏は彼の報告書において前提されたノーマルな社会経済を改めて検討して完全雇川政策の必要と可能性を展開したのが前記の著書であつて、一九四二年の報告書の続編といわれる理由はこの点にあるのである。

構造的失業に基く保険制度の失敗の歴史としては本文中に述べた如く第一次大戦後の英国にみられる。英国に於いて一九三三年になると失業者の数は労働者四人に対して一人という未曾有の率に達したのであるがこの当時既に保険としての失業保険はその機能を完全に喪失して国家的救

濟制度に転落していたのである。そしてその支拂額は一九三三年度には國家歳出額の五割(五千三百八十万磅)に達し英國財政の基盤を脅かしたのである。この失業保険から國家救濟制度への転落過程は次の如くである。

- (1) 一九二〇年十一月八日新失業保険の実施
- (2) 一九二一年「無契約給付」(uncovenanted benefit)の実施によつて十二週間の法定保険料を支拂い得ない人々に対する失業保険金の支拂

(3) 一九二四年「擴張給付」(extended benefit)の実施

(4) 一九二七年「過渡的給付」(transitional benefit)

(5) 一九三一年遂に「過渡的支拂」(transitional payment)として「資力調査」(Means test)によつて困窮者を決定する完全な救濟制度に転化していつたのである。

社会保障制度と物価の關係については、何等これを恐れる必要はないと主張する人々がある。それは、たとえ物価のスパイラルの上昇が行われても、給付額をその上昇に即応して引上げれば、保障の目的は達成しようとゆうのである。例えば今回の養老遺族保険改正の新提案等においても一九三九年以降における物価の上昇を相殺するためには貨幣給付額の引上げが規定されている。その額は比較的少額であるが、受益者数は次の五十年間に毎年増加することが忘れられてならない。そして退職者リストの登録人員は増加すると共に給付額の負担は益々重いものとなるであろう。以上のようなファクターの存在は、生産の増加が社会保障のコストと財政に関するすべての問題を解決しようとゆう命題の成立を不可能ならしめる。

我々は先ず米社会保障制度の基柱としての四大プログラムである

- (1) 養老・遺族・廢疾保険
- (2) 失業補償
- (3) 健康保険
- (4) 公共扶助

におけるコストとコストに影響を及ぼす重要ファクターを中心としてその現行制度ならびにこれに対する改正提案について検討を加えてみよう。

改正案について我々が検討を加えるに先立つて改正法案の提出経過について一言触れておこう。第八十一議会の当初において行政当局が現行制度の修正に關して行つた勧告を具体化した法案が下院に提出された。(この法案は以下H・R・二八九三号として取扱う)この法案は、社会保険の「搖籃から墓場まで」("cradle-to-the-grave")の生活保障の性格と欠乏から保護するに足る充分な給付水準支給の必要を主張する多くのグループの人々によつて支持されたのである。またこの法案の思想は、最も有利な時期の所得に基準を置いて給付を支給すると共に年四八〇〇弗を超えないすべての所得に適用するとゆうにある。かくて高度の危険のプール化を保険によつて内包せしめることによつて一般福祉は大いに促進されることになるが反面その結果として不可避免的に所得の消費決定において個人の自由に任される部分は減少することとなる。

以上のようなH・R・二八九三号に対して対策委員会は極めて広汎な公聴会を開いてその見解批判を聴取した。その結果に基いて対策委員会は一九四九年の八月十五日に法案を提出した(これを以下においてH・R・六〇〇〇と呼ぶ)。これには多数派報告と少数派報告の両意見がつけられている。この法案は、下院からもまた対策委員会の少数派からも修正を行わないとの条件附で一九四九年十月五日に下院を通過した。その理由は本法案の如き極めて複雑であり、かつ技術的なものに対して、その複雑な機構に通曉しない人々が断片的な修正を行うことは無意義であるとゆう見解に基いたものである。

このH・R・六〇〇〇号は現行養老遺族保険制度の広汎にして寛大な修正を要求しているのであるが、行政当局提案のH・R・二八

九三号と対照するとかなり穩健であり控え目であつて、言わば妥協案であるといふ。

そこで我々が改正法案の考察に當つていづれをその対象とするかについて問題が生ずるのであるが、次の二箇の理由でラディカルな提案を行つてゐるH・R・二八九三を考察の対象とする。即ち第一はH・R・二八九三は公共福祉の本質に關する行政当局の思想を充分に表現してゐることであり、第二は兩院協議会による最終法案が未決定であるとゆうことである。しかし我々はH・R・六〇〇〇と著しい差異を示している点或は重要な論議の対象となつてゐる事項等についてはそれぞれの場合にH・R・六〇〇〇と關聯せしめて比較研究を進めるであらう。

第二章 現行制度と改正提案

第一節 養老遺族保險と廢疾保險

アメリカの社會保障法が制定された一九三五年頃は「度民間保險が極めて顯著な發展を示しつゝあつた時代であつて、この私的保險の形成されつゝあつた信用と發展の波に便乗して社會保障制度は開始されたのである。

例えば民間生命保險は一八八〇年にはその資産僅かに五億弗であつたのが一九一〇年には三九億弗、その後急速に發展して一九四〇年には三〇〇億を超えたのである。このような私的保險の發展は一方においては社會的經濟的自己保全を計らんとする個人の最低生活維持の要求と他方に於ては保險会社の健全な準備金制度の実施によつてバックされたものであるといえよう。このような私的保險の築いた信用と健全性の地盤をそのまま引継いだのが、アメリカの社會保障法であつて社會「保險」とゆう「保險」の文字の採用はまさに時宜に適したものであつたといえよう。

しかし、實際上同じく保險とはいひながら、その財政的健全性については私的保險と社會保險は全く性格を異にしてゐるのであつて例えば養老遺族保險の健全性は、私的保險の支拂準備金に對應する「社會保障準備基金」(Social Security Reserve Fund)に依存してゐるのではなく聯邦政府の課税能力と借入能力にあるとゆうべきである。この点については一般に認識の混乱があつたため、社會保障の厚生の側面にのみ関心が拂われ、將來のコストに對する考慮、研究の必要ならびにそのコストの支拂負担者に對する考慮が無視されてきたように思われる。勿論社會保障法がローズヴェルトのニュー・ディールの一環として實施された社會厚生福祉的意義の重大性を否定するわけではないが、他方において既に實施されて以來十數年に及ぶこの制度の財政經濟的意義、影響、効果についての根本的再檢對を必要とするに至つたと考えられるのである。

現行制度の贊成論者にしても反對論者にしても、こゝ數年來この制度に對するラディカルな修正が必要であることについては見解が一致してゐるようである。この点については第八〇議会の第二會期において「養老遺族保險プログラムの給付形式、制度の適用範圍、保障の限度のみならず、釀出ならびに財政政策について再檢對の必要がある……」といわれている。現行制度の贊成論者でさえも(イ)適用範圍(ロ)課税所得(ハ)給付形式(ニ)新給付と給付の追加(ホ)資格条件(ヘ)婦人に對する特殊規定(ト)退職後の所得等の如き重要事項についての広汎な擴張を主張してゐる。

まず我々はH・R・二八九三が現行制度に對して提案してゐる重要な修正事項とその事由について簡單に要約しておこう。

適用範圍。現行法は行政上その他の理由で總人口中重要な地位を占める階級をその適用範圍から除外してゐる。即ち(一)農業労働者(二)家事使用人(三)自由労働者(四)自家營業者ならびに自由職業者(五)私的非營利の、宗教的、慈善的、科學的或は教育的機

関の使用人(6)州政府或はその補助機関の従業員(7)連邦政府官吏(8)鉄道退職法の下にカバーされた鉄道従業員等がその適用から除外されている。

これを被保険人口数と比較してみると、現行制度の下における被保険者数は約三九八〇万人に対し、被保険外にあるもの約二〇八〇万人となり、三分の一の人口が保障外におかれていることは社会保障の本来的性格よりみて極めて不徹底であることは否定しえない。

このような差別待遇、被保険者の特権的な地位は次の事情からも生れてくる。現在支給されつゝある給付ならびに近い将来に支給される給付のコストが受益者並びに雇主の支拂う社会保障税額を著しく超過するに至ることが予想されるのであつて、その場合現行制度の被保険者は自己の支拂つた税以外の他の税収入即ち他人の支拂つた税から給付を受ける権利を取得することになる。このような給付は“windfall benefit”と呼ばれるが、民主主義の社会においてこのような給付を正当づける根拠は見出されない、と共に他方において最も貧困な階級に対して彼等をこの制度に含めることは、行政上不便であり困難であるとの理由で拒否することの根拠も見出し難いであらう。

以上のような欠陥に対して更に本制度には次の如き弱点が存在する。即ち労働者が法定職種から法定外の職種に轉職する場合に生ずる欠陥であつて、この補綴細工のカヴァリツヂ(patchwork coverage)のために、これらの労働者の給付は、假令彼等が課税賃銀をえている時に醸出をしていても給付は減額されたり或は何等の給付をも受けえないことが生ずるのである。(Taxation for Prosperity, by R. E. Paul, 1947. p. 323)

更に基本的弱点として現行制度の給付が基礎的保障を實際に与えないとゆう点があげられる。給付額は一九三九年に固定され、支拂額は現在では極めて不充分であつて、一九四六年における平均家

族給付は二九弗四〇であつた。多くの場合において保険給付は公共扶助支拂によつて補足されねばならないのである。このような給付と生活水準或は物価との關係については既に前にも触れたところであるからこれ以上の説明は省略しておく。

以上において我々は現行養老遺族保険制度の弱点について色々と触れてきたのであるが少くともかゝる制度を維持運用し、一部は一般税収入を以て給付を行はんとする以上現実にすべての勤労者をその仕事の性質に無關係に包含せしめる完全なカヴァリツヂ制度をとるべきであることは過去の経験が充分にこのことを明らかにしている。H・R・二八九三は充分にこの点を考慮に入れてゐる。もつとも聯邦官吏や鉄道従業員等については、本制度よりも有利な制度によつてカバーされているとの理由で実際には除外されている。

こゝで妥協案であるH・R・六〇〇〇における保険適用範囲をみると次の如くかなりの除外例を設けている。既に農業従事者(自営農業者も農業労働者も)、聯邦官吏、軍隊、鉄道従業員、指定された専門職業者とその他の一定の人々はカバーされない。

課税所得。現行制度においては法定の被保険職種の人々の年所得のうち三〇〇〇弗について聯邦税である社会保障税が徴收されて、給付が支拂はれるのである。年所得のうち三〇〇〇弗を超過する部分はこの税及び支給金の計算に含まれないのである。このような税は payroll tax と呼ばれるのであるが、この税によつて現はされた「醸出」(“contribution”)は財務省の老令、遺族保険信託基金に繰入れられて、そこから給付と行政管理費が支拂われるのである。そして信託基金に繰入れられた金額のうち当座の支出に必要としない部分は銀行や保険会社の基金と同様に政府証券に投資される。一九四九年四月卅一日現在におけるこの基金の純資産は百九億二千四百七十万弗に達した。

さて一九三五年に最初の社会保障法が採用されて以來貨幣賃銀

水準は著しく上昇したため賃銀月額の一五〇弗部分に基礎を置いた給付では最早や合理的な最低限の健康、体面維持水準(a reasonable minimum health and decency standard)に基く生活を、この給付に全く依存している人々に与えることは出来なくなつた。その結果、このような給付のみで生活を維持せねばならない人々はその不足分を止むなくミーンズ・テストによつて公共扶助を仰がねばならないこととなる。そこではH・R・二八九三においては月額二五〇弗基準を四〇〇弗に引上げてこれを基準に課税と給付を決定することを提案しているのである。このような引上げの結果として Pay-roll tax からの収入と給付のコストのいずれも著しく増加することになるであらう。

年四八〇〇弗までの賃銀・俸給・自営者の所得に対して課税し、給付方式の基準をこの額に適用することの提案は激しい論争を巻き起した。

賛成論者の主張は次の如く要約される。

- (1) 賃銀の上昇のために四八〇〇弗は現在では従來の規定の最高限度である三〇〇〇弗に大体等しい。
- (2) 生計費の昂騰のために現行法の給付では不充分となつたのであるから、給付方式を寛大化して、その適用される最高所得を引上げ、かつ平均給付の基礎を従來の適用期間中の平均でなく最高の給付の五ヶ年間(連続した)の平均におくことが必要である。
- (3) アメリカの制度の目的は老令その他のカヴァーされた事故

による所得の喪失を保障することにあるのであつて、單にこのような事故の発生に際して最低額を支給することにあるのではない。

しかし反対論者は、社会保険制度の目的は一応退職者の従來の所得の一定率を以て代替せしめることにあるのであるが、しかしむし

ろ欠乏を防止するに足る充分な貨幣所得を彼等に確保して、たとえ彼等がこの社会保険給付のみに頼らねばならない際においても合理的に最低限の健康と体面を維持しうる生活水準を可能ならしめることにあるのだとゆう見解に反対する。彼等の見解によれば、社会保険は元來被保険者に最低限の保護を与えるべきものであつて、これ以上を望む者は自己の力によつて獲得すべきであるとゆう。

しかしこのような反対論者達の人々の間でも、給付額とその決定方法については見解が一致していない。ある者は英国制度(註)にみられるが如き合理的な最低限度の給付を与える均一的、齊一的方式を主張する。またある者は給付と所得税を現在の三〇〇〇弗に基準をおくことには反対しないが、所得基準を四八〇〇弗に引上げることに對しては強力に反対する。これらの人々は物価賃銀の昂騰に對しては現行給付の引上げを認めるが、たゞその場合所得額の限度引上げを行はずして現行給付方針の変更によつて行うことを主張する。

註 英國の制度においては、同じ職種のすべての勤労者に対してはその所得額の多少に関係なく均一の醸出を行わしめるのである、従つて不熟練労働者もその会社の最高幹部も醸出額は同一であつて、同額の給付を受けるのである。給付額に差がつくのは第一義的には有資格の扶養家族数とそのタイプに依存するのである。

またこのような英國式の均一齊一的な給付制の主張者達は、この制度によれば管理運営費を著しく節約することができることを指摘しているが、これは当然のことであらう。

給付方式。現行制度においては保険期間中の平均月額賃銀に基礎をおいて、その賃銀額のうちの一〇%を加えたものが給付水準となるから五〇弗を控除した残額の一〇%を加えたものが給付水準となる但しその場合の残額は二〇〇弗以上であつてはならない。このようにして算出された総額の一%が保険サーヴィスの一年毎に追加され

る。以上の合計が退職者自身の月額主給付であつて、その他の給付例
えば本人が六五才以上の妻や十八歳未満の未婚の子女を扶養してい
る場合に支給される割増金の如きは、この主給付の一部分である。か
くて月の最低額は二〇弗で、全給付の最高額は八五弗を超えること
を得ないのである。この給付方式は全国を通じて施行されているの
であるが実際には賃銀水準の相違のために給付水準は州によつて異
なつてゐる。また退職者とその妻が八五弗の最高額を受領するため
には四十年以上の保険期間と平均月額賃銀が二五〇弗以上でなけれ
ばならない。従つてこの最高額を受領しうる有資格者は極めて少い
のである。例えば一九四三年において退職者とその妻が受領した平
均月額給付はわずかに三九弗であつた。

次にH・R・二八九三において提案された方式について述べてみ
よう。給付基準は保険期間中の最高所得の五ケ年（連続した五ケ年）
における平均所得においてるのであつてこの新方式は（イ）基本額
（basic amount）（ロ）継続の要素（continuation factor）（ハ）保
険サービスの期間、の三箇の要素を内包してゐる。まず「基本額」
とゆうのは平均月額賃銀のうちの七五弗の五〇%即ち三七五〇仙
にこの賃銀のうちの次の三二五弗の一五%即ち四八弗七五仙を加え
たもの即ち八六弗二五仙を指すのである。註(1)次にこの基本額に
継続要素を乗ずる。「個人の継続要素」(an individual's continua-
tion factor)とゆうのは、保険開始時期以後のカヴァレッジ年数を
彼の経過年数によつて除した商である。註(2)たとえば開始時期から
六五才までの間継続してカヴァーされた男子は一〇〇%の継続要素
を持つことになる。註(4)次に継続要素を基本額に乗じてえたものに
「カヴァレッジの年数の一年について基本額の一%」註(3)を加える。

註(1) H・R・二八九三の Sec. 202 (b)

(2) 同法 Sec. 202(2)(c)

(3) 同法 Sec. 202 (a)

(4) 婦人に対しては養老給付年令を六〇才とすべきことを提案してい
る。

以上の事項については“Cost and Financing of Social Security”,
pp. 17-18. 参照。

以上のような給付方式の変更は当然給付とコストを著しく増加さ
せることになる。また最高所得をえていた五ケ年を平均としてとる
ために、貨幣賃銀が漸次的な上昇を示すならば、その影響は如実に
給付額に反映するであらう、とゆうのは最高所得の五年間は多くの
場合退職直前の五ケ年であるからである。しかし、その反対の場合
即ち貨幣賃銀水準が下落する時、給付額はどうかとゆうと直ち
にその影響は顯著に反映されない、その理由は最も優利な五ケ年は
賃銀が下落する以前即ちサ・ヴィス期間のもつと前の期間に属する
からである。いづれにしてもこのような五ケ年制度を採用する結果
給付額とこの制度のコストを増加せしめることとなる。この制度に
伴うコストの推計については後に説明するであらう。

以上のようなH・R・二八九三の五ケ年制の採用に対してH・R・
六〇〇は反対して現行の平均賃銀制を保持してゐる。もつとも平
均算出方法に修正を加えてゐる。即ちこゝで使用される基本額は平
均月額所得のうちの二〇〇弗の五〇%に、二〇〇弗を超過しない残
額の二〇%を加えたものである。現行法において行われてゐるカヴ
ァード・サーヴィスの各一年に対して加えられる基本額の二%のサ
ーヴィス増加分はH・R・二八九三においてはその継続が勧告され
てゐるが、H・R・六〇〇では半分の〇・五%となつてゐる。H・
R・六〇〇における最低主給付は現行法の二〇弗に対して三五弗
となる。

廢疾給付。H・R・二八九三において提案された最もラディカル
な変化は廢疾給付の導入であつて現行法には存在しないものであ
る。この給付としては全部廢疾と一時廢疾と母性の三者がその主た

るものである。

社会経済的見地からみるとこのような廃疾労働者やその扶養者に対する給付は、困窮状態にない人々に対して僅かな短期のサーヴィスに対して大なる給付を与えることより遙かに正当な根拠があるといふべきであらう。しかし管理運営上の点からみると保険の分野における最も困難な部門である。

廃疾保険のコスト決定には政治的、心理的要素が大きな役割を演ずるため、この制度を実施しているどの国に於ても現実に近いコストを正確に推計することはできなかつたのである。一時的であらうと永久的であらうと一部廃疾の人々は自己の生活と家族扶養のために働かねばならない必要に迫られるのであつて、その必要から彼等を解放してやることは連帯社会の責任であらう。その場合我々はこの制度の濫用の危険が大であることに思いを致してその制度の運用に万全を期せねばならないであらう。

H・R・六〇〇は保険制度においては永久、全部廃疾のみを規定している。即ち公共扶助を受ける機会を与えると共に養老、遺族保険の下にこの廃疾給付を規定する。但し扶助支拂は、困窮廃疾者にして保険支拂を受ける資格がえられないか或は補足的扶助を必要とするかのいづれかの場合にのみ支給されることになる。

給付資格条件の緩和。 養老給付を受ける資格に關しての現行法の規定は一九三六年以降或は廿一才に達した後六五才に達する迄に経過した二四半期毎に対して一曆年四半期の保険加入期間を有せねばならない、しかしいかなる場合に於ても四〇四半期以上の保険期間は必要としないことになつてゐる。これに対してH・R・二八九三においては一九三六年以後或は二二才に達した四半期（いづれか遅い方）以後に経過した四四半期毎に対して一四半期以上の保険期間、そしていかなる場合に於ても六四半期以上とゆる緩和条件を提案してゐる。この条件緩和の理由は従來の規定が新しく加入した勤

勞者に対して過酷に失するとゆうにある。この改正法案の發案者達の目的とするところはこの制度の下において醸出制度の外見を維持しながら出來得る限り速かに實質的な給付を利用せしめるようにすることである。このような条件の緩和は一方においては windfall benefit を受けるものを生ぜしめると共に他方においてコストを増大せしめる契機を与えることとなるであらう。

婦人に對すを特殊規定。 現行法において被保険婦人が給付を受ける退職年令は男子と同様六五才である。妻と被保険男子の寡婦は六五才に達する迄は養老給付を受ける資格はない。H・R・二八九三においては婦人に對する資格年令は六〇才に下げられている。寡婦や主受益者の妻の年令の引下げは平均して妻は夫より数年若いとの事実によつて首肯しうるのであらう。

現行法に於ては婦人勤勞者に對していくたの差別待遇が行われてゐる。彼女達は男子と同額の税を支拂うが一般的にそのコストは少い。それは彼女達の場合においては遺族や扶養家族に對する給付支拂を生ぜしめる可能性が男子に比較して低いからである。またこの制度の下に退職して給付を受けている既婚婦人勤勞者が退職する場合には實際において彼女は自分の主給付か或は彼の女の夫を通じては入つてくる給付がいづれかのうち多い方を受領しうるだけであつて両者を受けることはできない。六〇才での資格はこの差別待遇を無くすることになるであらう。更にまたH・R・二八九三は「廢疾の夫の保険給付」と「廢疾の鰥夫の保険給付」を規定してゐる。

退職後の所得。 現行法における養老給付は有給職業より現実に退職した勤勞者に對してのみ或はその者のために支拂はれる。退職後においても被保険職種において一五弗以下の所得を得ている場合は給付資格を喪失しない。改正提案はこの額を五〇弗に引上げてゐる。

自營者を法定職種に包含すると共に課税所得を年四八〇〇弗に引

上げることが勧告している改正法案は退職後に於て許される所得について新しい意義を附与することになる。自営者にとつて有利な点の一つは、彼が六五才に達した時に、退職を命ずる雇用者がいないとゆうことである。農民、法律家、医師、歯科医その他の自営者も同様である。しかし、自営者が月四〇〇弗に対する税を支拂つてきたため、五〇弗以上の主給付と有資格の妻給付二五弗を受けるべき権利があつても、彼に月五〇弗以上の所得がある場合は、この制度による給付を受けることはできない。

しかるに民間における任意年金契約や多くの退職金制度は以上の如き国家制度とは著しく趣を異にしている、即ち退職のいかんに関係なく特定年金に達した場合に年金支拂が開始されること、或は退職を特定年金以後に延期した場合は実際に退職した時にその年金を増額せしめるかいずれかを規定している。

最近では、退職年金に達しても退職せずして仕事を継続して所得を得ることを希望する傾向がみられる。人口の漸次的な老令化と共に出来る限り永く活動を続けることは国家的にまた経済的に益々重要となるであろう。

それに対して退職後の所得に著しい制限を設ける規定は国民の生産力を減退せしめると共に養老遺族保険のコストを増大せしめる結果をもたらすであろう。それはまた六五才以後における自活力と活動力を挫折せしめる虞れがある。人口の老令化は、生産力の維持拡大のために老人の活動継続を益々望ましいものとするであろう。退職を奨励する政府の方針は、経済の不完全機能のために市場に一时的に労働過剰が発生するが如き場合にのみ望ましいのであるが、政府の目的は老令市民層に対して彼等を退職に導くような消極的な方策にあるのでなく、あくまで積極的な彼等のための雇用の創造にあるのでなければならぬ。

註 H・R・六〇〇〇においては三六〇〇弗を超過する所得に対して課税

もしないし、給付も考慮していない、また農民と開業医には適用されない。その結果H・R・二八九三の規定に対する批判の多くは避けることができる。また退職後の所得については現在の一五弗を七五才以下の退職者に対して五〇弗までの引上げを勧告している。七五才以後はすべての制限が除去される。

養老、遺族保険改正努力の経過。現存の養老遺族保険制度の欠陥弱点については既に述べてきた通りであるが、これが改正に対する第一歩として一九四五年三月に下院は、社会保障法特に養老遺族保険に關しての改正、拡充についての必要性を対策委員会に研究せしめるために五万弗の支出を許可したのである。委員会は技術的専門家を任命し、一九四六年早々老大な報告書を提出した。次いで対策委員会は一九四六年の一月廿五日から同年七月七日迄社会保障に関する公聴会を屢々開催し、多くの証人は社会保障法の完全な改訂を期待して全国から参集した。その結果同年八月通過し一九四六年改正社会保障法となつて現はれたのであるが残念なことにはこれは社会保障の最も重要な側面を処理しえなかつたのである。これについてドートン委員長(Chairman Dughton)は、本改正法は対策委員会の「社会保障立法の最終的考慮」を示したものでなくてむしろ養老遺族保険税率を凍結すると共に、翌年における公共扶助金を寛大にするための臨時手段とみなされるべきもので、保険制度と公共扶助プログラムの両者の恒久的な改正は完成されつゝあるのだと精明したのである。

これに対して多くの議員から一九四六年改正法の不備不満足が表明せられたため、ドートン氏は引続き、財務省に社会保障の研究を行つて対策委員会に勧告書を提出すべきことを要請したのである。かくて第七十九議会の最終日の八月二日に、財政委員会に指令して「養老遺族保険ならびに社会保障の凡ゆる側面、特に保険範囲、給付、それに関聯する税に關して精密完全な調査研究」を行わしめる

決議が上院を通過したのである。この決議に基いて財政委員会の研究に一万弗の支出が許可された。トルーマン大統領は一九四七年の一月の予算教書において、議会の諸委員会によつて従来行はれてきた研究が「現行社会保障制度の即急な拡張と総合をもたらす」ことを希望する旨述べたのである。

かくてアメリカ社会保障制度の根本的な改革は多年の懸案として努力に努力が重ねられてきていたのであつて、本年の大統領年頭教書においても「我々の社会保障制度は一般市民の老令、失業及び疾病による経済的困窮に対して基本的保護を与える主要福祉施設に発展せねばならぬ」と述べ、また予算教書においても「特別税によつて主としてまかなわれるある種の社会保険計画の実施を勧告」している。福祉国家の確立を目標とするトルーマン政府のフェア・ディールにおいてはその意味で社会保障の問題は重要な根幹をなしているものであり、特に昨年来アメリカにおける重要論争点としてクロウズ・アップされ、既に述べた如く、議会において真剣な論議が闘わされているのである。

第二節 改正提案におけるコストの問題

前節において我々は現行法と改正提案H・R・二八九三号との重要相違点ならびにその改正理由、更に簡単にではあるがH・R・六〇〇との関係をも合せ附加して述べてきたのであるが、本節に於てはH・R・二八九三が実施されるとした場合における養老、遺族、廃疾保険制度のコストを中心に述べてみよう。

勿論このようなコストの正確な推計は、コスト決定の要因が可変的であり、その数が多いため極めて困難であることはゆうまでもないことである。

このような変数を大まかに分類すると自然的なもの、経済的、政治的なものとの二種類になるであらう。自然的変数の主なるものは

(イ) 死亡率 (ロ) 出生率 (ハ) 婚姻率 (ニ) 廃疾率—廃疾には一

時的、永久的、全部的、一部のの区別がある(ホ)人口の年齢構成等である。即ち主として人口現象の変動と一定人口における廃疾の経験率であつて、これがコストに重大な影響を及ぼすものであることは説明を要しないであらう。更にこれらの五要素の影響を観察するために性別、年齢別、社会階級別或はまた婚姻関係別に分類することが必要であらう。

次に政治経済的ファクターの主なるものは(イ)所得水準(ロ)所得階級別分布状態(ハ)物価水準ならびに生活費水準(ニ)雇傭の範囲と継続期間(ホ)退職給付受領資格者の退職傾向等である。これらのファクターは主として経済的なものであつて過去の歴史においてこれらの経済的要素が景気の変動と世界政治経済の動向によつて著しく影響をうけてきたことは極めて明らかな歴史的経済的事実であるが、このような経済変動がまた自然的ファクターである出生率や婚姻率に影響を及ぼしたのであつて、この両者のファクターの間に因果的關聯性のあることも否定しえないであらう。このような経済変動によつて影響をうける出生率と婚姻率が更に保険制度における廃疾率に顯著な影響を及ぼすことは、一九三〇年の大恐慌時代に保険会社の廃疾保険コストの算定の基礎が危殆に瀕したことによつてその一斑を窺うことができるであらう。

次にH・R・二八九三の計画の下におけるコストを示すならば第一表の如くである。これは聯邦社会保障監理部のアクチュアリ課が低コストと高コストの二箇の水準の下に推計したものであつて受益者数と給付の絶対額とコストの賃銀に対する百分率を一九六〇年から二〇〇〇年に至る間を十年毎に区分して示したものである。尙本表にはH・R・二八九三において支給されることに規定されている週給の廃疾給付のコストは含まれていない。

第一表に示されているところを要約すると次の如くなるであらう

(一) 給付額の激増

第一表 H. R. 2893 におけるコスト推計

暦年	受益者数(千単位)		絶対給付コスト(百万弗単位)		賃金に対するコストの百分率	
	低コスト	高コスト	低コスト	高コスト	低コスト	高コスト
1960	7,873	12,311	4,655	7,163	3.21	4.92
1970	11,758	17,671	7,536	10,914	4.82	6.96
1980	14,993	22,801	10,065	14,688	6.09	9.05
1990	17,741	27,650	12,150	18,270	6.92	11.02
2000	19,160	30,666	13,236	20,604	7.07	12.40

(備考) The Cost Financing of Social Security, p. 27.

一九六〇年から四〇年間にいづれのコスト水準によつても約三倍近くの増加率を示している。
 (2) 賃銀に対する百分率では二〇〇〇年には低コストに於ては一〇〇弗について七・〇七弗、高コストにおいては一〇〇弗について二・二四弗の割合となつている。

(3) 受益者数の激増
 二〇〇〇年においては人口増加推計を考慮に入れて低コストの場合においては大体一〇人につき一人、高コストの場合は六人に一人以上の割合となつている。

賃銀に対するコストの百分率を本計画における三種の給付毎に示すと第二表の如くである。廃疾給付については週給の廃疾給付が除外されている。

第二表によつて、給付コストは養老給付のコストが最も高く、遺族給付が第二位、廃疾給付が最も少いことを知りうるであろう。また増加率においても廃疾給付は最低である。

次に本制度における運営管理費

第二表 給付別コストの対賃銀百分率

暦年	合計		養老給付		遺族給付		廃疾給付	
	低コスト	高コスト	低コスト	高コスト	低コスト	高コスト	低コスト	高コスト
1960	3.21	4.92	1.56	2.88	1.35	1.25	0.30	0.79
1970	4.82	6.96	2.41	4.26	1.98	1.70	0.42	1.00
1980	6.09	9.05	3.24	5.92	2.39	2.04	0.46	1.09
1990	6.92	11.02	3.93	7.73	2.53	2.18	0.47	1.10
2000	7.07	12.40	4.14	9.04	2.45	2.18	0.49	1.18

(備考) 前掲書, 二八頁

の推計を示すと第三表の如くである。大体本制度において政府の行うべき仕事としては(1)特別税のイヤーマーク(2)給付受領資格者の決定(3)給付支拂(4)個人が法定職種に就いてから退職或は死亡までの所得記録の保持(5)被保険者に対しその身分の状態や支拂についての情報提供等であるが、大体給付の基準を所得におくことは精密複雑な組織を必要とするのであつて、多額の管理費を不可欠とする。

第三表 管理費の推計(百万弗単位)

暦年	低コスト	高コスト
1960年	113	189
1970年	162	263
1980年	204	337
1990年	240	406
2000年	260	450

管理費は四〇年間に低コストにおいて二・三倍に、高コストにおいて二・四倍に増加している。その給付絶対額に対する比率は、低コストにおける二〇〇〇年の一

三二億に対して二%、高コストの二〇六億に対して二・二%である。次に参考のためにH・R・六〇〇〇における給付支拂額と現行法との比較推計を左に示しておこう。本表によると現行法の給付額に対してH・R・六〇〇〇の給付額は大体二倍となつてゐる。

第四表 現行法とH. R. 6000における給付支拂コストの比較(予備推計)

暦年	賃銀に対する百分率		金額(10億弗単位)	
	現行法	H. R. 6000	現行法	H. R. 6000
1950	0.9	1.1	0.7弗	1.3弗
1955	1.6	2.2	1.4	2.6
1960	2.1	3.2	1.8	3.8
1970	3.1	4.8	2.9	6.2
1980	4.3	6.2	4.3	8.4
1990	5.5	7.6	5.8	10.6
2000	6.2	8.1	6.8	11.7

(備考) 前掲書, 二九頁

次にH・R・六〇〇〇計画における給付額の賃銀に対する百分率を各給付に細分してそれぞれの割合を示してみよう。
H・R・二九八三におけると同様H・R・六〇〇〇においても養老給付が最も重要な地位を占めている。

第五表 H. R. 6000における給付別コスト(賃銀に対する百分率の内訳)

暦年	養老	廢疾	妻	寡婦	両親	子女	母性	一時拂	合計
1950	0.6	—	0.1	0.1	b	0.2	b	0.1	1.1
1955	1.0	0.2	0.2	0.3	b	0.4	0.1	0.1	2.2
1960	1.5	0.4	0.3	0.5	b	0.4	0.1	0.1	3.2
1970	2.4	0.6	0.4	0.9	b	0.4	0.1	0.1	4.8
1980	3.5	0.6	0.4	1.1	b	0.4	0.1	0.1	6.2
1990	4.7	0.6	0.5	1.2	b	0.4	0.1	0.1	7.6
2000	5.3	0.6	0.5	1.2	b	0.3	0.1	0.1	8.1

(備考) (1) 前掲書, 三〇頁。(2) bは0.05%以下を示す

第六表 H. R. 2893, 6000, 現行法三者のコスト比較

暦年	賃銀に対する百分率			給付額(単位10億弗)		
	現行法	H.R.2893	H.R.6000	現行法	H.R.2893	H.R.6000
1960	2.1	4.06	3.2	1.8	5.9	3.8
1970	3.1	5.89	4.8	2.9	9.2	6.2
1980	4.3	7.57	6.2	4.3	12.4	8.4
1990	5.5	8.97	7.6	5.8	15.2	10.6
2000	6.2	9.73	8.1	6.8	16.9	11.7

今仮に一九六〇年以降について、H・R・二八九三、六〇〇〇ならびに現行法における三者の給付額と賃銀に対する百分率を総合比較してみると次表の如くなる。尙H・R・六〇〇〇と現行法におけるコスト推計は単一であるからH・R・二八九三は高コストと低コストの平均をとる。

右表によつて明らか如く、H・R・二八九三計画においては、賃銀に対する百分率においても給付絶対額においても他の二者に比較して常に最高率最高額を示している。

第三節 失業補償

失業補償制度は前節において述べた養老遺族保険制度の如く純然たる聯邦の管理運営する組織ではなく、事実上は州自体がそれぞれ自己の失業保険法をもつて州が運営しているのである。聯邦政府は州に対して補助金を交付してその適切な運営を援助するのである。

この点に関しては社会保障法第三〇一条ならびに第三〇二条において規定している。三〇一条において州に対する補助金を一九三五年年度四〇〇万弗、一九三六年度、三七年度四九百万弗、一九三八年度以降を八千万弗と規定し、三〇二条においてこの補助金支給決定基準を(1)州の人口(2)失業補償法の適用を受ける者の推定数及び同法の適切有効な運営に要する費用の概算(3)その他聯邦保障長官が関係ありと考えるその他の要素に基いて行うことを規定している。

従つて失業補償制は聯邦、州の両者にまたがる二重機構の運営によるものといえるであろう。しかし事実上の運営は州失業補償法(聯邦保障長官の承認をえたものでなければならぬ)に基いて行われるため、その実体は州にあるものと認めてよいであろう。

従つて細目については州によつてそれぞれ差異があり、その点統一性を欠如している。

例えばこの財源は大部分の州では特定の雇主に対して課税せられるペイ・ロール・タックス(賃銀税)でまかなわれるのであるが、四州では被備者も醸出を行つている。

さて、コストの観点から考察する場合、社会保障制度を構成するいくたのプログラム中失業補償制は最も困難なものである。例えばその他のプログラム即ち廢疾、疾病、老令、死亡等の保障事故に対

して保護を与える保険においては、コストの決定に対し生物学的な要因が重要な役割を果すのであるが、このような要因の動きは統計的把握がかなり容易であつて、その結果は合理的な統計的正確度もつてゐるのに反して、失業補償のコストの予測は過去の政治的経済的経験にのみ依存せねばならないため、その科学的正確度を期することは極めて困難であるか或は寧ろ不可能であろう。

本節においては現行制度とその過去の歴史的経過ならびに將來のコストに重大な影響を及ぼすと考えられる一定のファクターなり力なりについて論述してみよう。

失業補償制が他の保険制度と根本的に異なつてゐる点は、後者が保険の數理的或はアクチュアリの原理の適用によつて發展せしめられたものであるに反し、前者は専ら經驗的、實驗的な方法に基いて行われざるをえなかつたことである。このような本質上の差異こそ失業補償或は失業保険が社会保障制度体系において特異な地位を占め、またあらゆる点において特別の取扱ひを受けねばならぬ事由を説明するに足るのである。

現行制度の概要。一九三五年八月十五日 Wagner-Lewis-Dough-
ton Bill として知られてゐる社会保障法が採用された当時、法定雇用において八人以上を使用する雇主のすべてに三%の賃銀税を課してえた収入を以て失業補償を充分賄うると考えられたのであるが、それは決してすべての失業に対して救済を与えんとしたものでなければ、そのやうな計画も予定してゐたわけではないのである。被保険者であつても、失業が長期化した場合ならか他の方法で救済されねばならないとゆう觀念があらかじめ前提されていたのである。

上述の聯邦税の三%は失業補償をまかなうためにイヤーマークされた特別税ではなくて他の一般租税と同様に国庫に拂込まれるのであるが、實際に於ては州が失業補償法を制定している場合におい

てはその州の雇主は、失業補償のためにイヤーマークされた州特別税を支拂つた額だけ聯邦税に対して、聯邦課税賃銀の最高二・七%まで相殺することができる。これは現行制度が失業補償を各州の失業基金で賄うことを立前とし、聯邦がその運営に補助を与えるという形態をとっているからである。換言すれば、この制度の基本思想としては、聯邦は州に経験料率制(experience rating or merit-rating or merit system) 或は個々の雇主の基金を使用せしめるかの選択の自由を与えることにあつたのである。

この税額支拂關係を例示すれば次の如くなる。例えば一人の雇主が年額一〇万弗の賃銀を支拂つたとした場合の各税額は次の如くなる。

聯邦税	三〇〇〇弗
州税	二七〇〇弗
聯邦税の控除(九〇%)	二七〇〇弗
差引聯邦税	三〇〇弗
聯邦、州税合計	三〇〇〇弗

以上の如き制度の下に個々の州はコスト構成の主要要素を決定する。即ち

- (1) 給付支拂額とその期間
- (2) 給付支拂の条件、例えば
 - (イ) 資格を得るに必要な基本期間におけるサービス或は所得の額。基本期間は州が決定する。
 - (ロ) 待機期間
 - (ハ) 有資格者が給付受領資格を喪失する行爲。これについての州の規定はそれぞれ異なつてゐる。
- (3) 経験料率制を制度内に採用すべきか否か、採用する場合の制度如何。

経験料率制の問題はアメリカの失業保険構造に極めて重要な地位

を占めている課題であつて今後の研究の余地が充分残されている。

この経験料率制は、失業保険料金額の大きさはその企業の失業の経験に比例せしめるべきであるとの保険原理に基いたものであつて、特にアメリカ社会保障法における如く殆んど大部分の州が雇主に対してのみ保険料を課している場合にはある程度妥当性が認められたのであるが、失業を單に過去における企業の経験のみに依存してその失業率を算出することは経済社会の構造的変化と共に世界政治の動向の経済に与える影響が支配的となつてきた今日の社会に於ては非現実的であり、制度運営上いくたの困難な問題を提出することとなるであろう。この問題についてはまた別の機会に詳細に論ずる予定であるが、たゞここでは、経験料率制とコストの關係においてこれはコストを引下げる傾向をもつ一要素であることのみを附加しておこう。

失業補償が開始されて以來、アメリカ経済状態は大體好調の一路を辿つたため、この制度は深刻な試練に未だ曝された経験がない。保障法の制定された当時、支拂準備金を蓄積するために、「醸出を必要とする最初の期間の最初の日以後二年内に生ずる失業日に關して」補償支拂が禁止された。ところがこの二ケ年の蓄積期間が終了すると間もなく準戦時体制時代を迎え、更に数年後には第二次大戦にアメリカは参加するに至つた結果雇用と所得は未曾有の高さに達すると共に補償されるべき失業は最少限に低下したのであつて、支拂準備金は必要支出を賄うに充分な余裕を持つに至つたのである。

これを数字的にみると一九四〇年における給付額は殆んど五億二千万弗に達したが、戦時生産が最高頂に達した一九四四年の給付支拂は六千三百万弗以下にすぎなかつた。一九四六年には給付額は一〇億弗を超えたが、同年末の州機關の準備基金合計は殆んど七〇億弗の巨額に達したのである。

戦争末期になつて政府当局は戦後大量失業発生について危惧を抱

くに至つたのであつたが幸にもそれは具現するに至らなかつた。かくて一九四八年において各州に保管された合衆国庫の準備金は合計七十億弗を超えた。従つて過去十年間におけるアメリカの経済状態の下においては経験料率制による税の軽減を以てしても課税額は失業補償を賄うに必要な額をはるかに超えたのであつて充分高いものであることがはつきりしたのである。

このような失業補償制の経過に鑑みて、多くの州では給付額の引上げと給付期間の延長を行つてその制度の再調整を計つたのである。また経験料率制を採用していない州では新にこの方法を採用して雇主に対する税の軽減策を講じたのである。また経験料率制を実施している州でも事実上雇用の安定度の高度化と共に實質的に税率は低下したのであるが、州によつてはこの制度の濫用が認められたため、資格喪失と罰則について法を強化し或は抜穴を防止するため行政的措置がとられたのである。

失業補償制の基本思想。

現行失業補償制度を、失業の脅威から労働者を救済しうる能力の観点から検討してみるといくたの欠陥が見出される。例えば養老遺族保険と同様失業補償の適用範囲が狭隘に失する。即ち聯邦、州、地方の各政府に働く人々や小規模な雇主の使用人或は家事従事者、農業従業者、非営利的雇用の何百万の人々は全然補償圏外にある。労働者に対して失業による賃銀喪失に対する防衛力を与へるのが失業保険でなければならぬ。

次に第二の弱点は給付が全く不十分であつて失業に対する強力な防衛の第一線として役立たないとゆうことである。それは主として州法に於て現定された支拂最高額の制限によつて、給付が賃銀水準や生計費の上昇に追隨しえなかつたことによるものである。元來この失業補償は週賃銀の少くとも五〇%を支拂うように仕組まれたものであつたが、多くの州においては半分以下となつており、一九四

六年に於ては僅かに七州のみが最高の週給付二五弗を支拂つたにすぎない。

失業補償が、個人の力を以て処理しえない経済的不慮に対して保障を与えて、高水準の消費に援助を与えるものであるならば、少くとも最低限の体面維持生活水準を与えるに充分な給付が支拂われねばならない。R・E・ポール氏は「失業労働者ならびにその家族の購買力の維持は厚生政策以上のものであり、それは繁榮する経済の基本的分子である」といふことである。(R. E. Paul, Taxation for Prosperity, p. 331)

第三の欠点は州法に規定された嚴重な資格喪失条項であつて、そのため給付に対する権利を剝奪されたり、減額されたり、或は給付の支拂を不当に延期せしめられたりするのである。勿論かゝる規定そのものの必要なることは言うまでもないが、それが單に罰せんがためのものではあつてはならない。

以上述べた如きいくたの弱点を現行制度はもつていたのであるが、現行法が当初制定された當時に於ては必ずしも現行法を以て満足すべきものとして採用されたわけではない。均一率の課税と單一のプール資金を有する全國民的な失業補償制度を主張した人々もあつたのであるが、たとえこのような法案が議會を通過しても、大審院で違憲判決を下される虞れが当時充分あつたため州に広汎な決定権限を与える現行の如き聯邦法が成立せしめられたのである。その後大審院のいくたの判例によつて憲法上の問題となるべきいくつかの疑惑は解決せられてきたのである。

國民的な制度の主張者は従來経験料率制に反対を表明してきていた。彼等の主張は、失業現象は雇主が何等それに対してコントロールをもつてない諸要素の結果である場合が圧倒的であるとゆうにある。だから失業補償のコストは一率の税によつてすべての産業に分散せしめて優利な経験記録をもつ産業に対して税の軽減をもたらす

ようなものにしてはならない。かくて国民的統一制度の失業補償が実施されると、それはおそらく現在の平均よりも高い水準の齊一給付を行うこととなるであろうし、その結果一定水準の失業における失業補償のコストを増大せしめるであろう。

失業補償制度の国民的統合的な体系の改正は可能であるとしても依然として未解決のまゝ残るのは経済の構造的変化に基いて生ずる虞れのある長期的大量失業に対する補償の問題である。これは社会保障の領域に於て解決不能の範疇に属するものであつて、この分野に於てはあくまでもノーマルな経済状態を前提とした法的制度を以て満足しなければならぬのではなからうか。失業はこのように経済の根幹に由来する現象である故にこそ、ビヴァリツジ氏も社会保障体制における失業保険制度の崩壊を防ぐための基本前提として完全雇用政策を別個に研究したのである。

従つて具体的なアプローチとしては失業補償制の有効な維持を計るためには、予防的措置として完全雇用対策を講ずることが第一義的に必要であると共に、長期的大量失業の襲來に際しては、財政経済の実状に照応して失業補償制の改正、停止或は公共扶助制度の活用に期待せねばならないかもしれない。勿論かゝる時期に於ける社会保障的機能は経済異変に対する対症療法ともゆうべきものであつて、第一義的努力は経済構造に直結した財政経済政策でなければならぬことはゆうまでもない。

こゝに失業補償制の機能的限度、或は社会保障制度の社会政策的限度が見出されるのだといわねばならないのではなからうか。

(続く)

わが国における産児制限実行効果の測定

——パールの測定法による東京都下既往調査結果の再集計——

青 木 尙 雄

第一次報告

序 言

産児制限の統計的研究について、何時も問題となつて來る事は、その実行が妊娠率に影響する「實際の」効果がどの程度であるかという事である。

これに關しては從來、(1) 実行者の実行期間における偶発妊娠のパーセンテージによる効果の測定、(2) 実行者と不実行者の夫々の平均妊娠数の比較による効果の測定、及び(3) 実行者の報告に基く実行期間の成功率計算による効果の測定等が行われて來た。然し、(1) については実行期間に妊娠しない事は必ずしも実行に

起因するとは限らず、その集団の本質的な妊娠率を考慮に入れねばならないし、(2) については実行者と不実行者とは異なる性質の集団である以上、その相異つた集団妊娠数を基礎とする妊娠率の比較は誤謬を生じ勝ちであり、又(3) については、同じ期間の出産間隔の延長も一方に成功と信ずる人あり、一方に失敗と断ずる人あり、又その成功の中にも種々の段階があり、これらの主観的な報告に基いては實際の効果算定を期し得ない。

従つて産児制限の効果を見るには、同一人の実行期間と不実行期間の経歴を比較すること、即ちこの別々の期間における單位期間の妊娠数の計算及びその人の本來の出産力に対する実行期間の妊娠減

少の相対的度合の計算が求め得べき最善の方法と思われる。この必要に應じ、茲に今回、パールにより提案されスティック及びノータインにより修正應用された妊娠率計算法を用い、本來ならばこの統計のため新に詳細なる実行者の個人歴を調査すべきであるが、暫定的に不完全乍ら先年行つた産児制限実態調査票を利用して集計を試みた。

統計材料

前述の如く、昭和二十二年、東京都の公務員及び川崎市の工場従業員を対象として行つた配票調査の中、産児制限実行者について集計を行つたが、元來この調査票は別個の統計目的を以つて行われた調査票なので、パールの方法による集計に利用し得る票は二八〇名の少数であり、且つ公務員が七三%、高等教育を受けた者五九%と云う特定の知識的都会生活集団で、所謂人口の任意抽出標本でないという条件を充分考慮に入れねばならぬ。

統計方法

本論の採用する計算の趣旨はパールの *"Pregnancies per 100 years Exposure to the Risk of Pregnancy"* ——即ち、各人が経験した妊娠数を各人が妊娠に到ることもあり得たであろう期間と關係づけることに存している。故に、各人の結婚以來経過した月数から妊娠している實際期間と更に分娩に要した期間を一定基準を設けて控除し、又夫婦の別居期間もその間に妊娠の危険なしと仮

定してその月数を差引いたものを「妊娠危険期間」と呼び、新なる妊娠の可能に曝されていると見做し、この危険期間百年につき実行期間不実行期別の同一人の妊娠率を比較し、且つ産見制限を実行しなかつたとした場合生じ得たと推定される妊娠数と実際に実行したために生じた妊娠数の割合により産見制限実行の効果を知らうとしたものである。

尙、基礎控除の期間基準は次の如くである。

普通の出産	妊娠期間	産褥期間	合計
流産	九ヶ月	一ヶ月	十ヶ月
人工妊娠中絶	三ヶ月	一ヶ月	四ヶ月
別居、死産、及び調査当時の妊娠はその実際月数。	四ヶ月	一ヶ月	五ヶ月

統計成績

全実行者について実行及び不実行期間別並びに婚姻期間別にその妊娠危険期間一〇〇年当りの妊娠数を示したものが第一表である。

第1表 婚姻期間別妊娠率

婚姻期間	実数	妊娠数	妊娠危険期間	妊娠率
0—4年	34	8	28.8年	27.8
5—9	80	24	133.3	18.0
10—14	89	34	344.6	9.9
15—19	55	36	297.6	12.1
20年以上	22	28	202.0	13.8
計	280	130	1006.3	12.9
	不実行	実行	期間	
0—4年	34	42	41.2	101.9
5—9	80	184	176.6	104.2
10—14	89	251	380.5	66.0
15—19	55	202	391.9	51.7
20年以上	22	76	203.2	37.4
計	280	755	1193.3	63.3

これに依れば単位危険期間対妊娠数は実行期間においては不実行期間の約五分の一に減じている。不実行期間にあつては大体婚姻期間の経過に応じ妊娠率が低下して、年齢による出産力の降下を物語つているが、実行期間にあつては、種々の実行程度を含むためこの低下が余り明瞭でない。

ステイツクス、ノートシュタインの調査に比較すると実行期間、不実行期間共に妊娠数が、その半分以下である。

(このステイツクス、ノートシュタインの調査は乳計分泌の関係や避妊習熟度の差異を考慮して、妊娠を最初と二回目以後に区別し

参考表(1) Stix, Notestein による妊娠率

	実行期間	不実行期間
最初の妊娠	40	272
二回目以後の妊娠	28	102
(婚姻期間別)		
0—4年	32	116
5—9	28	96
10—14	24	66
15—19	11	68
20—20	12	53
計	29	164

(註) 第1次報告 714名。ニューヨーク、1931年

であるが、本調査は材料の関係上これを考慮に入れず一括してあるから比較に注意を要する。

この相異は、日本と米国の国柄の本質的相異による以外に

(1) ステイツクス等著者の断つて如く、ニューヨーク、ブロンクス地区の調査は Birth Control Clinic を敢えて訪れようとした多産婦人という選ばれたグループを対象とし、且つその社会階級は中流以下の労働者が大部分を占め、その五分の一は要生活保護

者であるに反し、本調査は高等教育を受けた公務員が大部分を占める集団である事。

(2) 本調査の当時は産見制限の萌芽期で実行を始めてより比較的短期間で且つその期間内に未だ妊娠をしないものが多く、即ちそれらは、妊娠数の集計累積に比して、危険期間の繰入れ増加が多くその結果、計算上妊娠率が減少する事。

(3) 戦時中、応召、疎開等により夫婦の別居期間が多かつたと想像されるにも拘らずその別居を明記しないものが多く、その結果危険期間が実際より長く計算された可能性があり、且つ戦時中は夫婦生活が消極的で妊娠数を少くしたであろうと思われる事。

等の理由が挙げられ、妊娠率の絶対値にかゝる相異を齎していると思像される。然しその実行期間の減少度、婚姻期間別の趨勢等に関して、同一の傾向が窺われる。

実行期間の妊娠数が、婚姻期間の経過と共に低下が明瞭でないのは実数の少いための誤差よりも、実行程度に種々異なるものを含んでいるからと思われるので、第一表の全実行者を更に、規則正しい常時実行者と、性交の度毎に実行するとは限らない時々の実行者と、その程度を明記していない実行程度不明の実行者と三分して見たのが第二表である。

(註。ステイックス、ノートシユタインの「実行」とは、More or less habitually と定義してあるから、本調査の全実行総括と同じである。)

この第二表によれば、時々の実行においては実数が少い上に、「時々々」の中にも亦種々の程度の実行型を含んでいるので婚姻期間の増加につれ妊娠数は低下の後再び尻上りとなつてゐるが、常時実行にあつては婚姻期間二〇年以上の例外を除いては、妊娠数は婚姻期間毎に低下している。実行程度不明の場合も大体これに準じてゐる。而して常時実行にあつては妊娠の減少最も著るしく、不実行期間の

婚姻期間	実数	妊娠率
常時の実行		
0—4年	13	21.6
5—9	40	15.7
10—14	46	8.8
15—19	25	6.6
20年以上	9	9.2
計	133	9.4
時々の実行		
0—4	15	33.0
5—9	21	17.1
10—14	17	10.9
15—19	14	28.0
20年以上	4	36.6
計	71	23.4
実行程度不明		
0—4	6	22.7
5—9	19	29.8
10—14	26	11.3
15—19	16	11.3
20年以上	6	9.7
計	76	12.2

七分の一、時々の実行にあつては不実行期間の三分の一、常時実行の約二倍となり、程度不明の場合は常時実行と時々実行の中間に位置している。

第三表において更に産見制限の実行期間の実際妊娠数と、実行しなかつたとしたら同じ長さの期間に起り得たであろうと推定される想定妊娠数との比較による産見制限の効果を算定して見よう。即ち之は産見制限を実行した婦人が、若し実行しなかつたとしたら、実際その婦人の実行しなかつた期間と同じ割合で妊娠したるうという仮定の下での推計であつて、産見制限は成功すればする程妊娠する機会により長く曝されるわけであり、且つ実行期間と不実行期間の夫々が婚姻期間の前半後半の何れを占めるかによつて、その人の婚姻期間と共に低下する出産力に及ぼす圧力が相異なるから、結婚生活の等しい単位期間における妊娠数の比較ではない事に注意すべきであり、絛上の仮定の限りの意味においての産見制限の効果の測定である。

之に依れば産見制限の実行は約八〇%の率において妊娠を防止するのに効果があつた事を示している。

ステイックス、ノートシユタインの調査は七四%を示して本調査の率を下廻つてゐるが、この相異の理由は、第一表の叙述した種々の影響に加えて、本調査の中には、妊娠々々によつて中断される間

第3表 婚姻期間別産児制限の効果

婚姻期間	不実行期間 妊娠率(1)	実行者の妊娠 危険期間(2)	想定妊娠数 (1)×(2)÷100	実際妊娠数	実際妊娠の想定 妊娠に対する割合	効果
0-4年	101.9	28.8年	29.4	8	27.3	72.7
5-9	104.2	133.3	138.9	24	17.3	82.7
10-14	66.0	344.6	227.4	34	14.9	85.1
15-19	51.7	297.6	153.9	36	23.4	76.6
20年以上	37.4	202.0	75.6	28	37.1	62.9
計	63.3	1006.3	637.0	130	20.4	79.6%

けつの実行には、明らかに偶発妊娠と思われるものがあるにも拘らず、出産十ヶ月以前に実行を中止してある様調査票に記入し且つその実行が成功していると称しているものは、その妊娠を不実行期間に繰入れたため、実行期間と不実行期間の妊娠数の差が開き結果として効果を高く示した事にあると思われる。

ステイツクス等の調査は、計画妊娠のための中断は“Temporarily”の別項目を設けて区別してあるが、本調査にあつては、インターヴュー調査でなく配票調査なので材料不充分の関係上総括されている。

更にこの八〇%の効果を、実行程度別に示したものが第四表である。之に依れば常時の実行は八七%の最

参考表(口) Stix, Notestein による効果

	効果
最初の妊娠	85.4
2回目以後の妊娠 (婚姻期間別)	65.6
0-4年	72.5
5-9	71.1
10-14	63.1
15-19	75.8
20-29	77.8
計	73.6%

第4表 実行程度別産児制限の効果

婚姻期間	常時の実行	時々の実行	実行程度不明
0-4年	70.3	71.0	93.6
5-9	83.7	83.5	71.6
10-14	87.2	81.3	83.3
15-19	89.3	35.8	75.9
20年以上	79.0	6.2	71.1
計	86.6%	60.4%	79.0%

次第五表に於いて避妊方法別に実行期間の妊娠率及び効果を示す。これに依ると不妊手術による効果が一〇〇%は当然として、定期禁欲若くは絶対禁欲法の効果が最も高く、九〇%に及び、洗滌法の七四%が最も低い。コンドーム法は時々の実行を他より多く含むためにもよるが予想外に効果が少く、失敗の理由にゴムの品質が悪い爲めと記してある者が相当にある。常時実行者のみの計算でも八七%で禁欲法に及ばない。ステイツクス、ノートシユタインの調査と比較すれば(これは第二回目以後の妊娠についてのものであるから厳密には比較出来ないが)、コンドーム法以外はその傾向、順序等は大体同様であるが、各方法による効果の開きは少い。

又、第六表において職業別に、実行期間妊娠率とその効果を見れば公務員の妊娠率は工場従業員の約半数の低さであり、効果も一五%

高を示し、時々の実行でも六〇%の効果を見せ、程度不明の場合はこの中間に位して七九%を示している。前述の如き集団の特殊性や、種々高率となるべき理由はあるが、我が国の産児制限実行の効果は、全体として八割、規則正しく実行すれば九割近くの効果を収めているわけである。

尙、時々の実行の欄、婚姻期間二〇年以上の項は(一)となつて、不実行の方が妊娠数が少いと云う状態を呈しているが、実数四の少人数の上に、出産力旺盛の婚姻期間前半において実行期間のウェイトが著しく重く効果が顯在的にあらわれて

第6表 職業別妊娠率及び効果

職業	実数	妊娠率	効果
公務員	204	11.0	82.7
技 官	53	10.3	84.7
事務官	97	10.1	84.5
教官	14	12.6	78.7
官吏のみ記せる者	40	14.6	75.8
工場従業員	75	20.0	68.2
工場技術員	20	17.8	69.0
工 員	55	20.9	67.6
計	279	13.0	79.5%

(註) 職業不明1を除く

第7表 教育程度別妊娠率及び効果

教育程度	実数	妊娠率	効果
高等(夫婦の一方が専門学校以上)	164	10.6	84.0
中等(夫婦の一方が中学校卒業)	64	16.4	73.3
初等(夫婦の双方が小学校)	50	17.5	70.2
計	278	13.0	79.5%

(註) 教育程度不明2を除く

第5表 実行方法別妊娠率及び効果

方法	実数	妊娠率	効果
コンドーム法	91	15.3	76.3
定期禁欲或は絶対禁欲	44	7.6	89.9
中絶法	33	15.7	79.0
コンドーム及び其他の混合	56	13.6	78.6
洗滌法	5	15.8	74.0
手術	4	0	100.0
其他及び不明	47	10.6	80.5
計	280	12.9	79.6%

参考表(ハ) Stix, Notestein による方法別妊娠率及び効果

方法	妊娠率	効果
コンドーム法	19	83
中絶法	29	72
コンドーム+中絶	28	74
洗滌法	53	52
その他	33	69
計	27	74%

(註) 第2次報告 991名、第2回目以後の妊娠につき

程の開きをつけている。職業細別においても少しづつの差は見られる。

更に教育程度別実行期間妊娠率及び効果を第七表に示せば、教育程度の上昇と共に妊娠率は低下、効果は上昇し、殊に中等と高等との間に大きな段階を見せている。又この高等と初等の効果の差異は一四%にも及ぶ。

要 約

材料として不完全ではあるが、昭和二十二年行われた産見制限実態調査票を用いてパールの提唱せる妊娠危険期間より見たる産見制限の効果を集計して結果、

(1) 妊娠数は実行期間において不実行期間の五分の一に減じ、常時実行すれば更に七分の一に減少、時々の実行でも半数以下となる事。

(2) 実行によつて妊娠を防止するのに推定平均八〇%の効果があり、実行程度により六〇%乃至八七%の開きを見せる事。

(3) 避妊方法、職業、教育程度により夫々若干、実行による妊娠率及び効果の相異があり、知識的と思われる階級がより高い効果を収めている事。

等を結論し得よう。

以上は比較的教育度の高い都会生活者のグループのみについての値で、実数も少ないため暫定的な報告である事を附記して置く。

第 二 次 報 告

序 言

先に第一次報告において二八〇名の産見制限実行者について妊娠危険期間についての実行効果測定を集計を試みたが、何分少数例でしかも特定の集団であり、又同一方法による我が国の資料が皆無な

ので、その信憑性について確言し得る根拠に乏しい憾みがある事は既に述べた通りであつたが、今回更に同じく少数乍ら、東京都郡部居住者一五名についての集計がまとまつたので、第二次報告として公表し、第一次報告との比較検討を試みた。

統計材料及び統計方法

此の度も昭和二十二年末より昭和二十三年初頭にかけて（即ち第一次報告より約一年経過）東京都下西多摩郡数市町村と対象として行つた産見制限実態調査の配票調査票の実行者中、この集計に利用し得る有効票についてのものであり、前回の如く、別個の調査目的の調査結果を便宜上利用したもので、同じく不完全な点のあることは致し方ない。又今回の調査票では記載の項目が第一次のそれと異なる所が若干あるので、常時実行者のみについての集計となつて、実行程度別の効果は算出し得なかつた。材料の性格は、郡部とは云え都心に通勤する勤人が約半数を占め、農業者はわずかに二割二分でそれも近郊農家形態を具えて、都会的色彩が強い事を断つておく。

統計方法は第一次報告と全く同一の計算法による。

統計成績

第一表に依り、常時実行者の婚姻期間別妊娠危険期間一〇〇年対妊娠率を見れば、不実行期間においては、婚姻期間別に細かく見れば夫々の差こそあれ、第一次報告と殆んど一致した値をとり、本調査が少数例乍らも偏差の少い事を示し、意を強くするに足る。実行期間にあつては一二・一の値を示し、第一次報告の九・四より約三人多く、郡部の色彩を現わしている。而してこの差の最大の基因は婚姻期間〇—四年の項による事が窺われる。

第二表に依り、第一次報告と同じ推定法による実行の効果を見れば、中年層は殆んど第一次報告と一致しているが若年層及び老年層に開きがあるため、第一次報告の八七%を若干下廻る八一%の効果となつてゐる。

第1表 婚姻期間別妊娠率

婚姻期間	実数	妊娠数		妊娠危険期間	妊娠率	(第1次報告率)
		常時	実行期間			
0—4年	19	7		17.9年	39.1	21.6
5—9	36	8		63.4	12.6	15.7
10—14	27	15		122.3	12.3	8.8
15—19	20	13		83.7	15.5	6.6
20年以上	16	5		109.3	4.6	9.2
計	118	48		396.5	12.1	9.4
不実行期間						
0—4	19	25		25.9	96.5	91.1
5—9	36	97		112.6	86.1	103.9
10—14	27	99		115.3	85.9	65.3
15—19	20	85		174.2	48.8	53.9
20年以上	16	87		182.9	47.6	40.6
計	118	393		611.7	64.2	65.7

第2表 婚姻期間別産見制限の効果

婚姻期間	効果	(第1次報告率)
0—4年	59.5	70.3
5—9	85.3	83.7
10—14	85.7	87.2
15—19	68.2	89.3
20年以上	90.4	79.0
計	81.1%	86.6%

これに依り、郡部の若年層には未だ産見制限技術が都心知識層に及ばぬ事が推察し得る。更に第三表において、避妊方法別の実行期間妊娠率及び効果を示す。これに依れば、不妊手術を除き、禁欲法が最高の効果を示す事は、第一次

第3表 実行方法別妊娠率及び効果

方 法	実数	妊娠率	効果	(第1次報告の)効果
コンドーム法	23	11.1	84.7	87.1
定期禁欲或は絶対禁欲	28	9.5	85.4	88.9
中絶法	13	16.9	74.2	79.9
コンドーム及び其の他の混合	13	10.5	83.8	81.7
手術	3	0	100.0	100.0
其の他の方法及び不明	38	14.2	76.4	94.5
計	118	12.1	81.1%	86.6%

報告と同様であり、コンドーム法は今回においても稍劣る。又混合法の例外を除き、第一次より第二次の合計の効果の少い事は各避妊法が夫々効果が劣っている事に起因するを示し、避妊技術の介入する余地を示している。

次に職業別に実行期間の妊娠率及び効果を示せば第四表の通りである。

即ち、商業者が最も効果を収めているが、少数例のため確実でない。農業者は最下位で今回の効果の第一次報告効果に劣る最大の原因となつてゐるが尙七五%の効果を示している。勤人、工業者及び労働者は共に、第一次報告の公

第4表 職業別妊娠率及び効果

職 業	実数	妊娠率	効果
勤 業 者	55	12.2	81.3
商 業 者	12	8.9	87.1
工業者及び労働者	15	13.7	77.4
農 業 者	27	16.6	74.6
其の他或は無業	6	5.5	85.3
計	115	12.7	79.8%

(註) 職業不明3を除く

(第1次報告の妊娠率及び効果)

職 業	実数	妊娠率	効果
公 務 員	111	8.6	87.3
工 場 従 業 員	22	12.8	81.7
計	133	9.4	86.6%

第5表 教育程度別妊娠率及び効果

教育程度	実数	妊娠率	効果	(第1次報告の)効果
高等(夫婦の一方が) 専門学校以上	34	13.2	80.8	88.1
中等(夫婦の一方が) 中等学校卒業	35	13.7	74.9	75.8
初等(夫婦共小学校)	46	11.6	82.6	71.6
計	115	12.6	80.1%	86.5%

(註) 教育程度不明3を除く (教育程度不明2を除く)

務員、工場従業員より夫々若干効果が劣つてゐる。

最後に教育程度別に実行期間の妊娠率及び効果を第五表に示す。

これに依れば、第一次報告の如き、教育程度の高まるにつれ実行効果も上昇する如き、はつきりした段階が見られない。何等かの理由で、教育程度初等の項が可成り著しい効果を収めている。

要 約

第一次報告と同じく、特定の集団であり且つ配票調査票を利用した集計であるので不完全たるを免れないが、昭和二十二年より同二十三年にかけて行われた産見制限実態調査票を用いてパールの提唱

せる妊娠危険期間より見たる産見制限の効果を集計した結果、

(1) 妊娠数は実行期間において不実行期間の五分の一に減じ、郡内の集団より郡部の集団は稍妊娠率の高い事。

(2) 実行によつて妊娠を防止せる推定効果八一%である事。

(3) 職業別に見れば、効果は農業が最低であり、其の他は第一次報告に準ずる事。

(4) 方法別は第一次報告と大差はないが、教育程度別には判つきりした事は云い得ない事。

第一次報告も第二次報告も共に都会若くはその近辺の生活集団のため、これらの妊娠率及び実行効果を、そのまま全人口にうつして云々する事は勿論危険であるが、目下集計中の東北三県の実態調査票の整理を待ち純農山漁村の産見制限についてもこの方法を適用し都会グループとの比較をして見る積りである。

雑報

機関誌の再刊

本研究機関誌「人口問題研究」は昭和二三年七月に第六卷第一号を刊行して以来、豫算難のため一時続刊を停止し、その間とう写印刷の研究資料シリーズによつて調査研究結果の報告を行つてきたが、今昭和二五年度より再び機関誌の続刊をすることとなつた。なお研究資料シリーズもつづけてあわせ刊行される筈である。

研究所官制の變更

昭和二一年勅令第二五〇号人口問題研究所官制によつて再出発した本研究所は昭和二四年法律第五一号厚生省設置法の制定並びにそれに伴う厚生省組織規程（昭和二四年一〇月二五日厚生省令第三八号）により規定せられることとなつたが、内部の組織その他については従来と変化はない。

なお右厚生省設置法の第四条は、厚生省は社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を図ることを任務とすることを示し、左の如き国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関であることを明記している。

- 一、国民の保健
- 二、薬事並びに麻薬及び大麻の取締
- 三、社会事業、災害援助その他国民生活の保護指導

四、児童及び母性の福祉の増進

五、社会保険に関する事務及び事業（労働省の所管に属するものを除く）

六、人口問題に関する事務

また同法第十五条は本省に附属機関として人口問題研究所を置くことを掲げている。

研究報告會の開催

昭和二三年四月以降、二五年三月にいたる定例研究報告會における報告題名および報告者名は左のとおりである。

昭和二三年度

農村人口収容力調査（佐賀県）出張報告

高村技官・上田技官

社会遺伝の場の理論による家系係数について

篠崎技官

支那民族の歴史的変遷—中国民族名辞典の完成

篠崎技官

人口問題から見た公衆衛生

館 技官

人口統計における幾何学的表現法について

三國技官

日本人の南方移住適性について

篠崎技官

社会の大きさと基本的人口現象の変化に

関する人口統計学的研究 館技官・上田技官

ケーンズの雇傭理論について

黒田研究員

産児制限実態調査結果報告

東京部西多摩郡（青梅町 霞村） 篠崎技官

土地分割における生産力と社会政策の問題

林研究員

千歳、玉島兩村における農村人口収容力

篠崎技官

調査中間報告

山梨県の血族結婚部落調査報告

岡山県児島郡藤田村農場における

労働形態の変遷について

林研究員

標本調査表とその理論について

高木研究員

戦時中における児童の發育状況に関する調査

青木技官

— 埼玉県入間郡福岡村について

佐賀県千歳村の農家人口に関する若干の分析

高村想官

— 農村人口収容力調査中間報告

精神病に関する統計的研究 塩月研究員

農村人口収容力調査出張報告

（新潟県西蒲原郡黒崎村） 三國技官

昭和二四年度

岩手県飯岡村御所村調査研究概況報告 中島技官

長崎市における原爆被害者診療所所見

塩月研究員

簡略死亡表の作成について

高木研究員

日本農業の最適人口に関する一考察

林研究員

産児制限問題の人口政策的分析

本多技官

生活標準からみた育児費について

三國技官

佐賀県玉島村の農家人口に関する若干の分析

農村人口収容力調査中間報告

農村人口収容力調査出張報告（香川県）中島技官

農村人口収容力結果報告（岩手県飯岡村）

産児制限と性生活の実態的研究 篠崎技官

農地細分化防止法について 本多技官

アメリカにおける産児制限実態調査の概要 本多技官

わが国における最近の産制用品について 篠崎技官

1 人口問題の人類学的基礎理論に関する調査研究

2 人口増殖力に関する人類学的調査研究

3 ※血族結婚に関する人類学的調査研究

4 民族混血に関する人類学的調査研究

5 農村人口の文化人類学的調査研究

二、民族問題に関する調査研究

1 民族文化の人口現象に及ぼす影響に関する調査研究

2 諸民族の産卵制限に関する民俗史的調査研究

3 民族人口の交流及び移植民に関する社会生物学的調査研究

4 各国の民族政策に関する調査研究

5 ※民族資質からみた人口の国際移動に関する調査研究

三、民族素質に関する人口生物学的調査研究

1 民族活力に関する調査研究

2 精神作業能力を中心とした民族性格の識徴に関する調査研究

3 ※児童の発育並びに知能に関する優生学的調査研究

4 墮胎が民族素質に及ぼす影響に関する調査研究

5 戦争が民族素質に及ぼす影響に関する調査研究

6 ※出産順位からみた子女の質的差異に関する調査研究

7 民族優生政策に関する調査研究

四、民族出生力に関する人類学的調査研究

1 体力並びに疲労に関する調査研究

2 ※年令別出生力に関する生物統計学的調査研究

3 類型別体構からみた出生力の差異に関する調査研究

4 民族の質的接触と出生力の変化に関する調査研究

5 食生活が出生力に及ぼす影響に関する調査研究

五、民族の逆淘汰に関する人類学的調査研究

1 産卵制限と逆淘汰に関する人類史的調査研究

2 民族人口の老衰過程に関する人類史的調査研究

3 ※資質からみた人口の分布に関する社会人類学的調査研究

4 民族の移動性と自然淘汰に関する調査研究

六、民族素質の遺伝形態に関する調査研究

1 ※人口の社会生物学的機能構造とその効率に関する調査研究

2 人口の再生産機能が全機能活動中に占める意義及び割合に関する調査研究

3 ※先天的並びに後天的疾患が人口の機能活動に及ぼす影響に関する調査研究

4 職能機能別にみた差別出生率、疾病率及び死亡率に関する調査研究

5 人口の社会生物学的機能構造の進化に関する調査研究

七、その他 する調査研究

1 ※人口の育成に関する基礎理論的調査研究

2 地方別民俗生態の差異からみた産卵制限思想の実態に関する調査研究

3 栄養資源の見地からみた人口収容力の実態に関する調査研究

4 ※都道府県別にみた日本人の混血実態に関する調査研究

人口問題審議會の設置とその建議

人口問題の重大化する事情に対処し、政府は昭和二十四年六月各界の専門有識者を委員として人口問題審議會を設置したが、同会は昭和二十四年六月以降十数回にわたり審議を行い、同年十一月会長戸田貞三博士の名において総理大臣にあて建議書を提出した。その全文を掲げれば以下のとおりである。

人口問題審議會建議

本審議會は、昭和二十四年六月十五日、第一回總會を開催し、審議の基本方針について討議した結果、現下の人口問題は、人口収容力に関する問題と人口調整に関する問題との二大焦点にあるとの結論に達したので、人口収容力に関する小委員会と人口調整に関する小委員会との二つの小委員会を特設し、それぞれの課題について審議を行うこと十回、人口調整に関する小委員会を開催すること五回に及び、その間五回の總會を開催して慎

重に討議をつくし、両小委員会とも、この程、一応の結論に到達したので、こゝに両小委員会の決定したところを相あわせ、別紙の通り建議する次第である。

この建議は、差当り、本審議会が到達した一応の結論を取まとめたに過ぎらないものであつて、本審議会は、問題が極めて複雑多岐にわたり重大である点に鑑み、今後も審議を継続する豫定であるが、政府はさらに強力な総合的委員会を常設し、問題の解決に資することを切望する。

別紙

人口収容力に関する建議

戦後のわが国においては、一方、出生率が高まり、死亡率が低下して、人口の自然増加率が著しく大となり、また大量の在外邦人の引揚げが行われた結果として、人口が激増するとともに、他方国土の大部分と、資本とを失ない、また国際経済からほとんど孤立する状態に陥つて、実質所得水準が著しく低下した。これが一般に人口過剰の意識を強め、人口問題の解決が深刻緊切に要請されるに至つたゆえんである。

しかし、この問題を充分に解決することは、決して容易ではない。産兒調節の普及徹底によつて人口そのものを調整することの必要であることは、別に建議する通りであるが、そのみでは今日および将来にわたつて人口過剰の問題を解決するに足りない。何となれば、産兒調節が徹底的に行われるとしても、少くとも今後二十年間、可働人口が激増して、労働市場を一そう強く圧迫することになると認められるからである。

したがつてこの問題を解決するには、産兒調節の普及徹底による、人口増加の抑制に努めるほか海外移住とあわせて、国内産業および国際貿易の再建振興によつて、人口の収容力、すなわち、生産力の回復発展に努めるとともに、国民生活の安定について、特に配慮する必要がある。

一 国際貿易の再建振興

人口収容力の再建発展のためには、国内における資源の開発、産業の振興に努めなければならぬが、むしろその前提として、平和的な国際貿易の回復振興を通じて、国際分業関係を再建することに努めなくてはならない。このためには、当面、次の諸方策が実現されるように努力する必要がある。

- (一) 海外事情の調査機能を擴充強化すること。
邦商の海外渡航および海外営業所の設置などによつて、いわゆる「めくら貿易」の弊を除去すること。
- (二) 内外にわたつて貿易機構を擴充充実すること。
- (三) 貿易金融関係を改善すること。
- (四) 交易条件を改善して外貨手取率を多くするようにつとめること。
- (五) 邦船の海外就航を可能にすること。それとともに、再保険事業および観光事業などによつて、貿易外収入の増加に努めること。
このためにはわが国の造船業の回復発展に努めることが特に必要であるが、差し当り、外国船の買入れまたは傭船が可能になるようにすること。

(六) 貿易協定の締結を一そう促進すること。

(七) わが国の輸出が再びソール・ダム・ピンの批難をうけることがないようにするために、国内労働条件の一そうの改善に努めること。

(八) 単なる経済上の競争の理由に基づくように見られる国際貿易上の制限は、出来得る限り速かにこれを撤去すべく要望すること。

また将来にわたつてわが国の貿易が順調な回復発展をするには、特に次のことが実現されるように努めなくてはならない。

- (一) 特に世界経済の主導国がその国際通商政策において、世界不況の克服に主導的な立場を採ること。
- (二) 現下の国際通貨の問題が解決されること。
- (三) 世界、特に経済的にわが国と関係の緊密な東亞諸国に政治的な安定が確立されること。
- (四) 現在の双務貿易体制では、二国間において決済を必要とするために、貿易量の充分な増加を期待することが困難であるから、多角貿易体制に改められるようにすること。
しかし、従来の経験によると、一国が不況に陥つた場合に、その国が輸入を抑制し、反対に輸出を増進することによつて、それを克服しようとすることが多いために、多角貿易体制の下では、双務貿易体制の場合と異なつて、一国の不況が直ちに世界不況を誘発するおそれが大である。したがつて、多角貿易体制を確立して、貿易の回復発展を期するには各国が不況の場合に、その国内需要を増進す

る方策を採つて、徒らに輸入制限、輸出増進の政策を用いないようにされなくてはならない。またこの場合には特に世界経済の主導国がこの政策を率先採用することが必要である。

(五) 原材料および石油その他の燃料の供給が確保されるように諸外国の協力が得られること。

(六) 特にわが国と経済的に密接な関係にある東洋諸国の開発および工業化が進行して、それらの諸国における国民の一般的な生活水準が向上すること。

しかし、これらの多くは、今日の実情から見ると、いずれもその解決が容易でないばかりでなく特にわが国のみで自主的に解決することはほとんど不可能に近い問題であるから、出来得る限り、海外諸国の深い理解と強い協力とを得ることに努めることが、何よりも肝要である。

二 国内産業の再建振興

人口収容力を再建するためには、国際貿易の回復発展と並んで、極力国内資源の保存、有効利用および開発と産業の再建振興とに努めなくてはならない。

(一) 農業生産については、農産物の国内自給度を維持増進するために、開、干拓適地の利用等による耕地の擴張と、農業の集約化を一そ増進することによつて、反当収量を増大することに努めなくてはならない。

しかし、その結果、生産費が一そう高くなつておそれがあるばかりでなく、わが国の農業

はすでにより粗放的な海外農業の競争に苦しんでいるのであるから、今後、海外農業国との競争に堪えうるようにするために、次の諸方策を採ることが必要である。

(イ) 戦後において特に顯著になつた農家経営の自給経済化の傾向をなるべく是正するようになすこと。

(ロ) 海外農業の競争に有利に堪え得る種類の作物または競争を受けることの比較的少ない種類の作物に転換すること。

(ハ) 農業への資本投下を促進して、農業の有機化および機械化と、灌漑排水および土地改良とを促進すること。

(ニ) 品種の改良および病虫害駆除法の発達普及を一そ促進すること。

(ホ) 樹木作物の栽培、山岳地帯利用の農法を奨励すること。

(一) 肥料の低廉化を図り、特にバクテリア利用の方法を奨励すること。

しがしながら、将来において激増する可働人口を農業において、収容することはできない。むしろ戦後に至つて一般生産性低下のために激増した農業の人口収容力は、必ずしも合理的な勞力使用ではないから、経済回復の上昇につれて或程度抑制せしめることが必要であると考えられる。

(二) わが国では、食料その他の供給について特に水産資源に依存することが多いから、今後は出漁許可地域が擴張されるように努力するとともに、海洋調査による漁獲高の増加、海

面利用の養殖等によつて、その生産物を出来得る限り増加するようにならなくてはならない。

(三) 戦後、わが国の産業においては、生産施設が著しく減少している上に、その残存施設もすでにかなり老朽しているから、それらの施設を更新、擴張することが必要である。

したがつて、このためには、極力貯蓄を奨励して、資本の蓄積に努めなくてはならない。

しかし、貯蓄と資本の蓄積とは、生活水準の低いところでは、如何に努力しても、その量において一般に大なることを望むことが困難であると考えられるから、差し当り、外資の導入に努力することが望ましいが、この外資の導入については、それを可能にするための前提として、資本の投下に有利にして、かつ政治的および経済的に安定的な状態を創出維持することに努力しなくてはならない。

(四) わが国は産業の回復発展のために必要不可欠な原料をよび動力に乏しいが、利用し得る資源が全くないわけではないから、国内においてその充分な開発利用のために特別の努力をすることが必要である。特に動力資源については、水力電源の開発に努めるとともに、原料についても新にこれに代る資源の発見活用に努めることが必要である。

しかし、それとともに、必要な原材料および燃料の供給が確保されるように、諸外国の協力を得ることに努めなくてはならない。

(五) わが国産業の特に重要な輸出市場と見られ

る東亞諸國が次第に工業化する傾向にあることに鑑みて、わが國の産業は、それに應じて逐次、その生産品を高級化するとともに、工業生産の重心を輕工業生産から重化学工業生産に、また消費財工業から生産財工業に移すことを考慮しなくてはならない。

同時にまた、わが國産業および貿易の現状に鑑みて、纖維工業および雜工業等の發達に遺憾なきようにするとともに、一般中小工業の維持發展について格段の考慮を拂う必要がある。

(六) 産業の再建振興のためには、経営の合理化技術の改善向上に特に大きな努力を拂わなくてはならないが、それとともに、外國の技術および機械の導入に努めることが必要である。

(七) また産業の再建振興のためには、國民の勤勞意欲を高めて勞働の生産性を増進することが必要であるが、このためには、従来の身分的な家族主義の精神に代つて、民主主義の精神が國民の日常生活の中にまで透徹するようにすること。旧來の事業一家の精神の上に立つた勞資關係を自主的、自律的な人格の間の機能的なものに改めようとする。それとともに自助的、自律的な健全な勞働組合の發展を促進することに努めなくてはならない。

三 社会的安定性の確保

人口収容力の再建に當つては、特に社会的な安定性を維持確保することに留意しなくてはならない。失業の發生を防止するためには、完全雇用政

策を採用して、勞働に對する有効需要を維持増進するとともに、勞働市場を改善し、失業保險制度を擴張し、失業者を救済することが必要である。しかし、わが國の現状では、失業が「潜在化」してそれが顕著に転化する傾向が強い。したがつて失業対策とあわせて、社會保障制度、最低賃金制度を確立するとともに、國民所得の公正な分配に努め、消費生活、特に國民榮養の合理化に努力することが必要である。

四 海外移住

將來における可働人口の激増の傾向に鑑み、平和的な海外移住について諸外國の理解ある協力を得ることは、たとえその当初にあつては、それによつて海外に移住することのできる者の数が少ないとしても、わが國においての人口の過剩感を緩和する上に、極めて大きな効果があるといふことができる。

元來、外國領土への移住は、その移住者受入國の事情によつて決定されるものであるが、未開發地域の經濟的開發は、結局、世界平和、人類の福祉に貢獻するゆえんであるばかりでなく、資源が豊かであつて勞力の乏しい國に對して、その反對の状態にあるわが國がその相手國の求めるごとき種類及び数の「平和的にして勤勉有能な勞務者」を送り出すことは、彼我全くその利害を同じくするものといわなくてはならない。

しかし、世界の現下の情勢の下においては、このことを實現する上において幾多の困難があると考えられるから、わが國は、当面、まず相手國の要望に應じて、優秀な技術者および熟練勞務者を

送出して、その國の經濟的發展に資するようにするとともに、今後は常に誠意をもつて、世界の世論を喚起し、國際連合、國際勞働機關、その他これに關係ある諸機關の活動を促すように努力しなくてはならない。

五 要約

これを要するに今日の我が國の人口問題は、戦後において、生産力が著しく減退した結果としてすでに國民の實質所得水準が顯著に低下している上に、さらに今後人口増加が豫想せられる場合には、國民の生活水準は、このままでは一そう低下せざるを得ないということにある。

したがつて、敗戦後の今日においては、極めて困難なことではあるが、まず何よりも生産力の回復増進に努めなくてはならない。そしてそのためには、その前提として、貿易の復興、海運の伸張を図ることが必要である。

もつとも國土の開拓、食料の増産が人口収容力の回復のために最先の急務であることは特に指摘するまでもないが、それによつて農業が一そう多くの人口を收容し得ることを期待すべきではなく、その生産性を高め農業人口の或程度の減少を豫想しなくてはならない。

したがつて、輸出の振興および原料などの輸入と相まつて、農業以外の産業の回復發展を期するのでなくては、人口過剩の問題を解決することは到底望むことができない。

参 考

(一) 今日人口問題の根本は、わが國の人口がその總數において現在すでに甚しく過剩になつ

でいるというだけでなく、生産年令人口（一五—五九才）が今後約二十年間にわたつて、出生率の如何にかかわらず激増するという点にある。すなわち、生産年令人口の年平均増加は、大正九年から昭和五年までにおいて五二万人、昭和五年から同十五年までにおいて四〇万人であり、昭和二十年から同二十四年までにおいては八一万人（引揚者をも含む）、昭和二十五年から四十年までにおいては一〇三万人と推計される。

(二) 「失業者」の数は、「労働力調査」によると戦争直後の昭和二十一年十月においても一四九万人で、年令一五才以上の「労働力人口」三、一八九万人の四・七％にすぎない。またその後著しく減少して、昭和二十三年十月にはわずかに三〇万人で、「労働人口」三、六五〇万人の一％にもおよばないのであつて、ほとんど「完全雇用」の状態にあるように見えるが、これでもつて、わが国の人口が過剰でないということはできない。

わが国では、今なお「営利」ではなくて、家族の「生計の資」を得ることを目的とした「家族経営」が広く存在して、昭和二十二年の国勢調査によると、就業人口の約六〇％がこの「家族経営」に属している上に、「営利」を目的とした「企業経営」の場合においても、労資の関係が「家族主義の原理」の上に立っているために、人口が過剰である場合にも、二十世紀の西欧諸国および米國などにおけるように、そのことが「失業者」の増加となつて現われな

い。実質所得または実質賃金を低下することによつて一慮就業することになるからである。

(三) わが国における人口過剰の事実は、実質所得の甚しい低下の中に現われている。経済安定本部総裁官房調査課の調査によると、人口一人当りの実質所得は、昭和五十九年を基準（一一〇〇）として、昭和十五年が一二一、昭和二十二年が五九ということになつてゐる。

したがつて、この計数から逆算して、仮りに実質国民所得の総額に変化がないとして、しかも一部のものが平均的に、昭和五十九年の実質所得水準を維持したとした場合でも、昭和二十二年において、二、九九七万人、昭和十五年の実質所得水準を維持したとした場合においては、実に四、〇〇〇万人の人口が無所得になるという計算になる。

(四) しかるに、わが国における人口の発展の跡を見ると、出生率は、大正九年の人口千に付三六・三から昭和十八年の二九・五に低下し、死亡率は、同一期間に人口千に付二五・四から一五・九に低下している。

戦後には、死亡率は引続き顯著な低下をなし昭和二十三年には人口千に付二二・〇という極めて低い率になつてゐる。これに反して、出生率は昭和二十二年が人口千に付三四・五、同二十三年が三三・八という昭和の始めの頃の高い率になつてゐるが、これは主として戦後にみられる一時的な性質のものである。

したがつて、わが国の出生率は、今後、大正九年以降の長期的、すう勢的な低下の傾向を再

び続けることになると考えられるが、その場合においても、計算の結果によると、人口はなお増加を継続する。出生率および死亡率が長期的、すう勢的に低下する結果として、人口の中で年令のより高い者の割合が増大するために、少くとも今後の二十年にわたつて、可働人口が総人口の増加する以上の割合で激増して労働市場を著しく圧迫することになると推測される。

(五) 大正九年から昭和九年までの十四年間の人口増加割合は二二％であつたが、昭和十年から同二十四年までの十四年間のそれは二〇％に下つてゐる。戦後の異常に高率な人口増加は引揚超過による一時的な人口移動と戦後の「遅らされた」自然増加との競合によると考えられる。

(六) 戦後のわが国において人口一人当りの実質所得が急激に低下して、人口が過剰になつたのは、一つには戦時および戦後における消耗、破壊等、資本設備の激減にもよるが、それよりも一そう根本的な原因は、戦後にいたつて貿易がほとんど絶えたために、戦前の産業におけるより高い生産性を可能にしてきた「国際分業の利益」が失われて「分業および大量生産の利益」の実現が著しく制限されたから、生産性が甚だしく低下したことに基いているということができる。

(七) 戦後のわが国ではこのように実質所得水準が低下した結果として、人口の産業構成の上にも異常な変化が生じてゐる。

まず第一に明治初年から昭和十五年までについてみると、農業人口は全く停滞的に、

四〇〇万人を上下したのに対して、工業、商業、公務自由業などの非農業人口は、引続き急激に増加した。すなわち、有業人口中の割合において、工業人口が三・八%から二五・〇%に、商業人口が六・九%から一五・〇%に、公務自由業人口が〇・七%から六・八%に、それぞれ増大しているのに対して農業人口の割合は七七・一%から四二・六%に低下している。

しかるに、今次大戦後になると、昭和二十二年には、同十五年に比較して、農林業人口が一躍三二六万人、二三・六%の大増加をした結果としてその有業人口に占める割合が第一次大戦直後の時代のそれに高まつているのに対して、農林業以外の人口では、鑛業人口が七万人、一一%、建設工業人口が三三万人、三三%、運輸通信業人口が一五万人、一一%、自由業人口が一九万人、一五%、公務自由業人口が三七万人、六七%、合計一一一万人を増加しているが、製造工業人口は一三五万人、二〇%、商業人口は一三〇万人、三六%、サービス業人口は一二二万人、合計実に三六五万人を減じている。

戦後のわが国で人口の産業別の構成がこのように異常な変化をしたのは、主として国際貿易がとだえたことによつて国際分業の利益がなくなつたために生産性と、したがつてまた実質所得とが甚だしく低下した結果である。実質所得が増加する場合に、需要の構造が食料品に対するものを主としたものから工業製品とサービスに対するものを主としたものに変化するということは、周知の通りで、これは前者に対する需要が非弾力的で実

質所得の増減に応じて増加または減少することが少ないのに対して、後者に対する需要が概して弾力的であるからである。

したがつて、今後においてわが国産業の生産性が回復増進して、実質所得水準が高まることになれば、農業人口の割合は再び低下することになると見なくてはならない。

人口調整に関する建議

わが国の経済再建と公衆衛生の向上に憂慮すべき影響を与える人口の激増を防止し、健康で文化的な生活の実現を期するため、各夫婦が受胎調節の方法によつて、自由かつ自主的に産児数を調整しようように、これに必要な知識の供給と、実施の適正化を図り、またこれがひろく国民の各階各層に普及するよう指導する必要があると認める。

右の目的達成のために、特に左の点に留意することが必要である。

(イ) 全国保健所、優生結婚相談所、その他関係機関の急速な整備と動員、またこれらの機関の実務担当者の養成訓練、また全国医育機関の人口問題、家族計画、優生保護、産児調節技術に関する教育を行う必要がある。

(ロ) 産児調節の普及と利用の最も困難な階層に対しては、特にこれが啓もうに努力するとともに、生活保護法の一部改正等により、適正な薬剤器具を無償に入手し得るよう、積極的措置を講ずることが望ましい。

(ハ) 人口問題に関する行政事務を専管する部局を創設し、全国にわたつて家族計画、優生保護

事業等の指導を行うことが必要である。またこれに関連して、人口問題研究所、並びに国立公衆衛生院の關係業務を強化擴充し、人口行政の綜合運営の実を挙げることが望ましい。

(ニ) 受胎調節の知識の供給、またこれが実施の普及を講ずるに當つては、社会の善良な風俗の保存の障害とならないよう注意することが必要である。

説 明

一、人口増加のすう勢

わが国の人口は昭和二十三年八月一日現在の常住人口調査で八、〇二二万人であつて、昭和二十三年における自然増加は一七五万に達した。この増加人口は、ほぼ大阪市の人口に近いものであつて、国民一般に大きな衝動を与えたが、この際国民の知ろうとするところは、これは戦後の一時的現象であるか、それとも、今後、相当の期間、継続するかということであり、若し継続するとすれば、どういふ結果になるかということであろう。本審議会は、これらの諸点について研究と検討とを行つたが、第一に必要なことは、昭和二十三年の人口増加の大部分を占める自然増加の二要素、出生と死亡との各々について、その性格を明らかにし、かつその動向に関する将来の見通しをつけることである。

まず、出生率についてであるが、昭和二十二年の三四・五は、終戦直後の人口動態統計の空白時代を考慮に入れても、戦後における最高であつたことは確實である。これは専ら復員引揚者の急増による集中的な出生と戦後の婚姻率の高まりに伴

う出生増加に基づくのである。

しかるに、昭和二十三年に至つて、それが三三・八に低下したことは、すでに戦後の影響の脱却に、一步をふみ入れたものと見得る。しかれば、今後、何年にしてわが国は、この戦後の影響から脱却し、平常の型に復帰するであろうか。本審議会は種々の要素、特に前大戦後のイギリス、フランス、ベルギー、オランダ、イタリー等の戦後の動態率推移の形態を研究し、これを参考として勘案した結果、わが国の出生率は、昭和二十六年に至つて、ほぼ戦後の性格から脱却し、その後は戦前十数年間の傾向を追つて徐々に下るものと思われる。

次に、死亡率についてであるが、昭和二十三年の二二・〇は、実に、わが国未曾有の低率であつて、公衆衛生の勝利を思わせるものである。

本審議会は、その原因を明らかにするために、昭和二十三年の死亡率を死因別に分析し、その各々について考察を加えた結果、主として急性および亜急性伝染病、ならびに肺炎等による死亡の急速な改善に基づくと明らかとなつた。例えばこの年の死因別死亡率を昭和十年のそれに比較すれば、腸チフスは五分の一以下、赤痢およびフテリヤは三分の一以下、胸膜炎および肺炎は二分の一以下に減じている。そしてこの成果を勝ち得た理由は、主として戦後連合国軍の推進力と関係当局の努力によつてもたらされた世界の最高水準を行く公衆衛生の新規格、また新發明にかゝる伝染病に卓効ある諸薬物の輸入と、その適用等の奏効に基づくものである。しかればわが国死亡率は

将来どのような推移をたどるであろうか。本審議

会は、総死亡率を死因別に分け、その各々について、その将来に関するおおよその見通しをつけ、再びこれを総合計測した結果、今後、年によつて一上二下は免れ難いが、全体としては極めて徐々に、さらに低下に向うものと考えられる。例えば結核は、わが国では、死因別死亡の第一位を占めたがつて総死亡率を大きく動かす重要な要素であるが、これは、前記昭和二十三年の大低下をもつてしても、昭和十年のそれにくらべて僅かに五%の改善を見ているに過ぎない。しかるに、他面わが国現下の公衆衛生施設は、全国七百の保健所の整備とともに、次第に普及しようとしている。そこで、もし結核による死亡率が、わずかでも改善せられるならば、死亡率は、大巾に動かされ、こゝに再び相当の低下を来すことが考えられる。(結核死亡率を一%減ずることも腸チフスを一〇〇%減ずると同様の影響を、総死亡率に及ぼす)

この見解の下に本審議会は昭和三十年までの人口を推計してみた。その結果は下表のようである。

本表の推計によると、わが国の出生率は、昭和三十年には約二六・〇となり、死亡率は一〇・〇となる。また自然増加率は二十六年までは、急速に減ずるが、その後は、当分約一六を維持する。そして人口の総数は、二十六年に八、五〇〇万を三十年に九、〇〇〇万を突破することになる。

それゆえに、産兒調節について特別の措置を講ずることなく、自然の推移にゆだねるとしたならば、人口はおおむねこのような形で増加するもの

年次	出生率	死亡率	自然増加率	人口(単位千)
昭和23年	33.8	12.0	21.8	80,217
24年	31.2	11.7	19.5	81,969
25年	29.0	11.4	17.6	83,571
26年	27.0	11.1	15.9	85,044
27年	26.8	10.8	16.0	86,397
28年	26.5	10.6	15.9	87,778
29年	26.3	10.3	16.0	89,177
30年	26.1	10.1	16.0	90,601

と思われる。

本年七月、総司令部経済科学局発行の日本経済統計月報第三四号第三編の中にも、日本の将来人口の推計が発表されている。年令別特殊出生率や死亡率をも計算に入れて、産兒調節が極めて激烈に起つた場合、中等度に起つた場合、および特別の措置を講じないで自然の推移に委ねられた場合とに分けて推計しているが、最後の場合は、本審議会の推計と一致するので、その数字を左に示す。

この表によると、昭和三十年の人口は、やはり九、〇五三万となつていて、本審議会の推計の結果とほとんど一致している。なお、この推計によ

年次	人口総数 (単位千)
昭和23年	79,129
〃 24年	81,192
〃 25年	83,097
〃 26年	84,569
〃 27年	86,042
〃 28年	87,525
〃 29年	89,028
〃 30年	90,531

ると、昭和三十七年に日本の総人口は一億に達することになつてゐる。これによつても、日本の人口は、二一三年後には八千五百万台に、昭和三十年には九千万台に、さらに十数年後の昭和三十七年には一億を突破するという見通しがついてゐるのであるから、わが国の人口問題は、極めて重要であるといわなければならない。

二 産兒調節の効果

しからば、この人口の激増は、産兒調節によつて、どの程度まで緩和され得るであらうか。これに關する推測もまた重要である。

そこで、本審議会は、試みに世界各国中、純再生産率の最も低いイギリスおよびスウェーデン(一九三七年)を目標として、この程度の出生制限がわが国に行われるという仮定の下において、これが昭和二十五年から始まるとすれば、人口総数および動態率がどのように推移するかを算定し下表のような結果を得た。

すなわち、このような強度の出生制限によつても、なおかつ、昭和五十年には、わが国の人口は九、五〇〇万台に達し、昭和七十年には一億を超える。昭和三十年についてみれば、前記の自然的

年次	自然増加率	出生率	死亡率	総数 (千人)
昭和25年	5.10	15.41	10.31	82,530
〃 30年	6.25	16.45	10.20	85,161
〃 35年	6.13	17.14	11.01	87,915
〃 40年	5.75	17.57	11.82	90,591
〃 45年	5.24	17.68	12.44	93,110
〃 50年	3.57	16.46	12.89	95,115

に放置した場合より五〇〇万を減ずるのみである。しかも注意すべきは、昭和二十五年からこのような強度の出生制限が一挙に行われるというようなことは、ほとんど不可能のことであるから、うなことは、ほとんど不可能のことであるから、實際問題として、産兒調節の方法だけによつて人口問題を解決することは、少くとも、近き将来に關する限り、不可能といわなければならない。

なお、前記の總司令部の推計は、やや実現性のある、しかしながら可能なる限り激烈な産兒制限が日本に起る場合を仮定し、その立場からの計算をも行つてゐるが、それによると、昭和三十年には八、七二五万になるとしてゐる。すなわち、自然にゆだねた場合より僅かに二七五万を減じうる

に過ぎない。

そこで、本問題の解決は、飽くまで通商(移民を含む)および産業の振興による経済再建に重点を置かなければならないことが明らかになるが、しかしながら、そのゆえをもつて、各夫婦が行う産兒調節の効果を無視し、或いはこれを経済的に無意義なるもののように考へてはならない。本審議会は、わが国の経済再建が多くの困難と試練に直面するであろうところの近い将来の危険期が、産兒調節の普及による人口圧力の軽減によつて、相当程度に緩和せられ得ることを信ずるものである。

さらに重大なのは、産兒調節の家庭経済に及ぼす影響とその公衆衛生上にもたらす利益である。すなわち、各家庭は、その計画的な産兒調節によつて家庭に襲いかかる経済的重圧を幾分かでも軽減することが出来るし、また家族間の榮養割当の増加、保健水準の向上、なおまた妻の産褥疾患とこれによる死亡からの解放を期待することが出来る。また、出生間隔の延長が必ず母体の健康向上と乳兒死亡率の低下を来すことは、世界いずれの国の統計も明らかにこれを物語つていて、その公衆衛生上の利益を見逃してはならない。

三 人口問題と公衆衛生

最近の公衆衛生の理念は、従来の個人衛生の考え方から転じて、社会大衆の福祉の増進と文化の向上という方向に向いつつあるが、過大人口は、この目的達成に一大支障となるものである。

すなわち、過大人口の問題は、もはや単なる経済上の関心事たるに止まらず、公衆衛生の重要課

題となつて来たのである。そして、その直接の原因は、近代科学の飛躍的發展によつて疾病の豫防ないし治療に卓効を奏する多くの發明発見が次ぎ次ぎになされ、したがつて、死亡率の低下がいよいよ顯著となつて来たことである。恐らく原子力の医学的應用の時代が来るならば、この勢いはさらに強化せられるであろう。しかも、われら人類はこの近代的産物である文化財のもたらす効果を拒むべき何らの理由も無いのみならず、これに対して、一その努力を費すべきことが要請せられる。しかし、ここで問題となるのは、この死亡率の徹底的引下げによつて、結果する過大人口である。すなわち、こゝから再びわれらの生活を脅かす各種の問題がひき起され、疾病の増加、ひいては死亡率上昇の新しい因子が作られて来ることになる。新しい時代の公衆衛生が、もはや単なる死亡率の引下げだけを目標とすることが出来ず、出生率調整の問題を取上げるに至つた理由はここにある。しかも、わが国現下の実情は、最もこの点について反省すべき立場にある。

本審議会が人口調整の必要性について、経済理由と並んで公衆衛生上の理由を挙げたのはこれによるのである。

四 家族計画

次に、上に述べたような動態平衡を実現するという見地から、各家庭が家族計画の思想に基いてその産児を調節することが望ましい。この家族計画に基く産児調節の立場は必ずしも消極的な産児の制限のみを意味しない。したがつて、場合によつては、より多く産むことに對する要求となつ

てあらわれることもあり得る。さらにまた過大人口の無い国においてもこの思想に基く産児調節はあつてよく、また實際あるのであり、全体としての動態平衡が要求される。

しかし、現下のわが国のような情勢においては國家の憂うところはまた家庭の関心事でなければならぬ。事實、それは家庭經濟に對する重圧としてあらわれてくるから、それが自ら産児制限に對する家庭の自發的要望ともなつてくるのは当然であり、また必然でもある。人口増加の抑圧に對する國家的要望が、自主的な家族計画の思想と一致することが必要である。たゞ出生調節は、他から強いられるべき事柄でなく、われ等の与えられた自由の行使という意味で、各自の生活設計の一部として、自主的になさるべきことである。しかも、その方法は、最も弊害の少い「受胎調節」の方法によるべきであり、またその目標は、健康で文化的な生活の実現に置かなければならない。本審議会は、これがわが國に將來ひろく行わるべき産児調節の根本的態度、またその運動の指導理念となることを切望する。婦人解放の問題もこの理念による産児調節の実施によつて現実的な効果と足場を得られるであらう。

五 受胎調節と人工妊娠中絶

産児調節は「受胎調節」の方法によるべきで、他の方法、特に人工妊娠中絶によるべきでない。それにもかかわらず、最近死産率の上昇が著しく昭和十八年の三九・九(出産千に對する)が昭和二十三年には五〇・五に上つており、その中に占める人工妊娠中絶による死産の割合も次第に増加し

つつある。同年一月のこの割合と十二月のこの割合とをくらべてみると、都市では三倍、農村では二倍に達しており、二十四年にはさらに飛躍的増加を示そうとしている。したがつて、母体の生命と健康とに及ぼす障害の程度も少くないであろう。そこで、本審議会は、一部に優生保護法改正による人工妊娠中絶の適用範圍の擴大を求めめる声があるが、その弊害が大きく、また經濟上の失費も多いので、むしろ事前の処置としての受胎調節の普及とその方法をいよいよ完全なものとすることを望む。

六 逆淘汰の防止

受胎調節は國民各階各層に普及することが望ましい。すなわち、社会の一部の階級にのみ流行し他に及ばない時、國民の平均素質の變化は免れないし、場合によつては、日本民族將來の質的低下となる恐れがある。わが國の現状をみると、産児調節の風は都市の一部の階層以外にはまだほとんど及んでいない。これに關する諸方面の調査と報告を綜合し、全國的普及度を像像すると、産児調節をやつてゐる夫婦は(やつたことがあるという程度)の者を加えても二〇%以下であり、他はやつていなければやつたこともないのである。しかも、これらの調査は、都市と農村とに公平に行われたようにみえても、統計技術上、都市的選択をうけやすいから、實際の普及度はさらに低いものと思われる。

ちなみに、一九四三年の「フォーティーン」誌の調査によれば、アメリカ合衆國では都市家族の約六〇%、農村家族の約四〇%が、これを行つてい

る。

しかし、産児調節は都市或いは都市的環境における知能的職業者間では、今日でも或程度普及しており、人口問題研究所の東京都および近郊市町村の実態調査によれば、都市夫婦の二六・四%、町村在住夫婦の二二・四%がこれを実行している。また、公衆衛生院は、職種別調査で官吏二二%、小商工業者約一二%という数字を出している。後者は、また大都市居住者で受胎調節を行っているものだけについて夫の教育程度別に調査しているが、それによると、大学卒業者が約三〇%、専門学校卒業者が二七%、中学卒業者が一九%、小学校卒業者は〇・八%実行していることになっている。これは受胎調節の風がいかなる階層に普及し易いかを物語るものである。本審議会は、このゆえに、受胎調節の普及をはかるためには、政府は関係の機関を動員して、これが合目的指導を徹底的に行うよう希望する。

なお、受胎調節の普及が困難をきわめるのは、これに対する要求のほとんどない人々の間、或いはこれらの人々の群居する地域においてである。特に、遺伝学的意味での好ましくない素質者の多数群居している特殊地域は、同時に性病、アルコール中毒、麻薬中毒等の淫浸する場所となり、また各種の社会悪の温床ともなりやすい。ゆえに、もしこれらの地域に受胎調節運動の手が及ばず、自然に委ねられるならば、いわゆる逆淘汰の出現は必至であり、民族の将来は真に悲しむべきものとなる。本審議会は、この点を特に重視するものである。ゆえに、これが対策として、特殊の人

々、或いは地域を目ざす訓練された保健婦の活動、母親教育の組織化、その他あらゆる手段に訴えて受胎調節に関する知識の供給は勿論のこと、必要な一切の資材の安価ないし無償の入手を可能ならしめるための積極的措置を講ずる必要がある。

なお、こゝにきわめて必要なことは、これら一切の措置に伴う日本民族の量的および質的動向を精確にとらえることであり、特に日本民族永遠の生命をつちかう民族平均素質の動きに対して、あらゆる調査研究機関を動員して格段の注意を拂うことが必要である。

七 重要な留意事項

人口調整がその実を挙げるためには、これに適する社会的文化的条件の同時に存在することがきわめて望ましい。特に次のような条件の存在する時に産児調節は大きな普及性と浸透性を示すことに留意すべきである。

- (イ) 一 国の産業が高度に工業化し、国民の生活水準が向上し、国民大多數の者の文化生活に對する欲望がこれにしたがつてたかまる場合。
- (ロ) 相続制度、所得形態等が子女を多くもつことを不利とする場合。
- (ハ) 社会保障制度の擴充により、老後の生活安定のため、子女をもつ必要がなくなつた場合。

優生保護法の制定並びに

その施行状況

昭和二年七月一三日公布の「優生保護法」は昭和十五年五月一日公布の國民優生法を戦後の人

口政策的要請にそつて改正したものであつたが、人口妊娠中絶の適用を單に惡質遺伝の防止のためだけでなく、母体保護の見地からできるだけ擴張しようとする趣旨はその後さらに徹底されて昭和四年六月二十四日その一部改正法の公布をみるに到つた。右改正法によりその大要をあげれば以下のとおりである。

この法律の目的は第一条に掲げられており、
「この法律は優生上の見地から不適當な子孫の出生を防止するとともに母性の生命健康を保護することを目的とする。」

優生手術の定義については旧「國民優生法」と大差ないが、とくに人工妊娠中絶については第二条第二項に左のように定義している。

「この法律で人工妊娠中絶とは胎兒が母体外において生命を保持することのできない時期に、人工的に胎兒及びその附屬物を母体外に排出することをいう。」

とくに優生手術の適用に「強制」と「任意」の別を明きらかにし、またその対象として旧法どおり専ら遺伝性的心身缺陷者の場合のほか、更に母性保護の見地からする場合をあげている。第三条の掲げる優生手術の該当項目は、左のとおりである。

- 一、本人又は配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの
- 二、本人又は配偶者の四親等以内の血族關係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有

しているもの

三、本人又は配偶者が癩疾患に罹り且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの

四、妊娠又は分娩が母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

五、現に数人の子を有し且つ分娩ごとに母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの

右の第五号を除いては本人及び配偶者の同意があれば、任意の人工妊娠中絶が許される(第十二条)。

審査を必要とする場合については第十三条により左のごとき審査申請の規定がある。

第十三条 指定医師は左の各号の一に該当するものに対して、人工妊娠中絶を行うことが母体保護上必要であると認めるときは、本人及び配偶者の同意を得て、地区優生保護審査会に対し人工妊娠中絶を行うことの適否に関する審査を申請することが出来る。

一、本人又は配偶者が精神病又は精神薄弱であるもの

二、妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害する虞れのあるもの

三、暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に強姦されて妊娠したもの

右の内とくに第二号の経済的理由による場合の判定基準については、各都道府県知事宛厚生次官通牒「優生保護法の一部を改正する法律施行に関する件」の中で次のように解釋されている。即ち「経済的理由」によるとは妊娠を継続し、又は分娩することがその者又はその者を含む世帯の生活に重大なる経済的支障を及ぼし、その結果母体の健康が著しく害せられる虞れのある場合をいうのであり、従つて現に生活保護法の適用を受けている者(生活扶助をうけている場合は勿論医療の保

護だけを受けている場合も含む以下同じ)が妊娠した場合、又は現に生活保護法の適用を受けていないが妊娠の継続又は分娩によつて生活が著しく困難し生活保護法の適用を受けるに至る可き場合等は通常法第十三条第二号の適用をうけるものであるとされている。また生活保護法は暴行不良な者や怠け者には適用されないもので、闇の女や妾等については生活保護法の適用はないが、この場合でも右の要件を充す場合には人工妊娠中絶を認めず差支えないことが明らかなにされている。

たゞし右の場合の具体的な判定は実際上きわめて弾力性がある。因みに昭和二四年における実施成績について法第十二条による任意人工妊娠中絶と法第十三条による審査による人工妊娠中絶の状況を都道府県別に実数で見ると第一表のとおりで、各府県によつて兩者の間に相当の差が見られるのは、法文解釋の如何によつて左右されているものが多いことを想像させる。例えば新潟県は任意中

第一表 昭和24年優生保護法実施状況

	任意の人工妊娠中絶	審査による人工妊娠中絶	人絶
北海道	3,524	9,120	
青森	1,319	1,335	
岩手	1,096	1,314	
宮城	2,499	1,312	
秋田	4,523	332	
山形	2,891	1,356	
福島	5,036	1,998	
茨城	1,869	1,142	
栃木	743	922	
群馬	1,568	879	
埼玉県	1,538	970	
千葉県	1,472	917	
東京都	5,384	5,021	
神奈川県	4,750	745	
新潟県	1,154	10,217	
富山県	3,110	2,082	
石川県	2,356	732	
福井県	875	620	
山梨県	1,293	321	
長野県	3,076	3,931	
岐阜県	2,871	2,063	
静岡県	5,501	2,017	
愛知県	10,343	7,351	
滋賀県	2,671	1,825	
京都市	1,286	1,707	
大阪府	6,280	3,572	
兵庫県	13,206	3,865	
岡山県	7,069	6,260	
広島県	551	335	
山口県	2,731	469	
徳島県	1,446	1,107	
香川県	1,889	585	
愛媛県	2,712	2,626	
高知県	7,787	115	
福岡県	2,583	2,774	
佐賀県	1,783	194	
熊本県	862	1,757	
大分県	2,552	990	
宮崎県	1,273	339	
鹿児島県	4,697	8,512	
沖縄県	1,538	1,693	
計	145,417	100,819	

絶に對し審査中絶は八倍に達しているが、これに反し広島県では〇・〇一五倍に過ぎない。

次に新優生保護法が旧「國民優生法」と異なる一特色は優生結婚相談所に関する規定(第五章)を掲げていることで、戦後の人口政策的要望にそおうとしている点である。その全文を掲げれば左のとおりである。

「第二十条 優生保護の見地から結婚の相談に應じ遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため優生結婚相談所を設置する。

第二十一条 優生結婚相談所は、都道府府に少くとも一箇所以上、これを設置する。

2 優生結婚相談所は保健所に、これを附置することができる。

第二十二条 国以外の者は優生結婚相談所を設置しようとするときは厚生大臣の認可を得なければならぬ。

2 前項の優生結婚相談所は厚生大臣の定める基準によつて医師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。

第二十三条 この法律による優生結婚相談所であるならば、その名称中に優生結婚相談所たることを示す文字を用いてはならない。

第二十四条 この法律で定めるものの外、優生結婚相談所に関して必要な事項は命令でこれを定める。」

なお現在までに設置された公私の優生結婚相談所は第二表のしめすとおりである。

第二表 優生結婚相談所設置数

	設置数	私立 設置	可 認
道森手形島	1	1	
北海	2	1	1
青	2	1	1
山	1	1	
福	1	1	
栃	1	1	
埼	1	1	
東	1	1	
新	1	1	
富	1	1	
福	17	1	1
長	10	1	1
岐	14	1	1
靜	10	1	1
三	1	1	
滋	5	1	1
京	34	1	1
大	8	1	1
奈	5	1	1
和	5	1	1
歌	1	1	
取	1	1	
根	1	1	
山	3	1	1
島	2	1	1
島	2	1	1
川	1	1	
知	5	1	1
岡	1	1	
島	11	1	1
兒	1	1	
計	145	12	

農地制度の改革とその状況

農地制度が日本農村、ひいては日本社会全般の正当な発展を阻害する重圧として幾多の問題を提起してきたことは、とくに大正年代以降の頻発する小作争議に、あるいは昭和恐慌以来の自作地増加傾向の中に観取されるとおりで、日華事変前後から太平洋戦争にいたる期間に採択された一連の土地管理政策も、戦争経済体制の強化の目標にそつて行われた土地制度近代化の要請の政策的変形であつたといつてよい。即ち、

(イ) 農地調整法(昭和一三年)は食糧増産の要請にこたえたものであり、耕作権の安定と、高率小作料の修正を目的とした。

(ロ) 小作料統制令(昭和一四年)は小作料の引上げの停止と適正化を意図した。

(ハ) 臨時農地価格統制令および臨時農地等管理令(昭和一六年)のうち、価格統制令は地価の高騰を抑制し之を停止せんとしたもので

あり、管理令は農地の潰廢を防ぐため、農地の所有権貸借権の移動を制限したものである。

(ニ) また食糧管理政策の面より昭和一六年産米から地主(在村)保有米制度を設け、不在地主については代金納制度がとられた(現物納の修正として重要意義がある)更に地主米価と生産者米価との二重価格制がとられ、小作料負担が軽減された。これは第一次農地改革の小作料金納化の基盤を与えたものである。

(第一次農地改革から第二次農地改革へ)

すでにこれらによつて土地制度の多くの修正がみられるのであるが、諸般の客観状況の激変は、農地改革の必然性を認識せしめ、敗戦直前昭和二十年十一月十六日農林省において農地改革に対する原案の発表となり、十一月二十二日閣議において修正され「農地調整法改正法律案」として第十八九議會に提出された。議會ではこれを阻止しようとする動きが強かつたが、総司令部の農民解放指令が發せられたため若干の修正を加えて通過成

立し、十二月二十八日に新法律の公布をみた。これが所謂第一次農地改革であつた。この農地改革は、立案者によれば「日本の社会が真にデモクラシー化するためには日本の国民経済の構造において民主をなすもの即ち農業がその組織構造において民主々義化され農村社会が民主化の基礎条件を与えられねばならぬ」という必要から立案されたのであるが、その内容の概略は次の如きものであつた。

- (一) 不在地主の所有する小作地及び在村地主の所有する全国平均五町歩を超える小作地を五ヶ年の期限すきで小作人の希望により開放する。その面積は二百六十万町歩の全小作地の中約百万町歩に達する。その他に五十万町歩は地主にできるだけ勧誘して自作農創設のため土地を解放せしめる。
- (二) 現物小作料を金納化する。
- (三) 小作地の取上げについては要件を嚴重に制限し、市町村農地委員会の承認がないものは罰せられる。
- (四) 農地改革の推進機関としての農地委員会に広汎な権能を持たせる。

要するに広汎な自作農の創設、小作料の金納化と統制および耕作権の確立とが主たる内容であつたが各方面より多くの缺陷と不徹底とを指摘され二十一年五月対日理事会において英国案を骨子とする勧告案がつくられた。かくて第二次農地改革案の立案となり、同年九月第九十議会に農地調整法中改正法律案および自作農創設特別措置法案が提出され、十一月十一日通過成立をみた。かくて農地改革もいよく実施の過程にうつされたので

ある。(改正農地調整法は十一月二十二日施行され、手続法たる自作農創設特別措置法は十二月二十九日施行された。)

第二次改革の内容を要約すれば次の通りである。

- (一) 二百万町歩以上の小作地につき二ヶ年間の期限つきで自作農を創設する。国が地主から強制買収し、小作農に売渡し、地主小作人間の相對売買を認めない。
- (二) 買収の対象となる農地は一切の不在地主の所有地および在村地主の所有する小作地一町歩(北海道は四町歩)を超えるもの、自作地小作地を合して三町歩(北海道は十二町歩)を超えた部分の小作地である。
- (三) 農地価格は据え置きとする。地主に対する支拂は一部現金(四千円まで)他は農地証券(二十四ヶ年賦均等償還)で行う。小作人の支拂は二十四ヶ年以内の年賦支拂を認める。
- (四) 農地の買収及び売渡しは市町村農地委員会がその計画を作成し、都道府県農地委員会の承認によつて効力を生じ、知事が買収売渡の手續を行う。市町村農地委員会の構成が改められ、小作五、地主三、自作二とし選挙権は経営主のみならず成年の男女に擴大された。
- (五) 農地改革と共に未墾地の開放を行い、既墾地に準じて強制買収を行う。
- (六) 農地の移動制限を強化し潰廢の制限規定を設け知事の許可制とする。
- (七) 小作関係の改善については土地取上げの制限を強化し、耕作権の移動は当分知事の許可

制とし、新に最高小作料を定めた。田は收穫物の価格の二割五分、畑は一割五分である。

(農地買収状況)

小作地の買収はまず昭和二十二年三月三十一日を期し、不在地主の貸付地を対象として第一回の買収が行われてから二十四年三月二日にいたる二ヶ年間に於いて前後一回にわたる買収が行われた。この一回にわたる買収を通じて不在地主の貸付地約七四万九千町歩、在村地主の貸付地九四万六千町歩合わせて一六九万五千町歩の小作地が買収された。このほか財産税の物納、その他の管理替面積が二十四年三月二日現在で一七万四千町歩あり、これを合わせて政府の農地取得面積は一八六万九千町歩に達した。小作地以外の收野の買収面積は二十四年三月二日現在で二二万餘町歩である。

以上をもつて小作地買収は概略修了をつげ買収洩れその他の事情で残つたわずかの農地の買収がその後行われた。

かゝる買収実績は当初たてられた買収見込数字に比し(小作地見込一五八万町歩、管理替を含む総見込面積一八七万町歩)より大きく、小作地の解放が多くの障害をこえて比較的効果的に行われたことを示すといえよう。

(農地の賣渡し状況)

国家が買収した小作地は原則として従前その小作地を耕作していた小作農民に買収価格をもつて売渡される。二十四年二月末現在で農地の売渡し面積は水田一〇七万九千町歩、畑六八万九千町歩合計一七六万八千町歩に達している。二十四年三

月二日現在の買収及び管理替えの農地面積は約一八六万九千町歩であるから、農地の売渡し実績は政府が取得した農地の九四・五％に達し、この農地を買い上げた小作人の延人員は八九万四千人に達している。又牧野の売渡し面積は九万三千餘町歩で取得面積の四二・三％、買い上げ小作人の延人員は一五万七千人に達している。

この如き農地の売渡しによつて全国の自作地および小作地の構成に如何なる変化が変えられたか、農地改革直前において全国の小作地の割合は四三・五％であつたが、二十二年八月には三九・五％に減少している。取得地が全部小作人に売渡されれば全国平均小作地の割合は九・三％となるはずである。

農地改革が一応完了せる後になお小作地として残存する面積は、地主保有地として約四一万六千町歩その他四万八千町歩全体で約四六万五千町歩である。この残存小作地は従来の小作地の約一八・八％に当るのであるが、当初豫定された小作地の八〇％を解放せんとする農地改革の目標は一応達成されたこととなる。

かくて、農村社会の自小作別構成は次の如く変化した。即ち、昭和二十三年十二月の農林省推定によれば二十二年八月において全農家の三六・五％を占めていた自作農は凡そ七〇％に増加し、二〇％であつた自小作農は二二・五％となり、自作農は一六・九％から二〇％へ、小作農は二六・六％から五・六％へと著減を示しているのである。

※

以上のような農地改革が、果してその企図する

農村民主化の目的をよく果しえたかどうかは一つには農地改革自体の性格にかゝり、他は客観的條件によつて制約される。すでに多くの論者によつて指摘されたようにこの農地改革は進歩的な面と保守的な面を併せもつという矛盾せる性格を有する。高率現物小作料と耕作権の不安定によつて特徴づけられる地主的土地所有から小作農民を解放して、経済的にも人格的にも独立せる自営農民を作り出すという点においてはたしかに進歩的性格を有する。しかしその反面において農民の伝統的意識の中に強く巢喰う土地所有欲を満足せしめ、自作農という排他的、孤立的な小土地所有者を多く作り出しわが國農業問題の宿痼である小農体制をいよいよ強化しようとする点において保守的性格を強く有する。この両面の矛盾する性格が今後の農村民主化の問題についてたえず相克するであらう。

その他残された問題として一町歩の貸付地を認めたこと、山林原野を殆んどそのまま残したこと未墾地の開放が不徹底であること、又日本農業生産力発展の痛ともいふべき零細経営克服に対して何らのみるべき方策を構じえなかつた点などが農地改革の成果を著しく減殺するものとされている。

しからば、農地改革を包む客観的條件はどうか農産物の大部分を価値以下の低い価格で強制的に買上げる供出制度、ドツデライン下シエール擴大による農家購入品の価格騰貴、課税の重圧、外国貿易による圧迫といった幾多の悪条件が累積している。

この悪条件下恐慌の発現せんとするときに果してよく農民がその土地所有を維持し自作農民として健全な経営をつづけよく生産力をたかめ、生活水準を上昇せしめて、農地改革をして真の農業改革たらしめうるか、これ全く今後課せられたる困難にして重大なる問題である。

日本人口学会の成立

戦後わが国人口問題の重大性にかんがみ、関係学者の相互協力に資するとともに又研究の国際的協力に便するを目的として昭和二十四年一月二十三日新しく日本人口学会が創立せらるるに到つた。その創立趣意書並びに会員氏名を掲ぐれば次のとおりである。

日本人口学会創立趣意書

戦後の日本の人口現象は錯雑した社会経済情勢の下に異常な変動を来している。こゝにおいて日本の人口現象を各科学の分野から総合的に検討し、その現状と将来の傾向を明かにすることは日本再建、特に経済上及び公衆衛生上の諸問題の解決のため必要不可欠からざる事柄である。

更に日本の人口現象は世界の情勢に及ぼす影響が極めて大なるにかんがみ、これを世界の人口現象の一環として研究することもはなはだ必要である。そのためには特に我等の研究はどこまでも科学的客観的に事実の把握に終始すべきである。さきに来朝せる多くの外国の著名な人口学者たちの等しく力説したところも正にそれである。

これ等の事態にかんがみ、日本における各方面

の人口現象の研究家は相集つてここに日本人口学会を創立した。すなわち関係科学のすべての分野にわたり総合的に日本の人口現象と、その経済面、公衆衛生面等に及ぼす影響を研究し、関係国際機関とも能う限り、良き連絡を保ち、世界における人口研究に貢献しようとするものである。

会 員 名 簿 (ABC順)

○印は常務理事

立川	曾田	下条	瀬木	岡崎	小田	西野	永井	○水島	美濃口	丸山	小山	○古屋	喜多野	川上	勝矢	板垣	犬丸	本多	林	安部
清	長宗	康磨	三雄	文規	橋貞寿	陸夫	享	治夫	時次郎	博	隆	芳雄	精一	理一	俊一	与一	秀雄	竜雄	恵海	雄吉
	○館							○森												
高橋	信男	篠崎	島村	齋藤	岡田	野尻	中川	田優三	三浦	三國	久保	小山	木内	川野	川井	神谷	石田	福田	菱沼	有沢
梵	稔	信男	俊彦	潔	謙	重雄	友長	一	一	一	秀史	栄三	信藏	重任	三郎	慶治	竜次郎	邦三	從尹	広巳

高橋	寺尾	内田	上原	山中	吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
正雄	琢磨	寛一	徹三郎	篤太郎	博人	秀夫	益修	阪俊	阪藏
田中	束畑	上田	渡辺	矢内	吉田	益修	益修	阪俊	阪藏
啓爾	精一	正夫	定	原忠雄	博人	益修	益修	阪俊	阪藏